

鎌倉市次世代育成きらきらプラン

＜後期計画＞

子どもが健やかに育つまち

子育ての喜びが実感できるまち

子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉



Ryoh

平成22年3月
鎌 倉 市

は じ め に



鎌倉市では、「子どもが健やかに育つまち、子育ての喜びが実感できるまち、子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」の実現を目指し、平成 17 年 3 月に「鎌倉市次世代育成きらきらプラン（前期計画）」を策定し、子育て支援施策を推進してまいりました。

この間、国からは新たな少子化対策についての取り組みが示されるなど、子育て支援施策を取り巻く環境は変化してきております。このため、鎌倉市といたしましても、時代に即した子育て支援施策を総合的かつ計画的に行っていく必要があることなどから、5 年間にわたり取り組んできた前期計画の見直しを行い、平成 22 年 4 月からの 5 年間を計画期間とする「鎌倉市次世代育成きらきらプラン（後期計画）」を策定いたしました。

後期計画では、前期計画の理念を継承するとともに、新たに「保育環境の充実」「子どもや親子の居場所の整備」「安全・安心を感じられる環境づくりの推進」の 3 点を「重点取り組み」として位置づけ、子育て施策を推進してまいります。

子どもたちの未来をつくるのは私たち大人の責任です。次世代育成は、行政だけではなく、企業、子育てにかかわるグループ、地域の方など、それぞれの協力のもと、社会全体で推し進めていかなければなりません。市といたしましても、厳しい財政状況の中ではありますが、子育て支援に積極的に取り組み、鎌倉を、どこよりも子どもを生みやすく育てやすいまちにしていける所存です。

最後に、この計画を策定するにあたり、鎌倉市次世代育成支援対策協議会・市民懇談会・団体別懇談会におきまして、また、ニーズ調査をとおしまして、多くの市民の皆さまから様々な立場で貴重なご意見・ご要望・ご提言を賜りましたことに心から感謝申し上げます。

平成 22 年 3 月

鎌倉市長 松尾 崇

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	5
1 少子化の進行	5
2 少子化の要因	7
3 就労状況と子育て	11
4 保育の状況	12
5 人口推計	16
第3章 計画の基本的な考え方	18
1 基本理念	18
2 基本的な視点	19
3 基本目標	20
4 重点取組み	22
5 施策の体系	24
第4章 施策の推進方策	26
1 基本目標別の施策展開	26
基本目標 1 地域で子育てを支援するまちづくり	26
基本目標 2 子どもと親が健康に暮らせるまちづくり	40
基本目標 3 子どもが心身ともに健やかに学び育つ まちづくり	48
基本目標 4 子どもと子育てにやさしいまちづくり	60
基本目標 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*を実現できる まちづくり	67
基本目標 6 専門的な支援を利用しやすいまちづくり	71
2 ライフステージに合わせた施策展開	79

第5章 目標（計画重点指標）85

- 1 特定事業の目標値85
- 2 計画の目標86

第6章 計画の推進に向けて88

- 1 推進体制の充実・強化88
- 2 市民や地域との協働による推進88
- 3 計画の進行管理88

第7章 資 料90

- 1 鎌倉市次世代育成支援対策協議会設置要綱90
- 2 鎌倉市次世代育成支援対策協議会委員名簿92
- 3 後期計画策定の経過94
- 4 次世代育成支援対策推進法の概要96
- 5 国が定めた「行動計画策定指針」の概要97
- 6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*憲章100
- 7 用語説明103

※文中の*印のついている用語については、巻末に用語の説明を掲載しています。



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

鎌倉市（以下「本市」という。）は、次代を担う子どもたちが夢を持って健やかに育ち、親が安心して子育てができる鎌倉の実現を目指し、平成 17（2005）年 3 月に「鎌倉市次世代育成きらきらプラン（前期計画）」（以下「前期計画」という。）を策定しました。

この前期計画は、平成 15（2003）年 7 月に次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）が制定され、地方公共団体で、次世代育成支援対策の実施に関する総合的な行動計画策定が義務付けられたことを受け策定したものです。

前期計画策定以降、「子どもが健やかに育つまち、子育ての喜びが実感できるまち、子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念とし、子育て支援を推進してまいりました。

国は少子化対策として、平成 19（2007）年 12 月に、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を示し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{*}の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとししました。

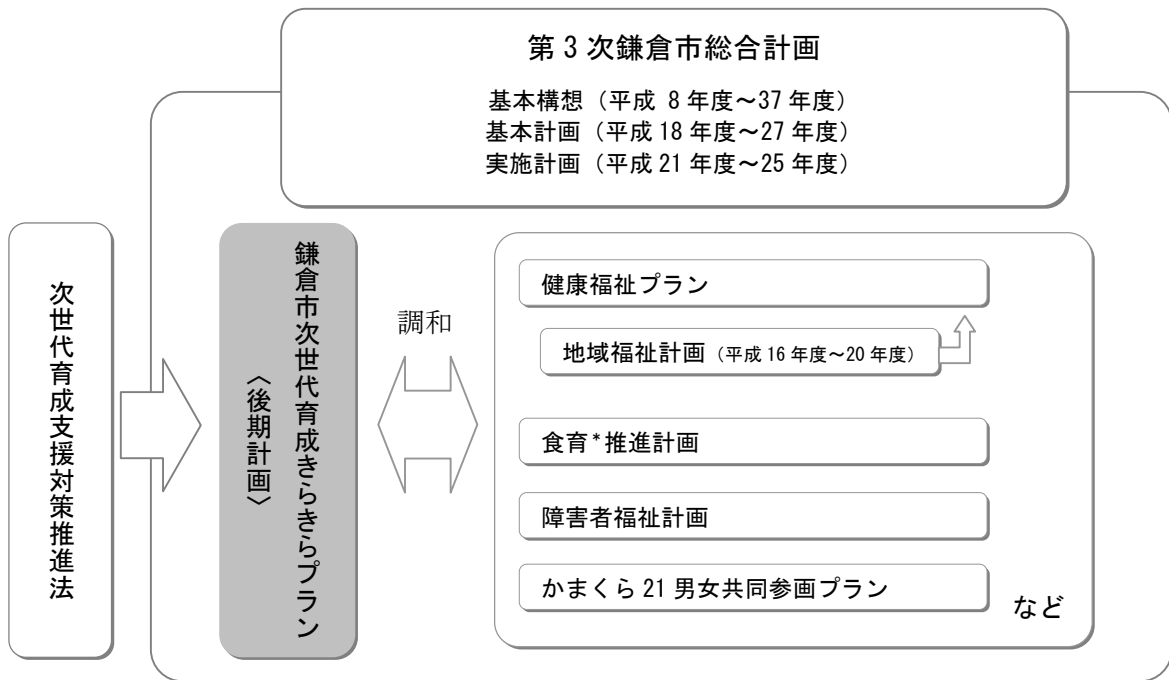
また、平成 20（2008）年 2 月には、「希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童^{*}をゼロにする」ことをめざす「新待機児童ゼロ作戦」を展開し、現在幼い子どもがいて働いていない母親の就労希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充に向けた取組みを示しました。

こうした時代に即した子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、さらに、平成 21（2009）年 3 月に法の一部が改正されたことを受け、前期目標年度である平成 21（2009）年度に、これまで取り組んできた計画の見直しを行い、平成 22（2010）年度から平成 26（2014）年度までの期間とする「鎌倉市次世代育成きらきらプラン（後期計画）」（以下「後期計画」という。）を改めて策定するものです。

2 計画の位置付け

後期計画は、法に基づき、本市における子どもと子育て家庭を支援するため、行政、地域、企業など地域社会全体で協力・協働し、取り組むものとして策定します。

また、「鎌倉市総合計画」及び他の関連計画との調和を保つものとします。



3 計画の期間

計画は法により、5年ごとに策定することとされています。また、法は10年間の時
限立法であることから、計画期間は10年間で、平成17年度を初年度とし、平成21
年度までの5年間を前期、平成22年度から平成26年度までの5年間を後期として
おり、この計画は後期計画にあたるものです。

H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
前期計画									
				見直し	後期計画				

4 計画の策定体制

(1) 鎌倉市次世代育成支援に関するニーズ調査の実施

後期計画の策定にあたって、子育て家庭等の意識や生活実態、サービスの利用状況・利用希望等を把握し、本市が取り組むべき課題の検討を行うため、「鎌倉市次世代育成支援に関するニーズ調査」(以下「ニーズ調査」という。)を実施しました。

調査対象

市内の就学前児童(0～5歳)の保護者から1,750人、就学児童(1～6年生)の保護者から1,750人、25～40歳市民から500人、合計4,000人を無作為に抽出

調査期間・方法

平成21年2月25日～平成21年3月17日 郵便による配布、回収

回収状況

	配布数	回収数	回収率
就学前児童(0～5歳)	1,750	1,212	69.3%
就学児童(6～12歳)	1,750	1,167	66.7%
25～40歳市民	500	274	54.8%
合計	4,000	2,653	66.3%

(2) 「鎌倉市次世代育成支援対策協議会」の設置

次世代育成支援対策に関し、市民や専門家等の意見を広く反映させるため、公募による市民、地域の関係団体、学識経験者、行政関係機関等の関係者で構成する「鎌倉市次世代育成支援対策協議会」を設置しています。次世代育成支援対策の後期計画の策定に当たっては、現在抱えている課題や問題点・要望等について意見交換を行いました。

（３）「鎌倉市次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会」の設置

次世代育成支援対策の総合的、効果的な推進を図るため、「鎌倉市次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会」を設置し、全庁的な取組みを行いました。

また、後期計画の策定過程を通じて、子育てに関係する各関係部課で行われている事務事業の進捗状況を聞き取り、問題点を把握するとともに、ニーズ調査や統計データなどを用いて、前期計画の検証を行いました。

（４）その他意見の聴取

市民等の幅広い意見を反映し、本市の特性に応じた後期計画を策定するため、市民懇談会や団体別懇談会、子どもとの意見交換を実施しました。それぞれの立場からご意見を伺い、現在抱えている課題や問題点・要望等の把握を行いました。

また、パブリックコメント*を実施し、計画書素案に対する幅広い意見を聴取し、意見を反映しました。



第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 少子化の進行

(1) 年齢別（3区分）人口の推移（鎌倉市）

本市の人口は、昭和64年以降減少が続きましたが、平成11年以降増加に転じ、平成17年に平成7年以来の17万人を超えました。

0歳から14歳までの年少人口は、平成4年に老年人口（65歳以上）を下回りましたが、近年、子育て世代の転入などの影響により、年少人口も若干増加しています。

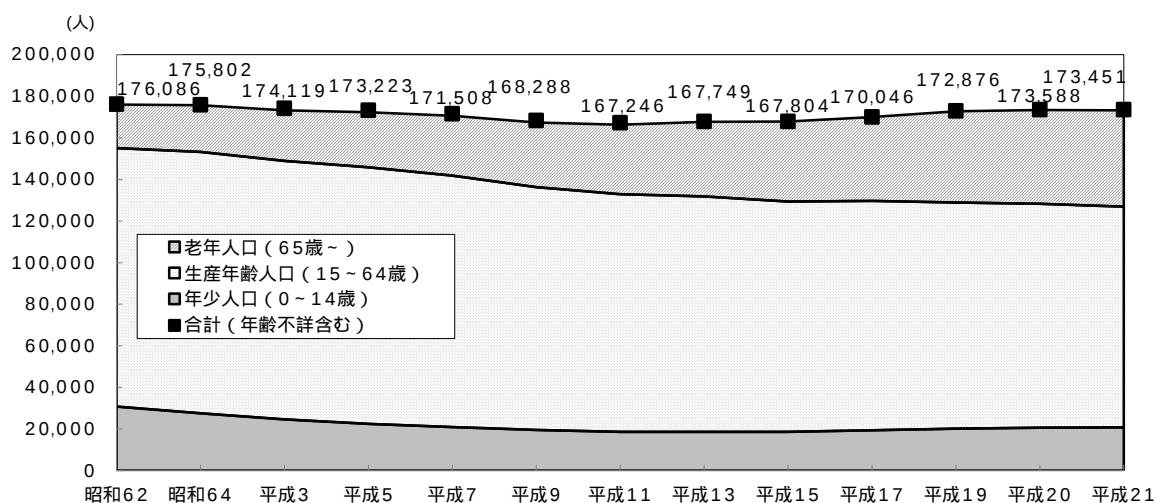


図 年齢別（3区分）の人口推移（面グラフ）

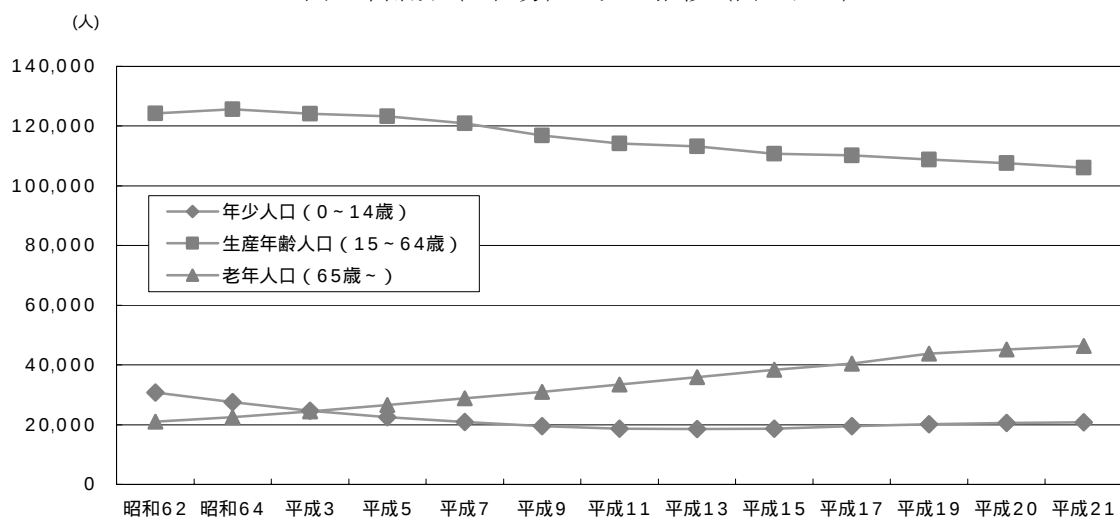


図 年齢別（3区分）の人口推移（折れ線グラフ）

資料：神奈川県年齢別人口統計調査結果
各年1月1日現在

（２）地域別児童人口（０～１４歳）の推移 （鎌倉・腰越・深沢・大船・玉縄地域）

児童人口は近年増加しており、なかでも鎌倉地域の伸びが顕著で、平成 21 年度は前年比 104.0%の伸び率となっています。

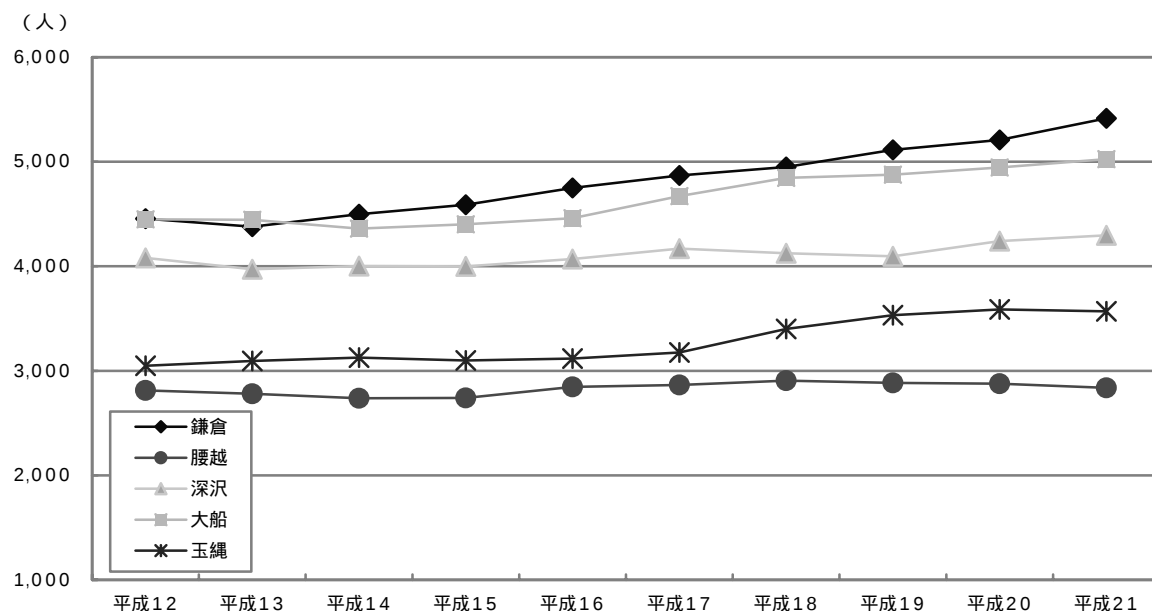


図 地域別児童人口（０～１４歳）の推移

資料：住民基本台帳
各年４月１日現在

（３）出生数の推移（鎌倉市）

本市の出生数は、平成 18 年から 2 年連続で増加していましたが、平成 20 年で減少しました。

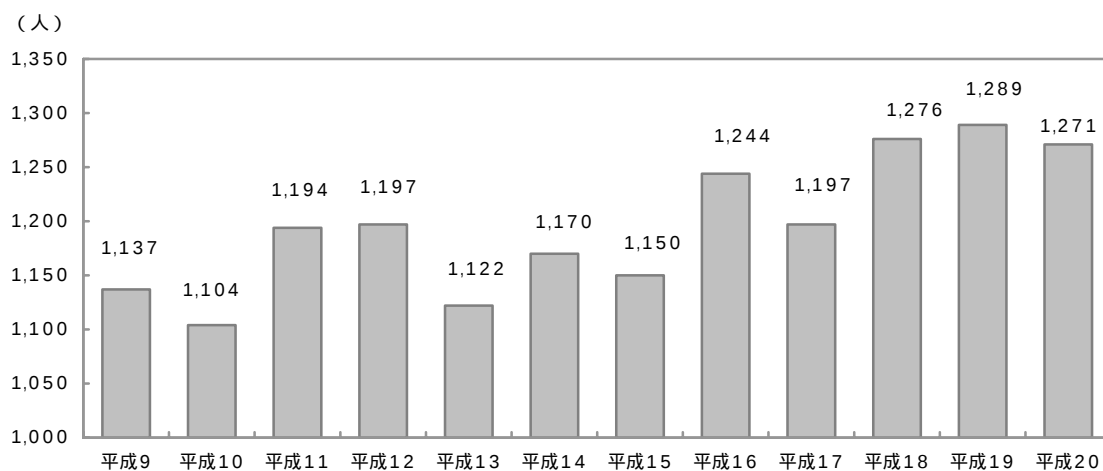


図 出生数の推移

資料：神奈川県衛生統計年報

(4) 合計特殊出生率*の推移（全国・県・鎌倉市）

本市の合計特殊出生率*は、全国や県を下回って推移していますが、本市ではここ数年上昇傾向にあり、平成 20 年に 1.11 まで回復しました。

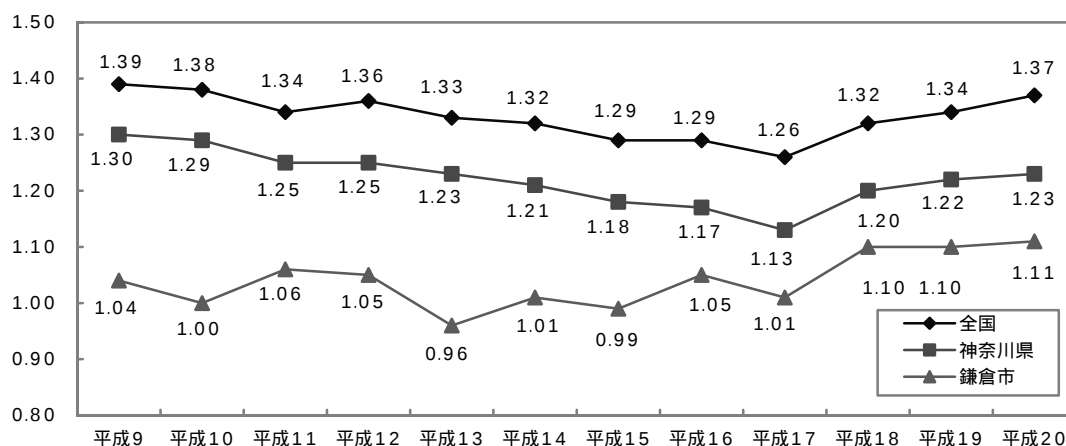


図 合計特殊出生率*の推移

資料：（全国）厚生労働省「人口動態統計」
（神奈川県・鎌倉市）神奈川県衛生統計年報

2 少子化の要因

(1) 晩婚化（平均初婚年齢の推移）（全国）

平均初婚年齢は、平成 20 年で、夫が 30.2 歳、妻が 28.5 歳となり、晩婚化が一層進んでいます。

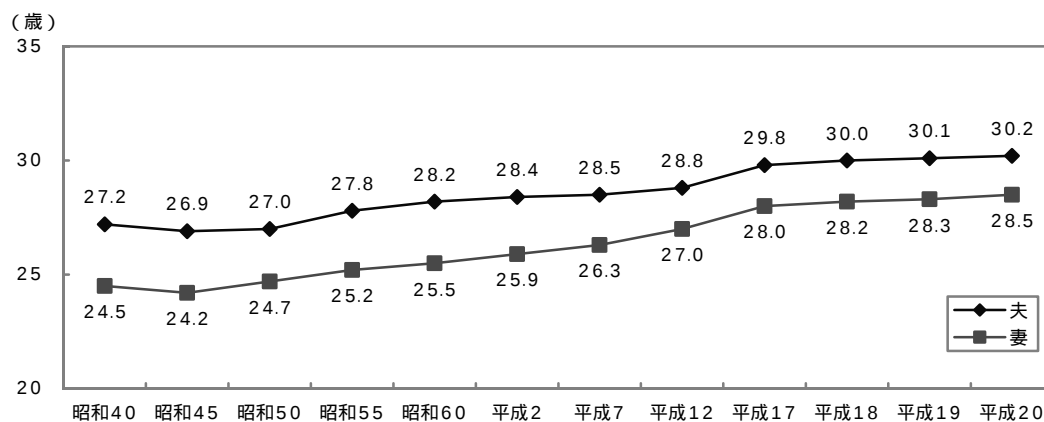


図 平均初婚年齢の推移

※昭和 40 年は、結婚式を挙げた時の年齢、それ以降は結婚式を挙げた時または同居を始めた時の年齢。
資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 未婚化（未婚率の推移）（全国・県・鎌倉市）

年齢別の未婚率をみると、男女とも上昇傾向にあり、晩婚化が進行しています。特に女性の30～34歳で、顕著に未婚率の上昇がみられます。また、本市の未婚率は全国、県を大きく上回っています。

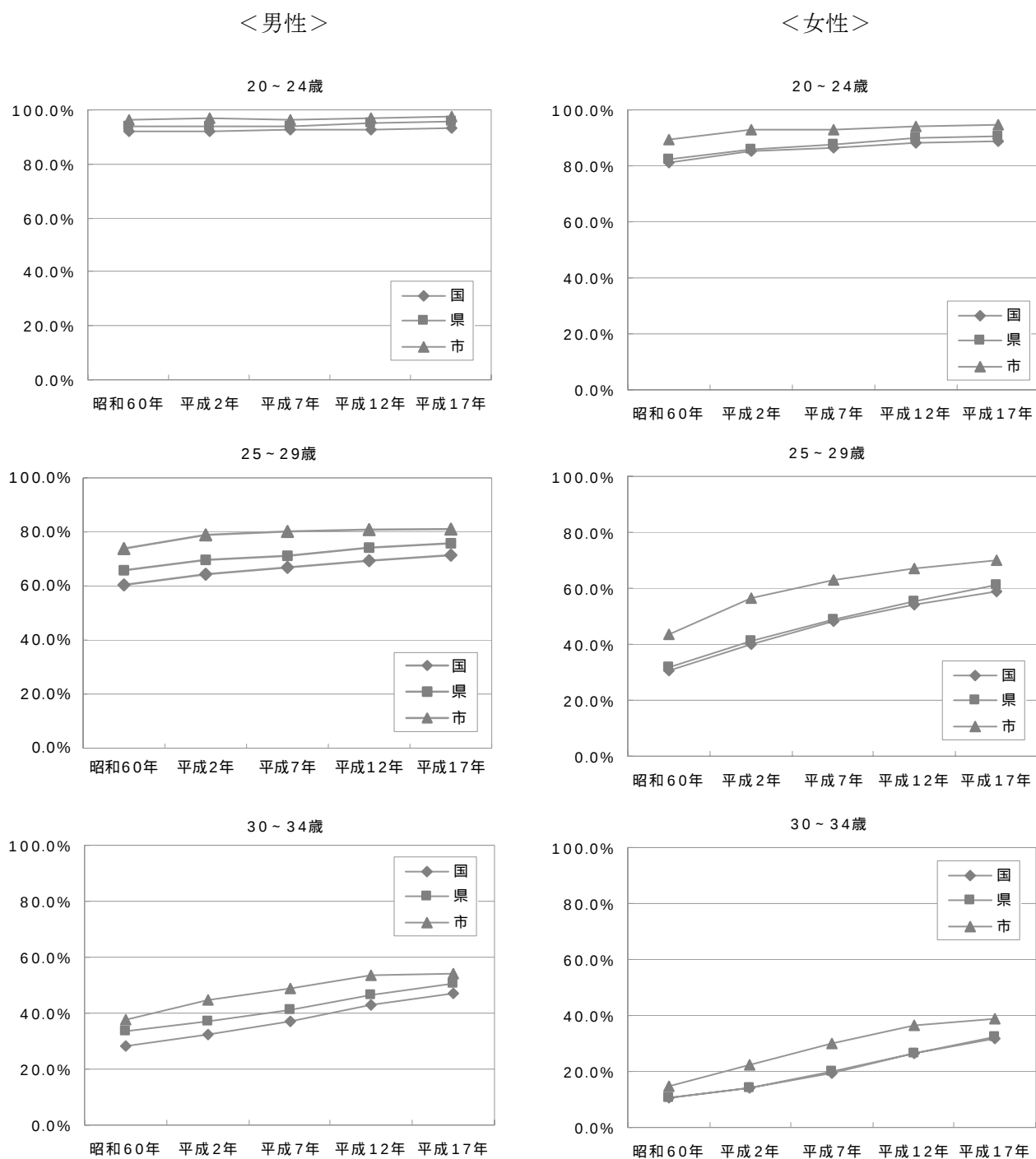


図 未婚率の推移

〔資料：国勢調査〕

(3) 晩産化（母親の平均出生時年齢の推移）（全国）

晩婚化の傾向に伴い、出生したときの母親の年齢も遅くなる晩産化が同時に進んでいます。昭和50年には、第1子出生時の母親の平均年齢は25.7歳でしたが、平成20年には29.5歳と3.8歳上昇し、その結果、第2子、第3子出生時の平均年齢も上昇しています。高年齢になると出産を控える傾向にあるため、晩産化は少子化の一因とされています。

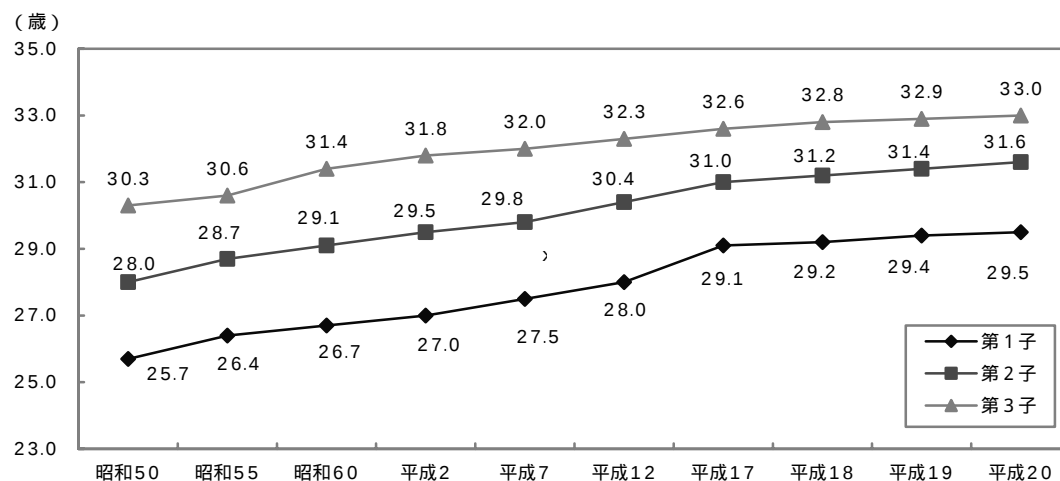
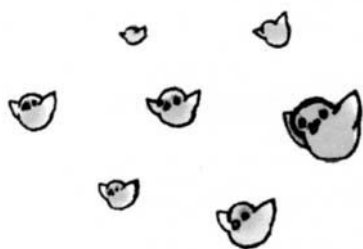


図 母親の平均出生時年齢の推移

〔資料：厚生労働省「人口動態統計」〕



(4) 理想的な子どもの数と持つつもりの子どもの数の違い（鎌倉市）

理想子ども数と持つつもりの子どもの数が異なる理由として、就学前児童、就学児童ともに「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も高くなっています。就学前児童においては、「保育サービスが充実していないから」、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」の割合が高くなっており、保育サービスや一時預かり事業の充実が求められています。

また、就学児童においては、「高年齢で生むのはいやだから」、「子どもがのびのび育つ社会環境ではないから」の割合が高くなっています。

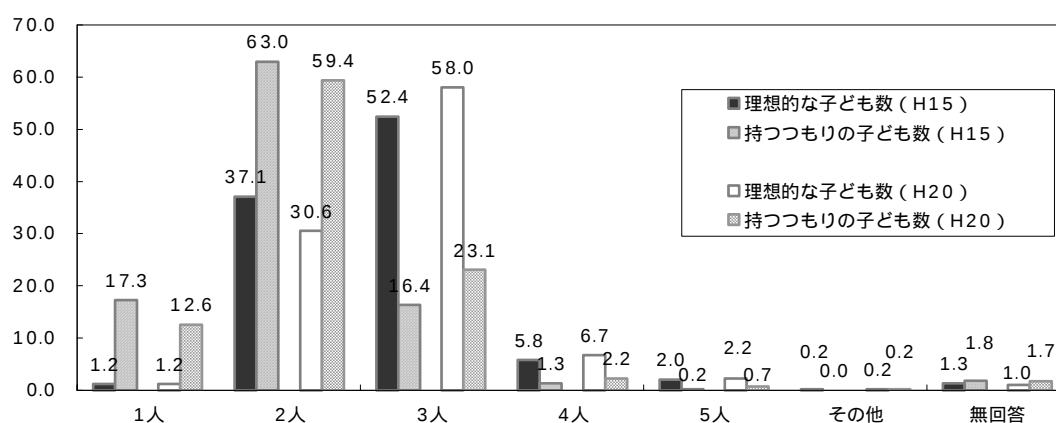


図 理想的な子どもの数と持つつもりの子どもの数

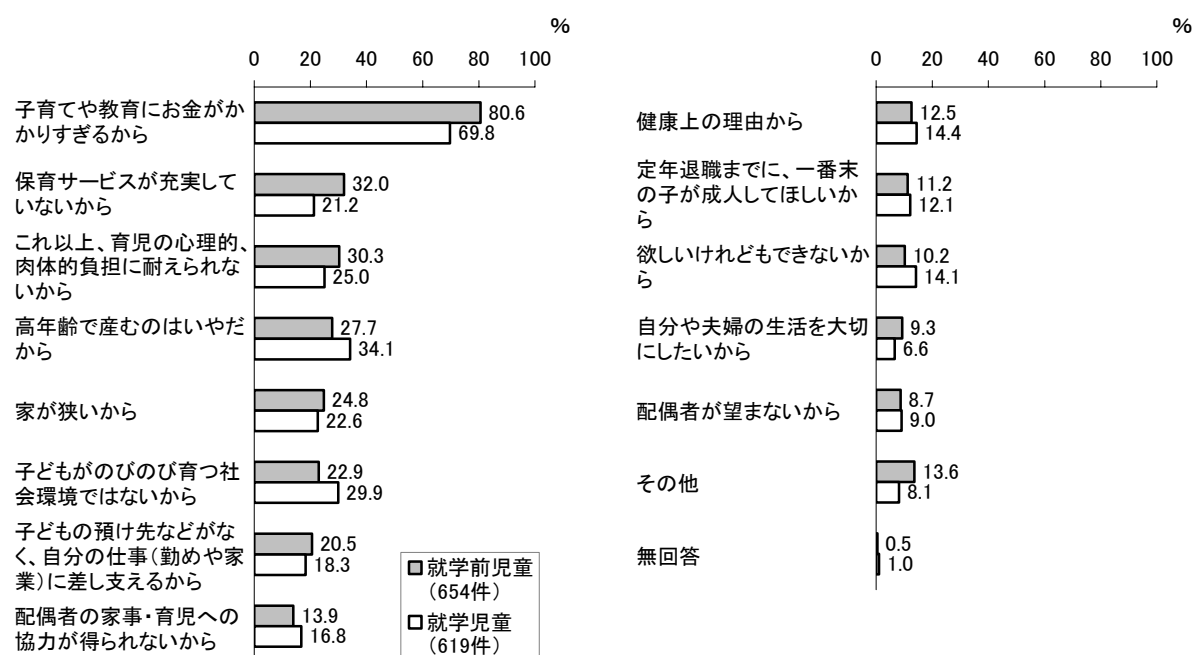


図 理想的な子どもの数と持つつもりの子どもの数が違う理由

3 就労状況と子育て

(1) 父親、母親の就労状況（鎌倉市）

父親の就労状況をみると、「常勤」の割合が約 9 割となっています。母親の就労状況をみると、就学前児童では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が最も高く、結婚や出産を期に離職したことが伺えます。また就学児童では「パートタイム、アルバイト等」の割合が高く、離職後、再就職をすることの困難さが伺えます。

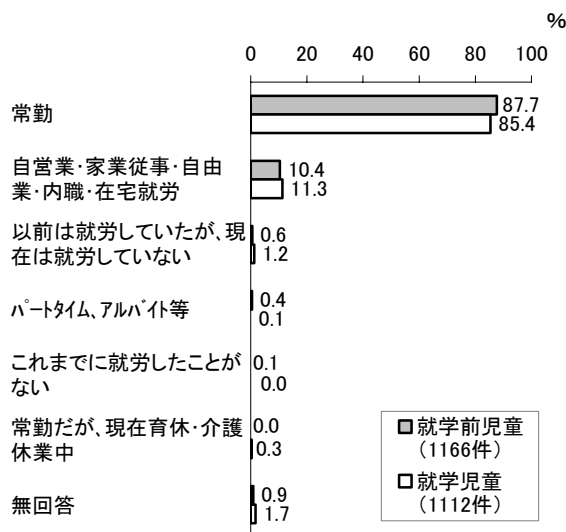


図 父親の就労状況

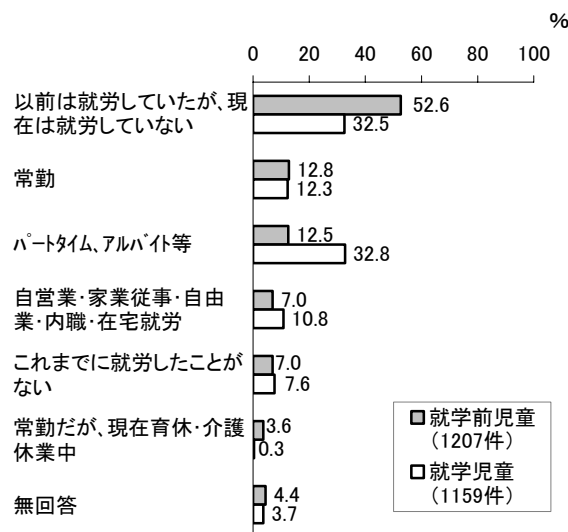


図 母親の就労状況

(2) 父親が子育てにかかわりづらい理由（鎌倉市）

父親が子育てにかかわりづらい理由についてみると、「残業などが多く、仕事を優先せざるをえない」の割合が約 8 割となっており、仕事と家庭生活の両立ができていないことが伺えます。

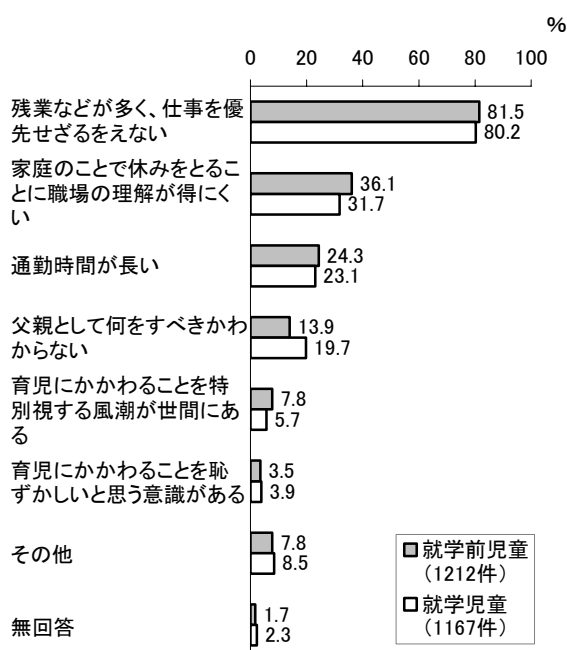


図 父親が子育てにかかわりづらい理由

(3) 母親の出産による離職状況（鎌倉市）

母親の出産による離職状況を見ると、「継続的に働いた」の割合が19.0%となっており、約8割の人が出産に伴い離職していたことが分かります。

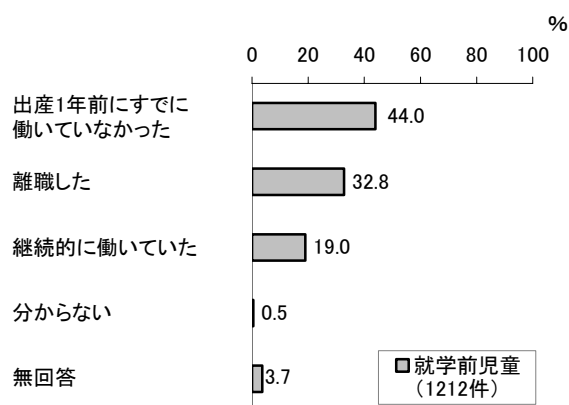


図 母親の出産による離職状況

4 保育の状況

(1) 保育所の入所児童数等（鎌倉市）

平成21年4月現在、本市には17（公立7、私立10）の認可保育所（認定こども園の認可保育所を含む）があり、入所児童数は、平成14年度の1,268人から平成21年度の1,669人まで、401人の増加となっています。

また、定員に対する入所率についても、同様の傾向を示しており、平成21年度には、108.7%となっています。

表 平成21年度 認可保育所の定員数・入所児童数等

区 分	公 立	私 立	合 計
保育所数	7	10	17
定員数（人）	650	886	1,536
入所児童数（人）	712	957	1,669

資料：保育課
平成21年4月1日現在

表 認可保育所の定員数・入所児童数等の推移（受託児含）

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
保育所数	14	14	15	15	16	16	17	17
定員数（人）	1,264	1,264	1,295	1,315	1,375	1,411	1,506	1,536
入所児童数（人）	1,268	1,303	1,307	1,364	1,442	1,484	1,602	1,669
入所率（%）	100.3	103.1	100.9	103.7	104.9	105.2	106.4	108.7
利用率（%）	17.7	17.9	17.3	17.4	17.9	18.4	19.8	20.6

※入所率は、定員に占める入所児童数の比率を示し、利用率は、0～5歳の人口に占める入所児童数の比率を示す。
資料：保育課 各年度4月1日現在

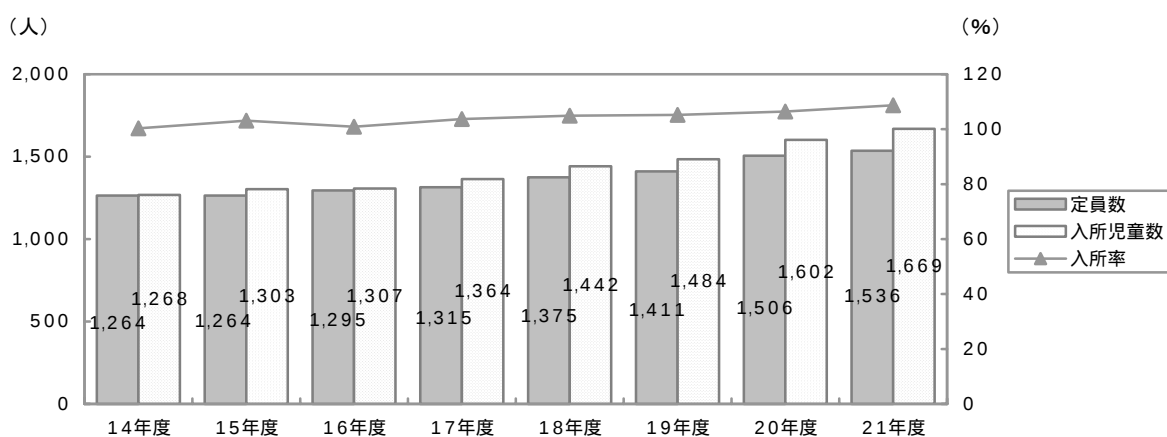


図 認可保育所の定員数・入所児童数等の推移

(2) 保育所利用率の推移 (鎌倉市)

認可保育所の利用率 (0～5歳の人口に占める入所児童数の比率) は、平成14年度の17.7%に比較すると、平成21年度では、20.6%となっており、2.9%増加しています。

表 認可保育所の0～5歳人口・保育児童総数等 (受託児含)

(単位: 人、%)

区分	0～5歳人口	保育児童総数	利用率
平成14年度	7,168	1,268	17.7
平成15年度	7,261	1,303	17.9
平成16年度	7,556	1,307	17.3
平成17年度	7,830	1,364	17.4
平成18年度	8,042	1,442	17.9
平成19年度	8,072	1,484	18.4
平成20年度	8,094	1,602	19.8
平成21年度	8,121	1,669	20.6

資料: 保育課
各年度4月1日現在

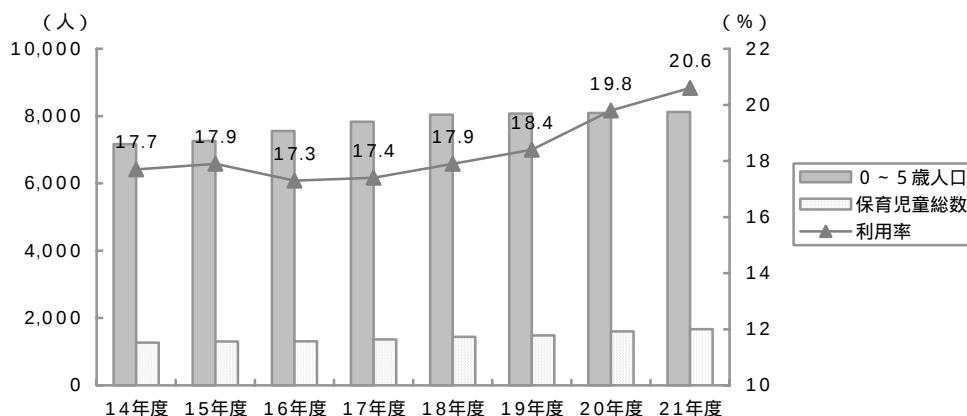


図 認可保育所の0～5歳人口・保育児童総数等

(3) 待機児童*数の推移（鎌倉市）

保育所待機児童*数については、平成 21 年度は 44 人となり平成 18 年度の 41 人を上回りました。また 0 ～ 2 歳の低年齢の待機児童が多くなっています。

表 年齢区分別保育待機児童*数（市）（受託児含）

（単位：人）

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
0 歳	2	1	3	4	3	3	3	9
1 歳	8	5	18	9	16	9	15	16
2 歳	4	2	2	11	15	15	15	15
3 歳	4	2	4	3	5	5	1	4
4 歳以上	2	4	3	2	2	0	0	0
合 計	20	14	30	29	41	32	34	44

※平成 15 年度以降は、新定義による待機児童数
資料：保育課 各年度 4 月 1 日現在

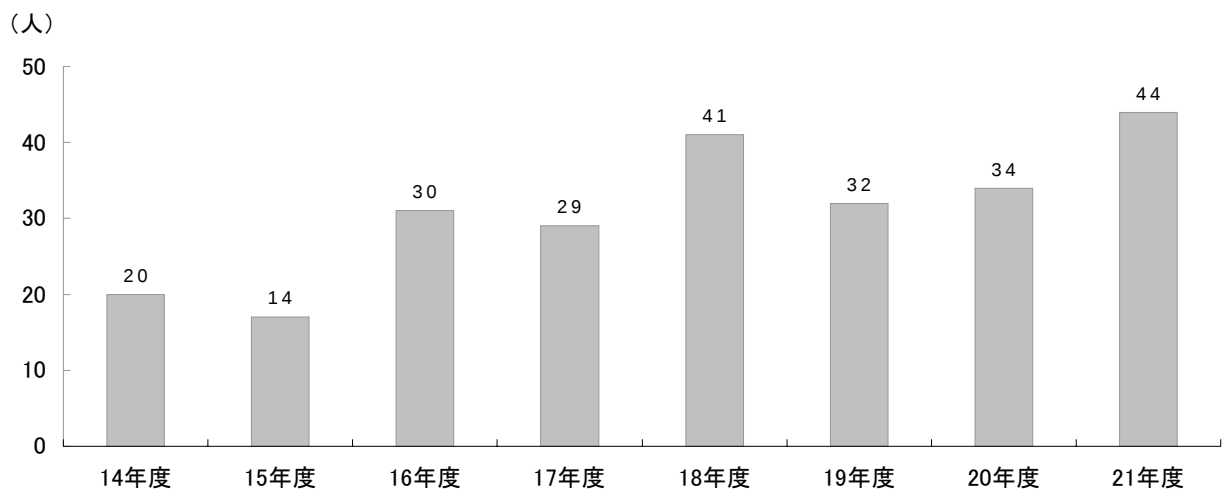


図 待機児童*数の推移



(4) 幼稚園の児童総数

本市には、幼稚園が23園（私立のみ）あり、鎌倉市在住の在園児童数は2,614人となっています。

表 幼稚園の定員数・在園児童数等

区 分	公 立	私 立
園 数（園）	—	23
定 員 数（人）	—	3,996
在園児童数（人）	—	2,614

表 幼稚園の定員数・在園児童数等の推移

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
園数（園）	23	23	23	23	23	23	23	23
定員（人）	3,865	3,845	3,845	3,905	3,955	3,955	3,986	3,996
在園児童数（人）	2,216	2,226	2,370	2,510	2,640	2,706	2,671	2,614
入園率（％）	57.3	57.9	61.6	64.3	66.8	68.4	67.0	65.4
利用率（％）	60.3	60.5	61.3	62.3	62.9	63.5	63.7	62.5

※入園率とは、定員に対する在園児童の割合を、利用率とは、3～5歳人口に占める在園児童数の割合を示す。
資料：こどもみらい課 各年度5月1日現在

(5) 子どもの家（学童保育）の状況

本市では、平成21年4月1日現在、子どもの家が16か所あり、在籍児童数は、882人となっています。

表 子どもの家（学童保育）の実施箇所・在籍児童数

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
実施箇所（所）	14	14	14	15	15	15	16	16
定員数（人）	560	560	560	600	600	600	640	655
在籍児童数（人）	480	413	480	587	613	696	799	882
在籍率（％）	85.7	73.8	85.7	97.8	102.2	116.0	124.8	134.7

資料：青少年課
各年度4月1日現在

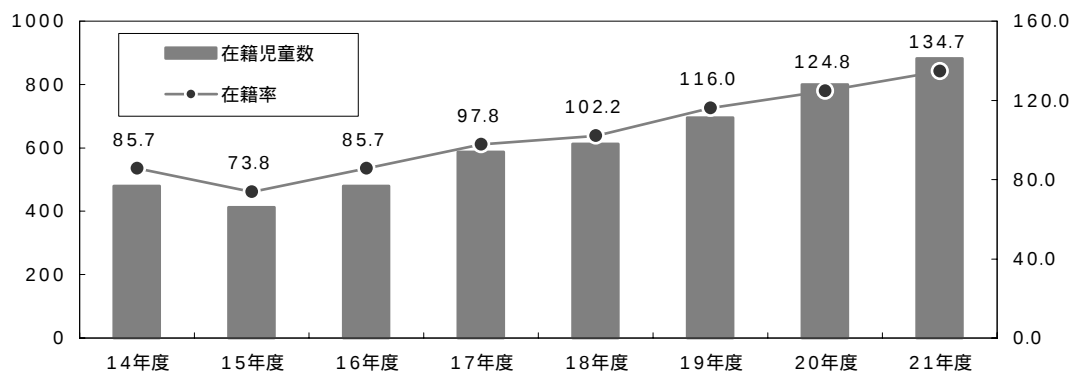


図 子どもの家（学童保育）の在籍児童数と在籍率の推移

5 人口推計

人口推計にあたっては、平成 18 年～21 年の住民基本台帳に外国人登録者人口を加算したものをもとに、コーホート変化率法^{*}を用い推計を行いました。

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法^{*}は各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

推計にあたっての考え方および推計のフローは以下のとおりです。

0 歳の人口	=	前年の 15～49 歳の女性人口	×	出生比
n 歳の人口	=	前年の n-1 歳の人口	×	変化率
出生比	：	0 歳人口の前年の 15～49 歳の女性人口に対する比率		
変化率	：	n 歳の人口の前年の n-1 歳の人口に対する比率		

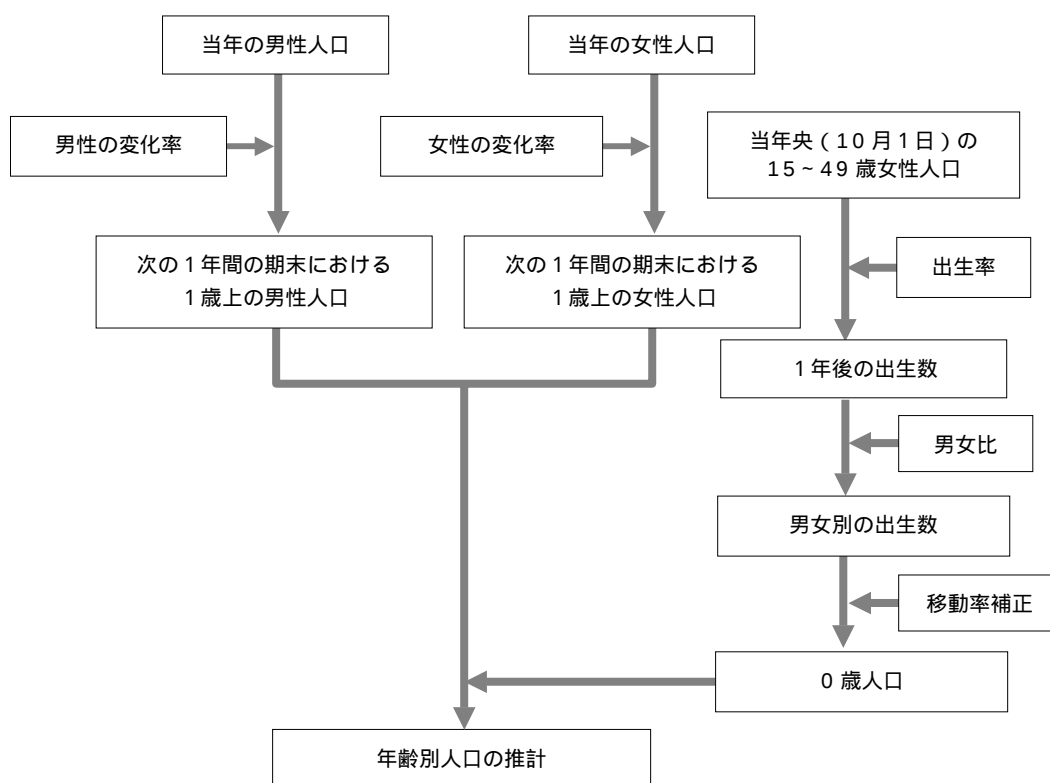


表 全年齢

(単位：人)

年齢	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総人口	177,405	177,886	178,161	178,484	178,639
0～ 4 歳	6,677	6,643	6,534	6,320	6,083
5～ 9 歳	7,472	7,502	7,538	7,634	7,661
10～14 歳	7,145	7,403	7,540	7,743	7,907
15～19 歳	6,733	6,717	6,876	7,013	7,216
20～24 歳	7,333	7,077	6,945	6,851	6,771
25～29 歳	8,372	8,243	8,045	7,776	7,533
30～34 歳	10,765	10,203	9,706	9,194	8,859
35～39 歳	14,374	14,126	13,514	12,904	12,236
40～44 歳	14,002	14,405	15,147	15,479	15,469
45～49 歳	11,860	12,381	12,707	13,278	14,046
50～54 歳	9,778	10,045	10,433	10,943	11,391
55～59 歳	10,815	10,251	9,813	9,580	9,578
60～64 歳	14,133	14,513	14,057	12,835	11,665
65～69 歳	13,223	12,588	12,419	13,015	13,259
70～74 歳	11,373	11,470	11,884	12,066	12,589
75～79 歳	9,805	10,074	10,268	10,400	10,314
80 歳以上	13,545	14,245	14,735	15,453	16,062

表 0～5 歳

(単位：人)

年齢	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0 歳	1,187	1,154	1,117	1,078	1,041
1 歳	1,328	1,253	1,219	1,180	1,138
2 歳	1,398	1,380	1,301	1,266	1,226
3 歳	1,379	1,437	1,417	1,337	1,301
4 歳	1,385	1,419	1,480	1,459	1,377
5 歳	1,397	1,423	1,458	1,520	1,498
合計	8,074	8,066	7,992	7,840	7,581

* 推計の実施時期が異なるため、平成 17 年 2 月に経営企画課が発表した第 3 次鎌倉市総合計画第 2 期基本計画進行管理における鎌倉市の人口および世帯数の将来推計とは推計値が異なります。

第3章 計画の基本的な考え方

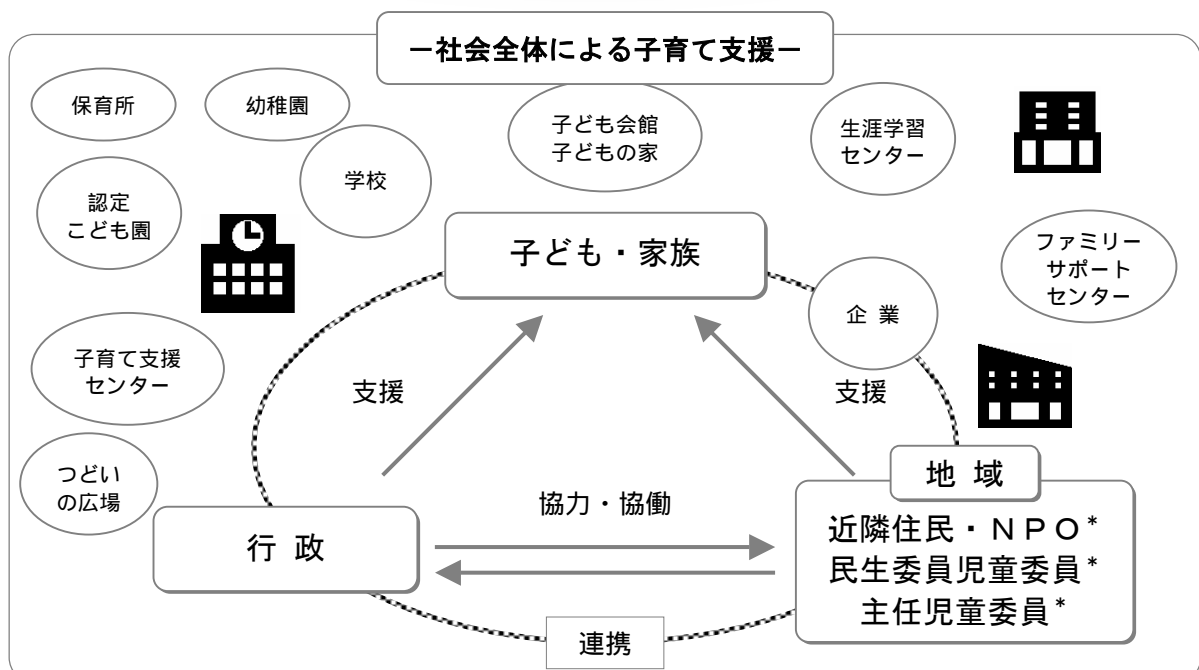
1 基本理念

近年、少子高齢化と核家族化が進行し、就労、結婚、出産、子育てについての価値観も多様化する中で、家庭や地域での子育て力の低下が懸念されるなど、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

地域や職場の人々の理解と協力のもとに生活の多様性を認め、それを維持できるように社会全体で子育てを支える仕組みづくりが求められています。子どもの意思と権利を尊重し、子どもが育つ力を伸ばすとともに、安心して安全に子どもを生み育てるための支援が必要です。

次代を担う子どもたちが夢を持って健やかに育ち、親が安心して子育てができる鎌倉の実現を目指し、子育て支援を推進します。

「子どもが健やかに育つまち
子育ての喜びが実感できるまち
子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」



2 基本的な視点

(1) 健やかに育つ

子どもが健やかに成長するには、発達段階に応じたきめ細かなサービスを提供するとともに、子どもの権利と主体性が保障されることが必要です。

子どもが自らを大切にし、自然や人の命の大切さを学び、社会性を身に付けるように支援し、子どもが互いを認め合い支えあって、育つことが大切です。

また、鎌倉で育った子どもがいつまでも鎌倉で暮らしていくためには、地域への愛着を深めることが重要です。

本市は、海や山、みどり、自然、歴史、文化などの資源に恵まれています。鎌倉の良さを子どもの頃から感じ健やかに育つためにも、鎌倉らしさを生かした取組みを行うことが重要です。



(2) とともに育てる

子どもが健やかに成長するためには、親が愛情と責任を持って子育てをするとともに、行政がすべての市民、子育てにかかわるグループや企業と協働し、「地域力」を高め、地域で子育て家庭を支えていくことが重要です。

行政が担う「公助」と地域に根ざした「共助」の連携により、多様なニーズに対応できるような子育て支援をめざし、すべての市民が、地域や家族とともに子どもの成長を優しく温かく見守り、思いやりを持って支えていくことが求められます。



(3) とともに育つ

「育児は育自」と言われるように、人は子どもを育てることや、子育てを支援する経験を通して、様々なことを学び、成長していくことができます。

また、地域の子育て支援を進めることは、子どもを中心に地域のつながりを生み出すことにもなります。

さらに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*の実現をめざす中、企業も子育て支援を通じて、地域の中に根づき、社会的責任を果たすことができます。子育てを通じて地域全体が育つまちづくりが求められます。



3 基本目標

(1) 地域で子育てを支援するまちづくり

心身ともに健康な子どもを育てるには、行政の支援に加えて地域の人々の理解と協力が不可欠です。子育てを支える地域社会の実現を目指し、市民の皆さんとの協働による子育て支援を推進します。



(2) 子どもと親が健康に暮らせるまちづくり

子どもと親が生涯を通じて心身ともに健康な生活を送れるよう、発達と心身の状況の変化に対応し、保健、医療、福祉、教育などの各分野の連携を図った取組みを進めます。



(3) 子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり

子どもが、社会や生活環境の変化に柔軟に対応して個性豊かに主体的に生きる力を身に付けるとともに、生命を尊ぶ心を育むことの重要性を認識し、次代の親へと成長していくことが期待されます。

子どもが自らを大切にし、社会性を身に付けるように支援したり、家庭、保育所、幼稚園、学校など地域全体で、様々な学習の機会を通して豊かな人間性を培うため、教育環境の整備を推進します。



(4) 子どもと子育てにやさしいまちづくり

子どもが健やかに成長していくためには、居住環境が整備されるとともに、安心して外出・移動できる都市環境の整備が必要です。“子育てバリアフリー*”の観点から利用しやすい道路や公共施設の整備・充実を進めるとともに、子どもを事故や犯罪の被害から守り、安全で安心できるまちを目指します。



(5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*を実現できるまちづくり

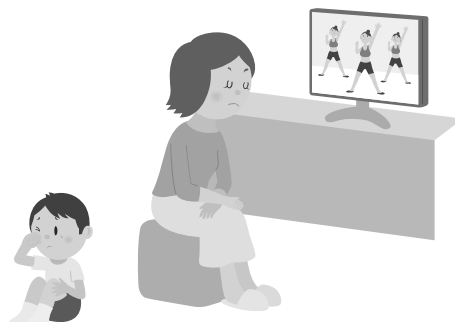
ワーク・ライフ・バランス*を実現するため、仕事と家庭において男女が協力して子育てができるよう、労働環境の整備・充実を図るための取組みを支援します。また、市役所自らが率先してワーク・ライフ・バランスの率先垂範に努め、意識啓発を進めるとともに、多様な働き方を選択できるよう保育サービスの充実や情報提供に努めます。



(6) 専門的な支援を利用しやすいまちづくり

多様化している子育て家庭の中でも、ひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭は様々な困難を抱えていることも多く、家庭の実情に合った的確な支援を提供することが必要です。

また、子どもへの虐待の未然防止に努め、不幸にも虐待を受けている子どもはもとより、虐待してしまう親への一貫した切れ目のない支援に取り組めます。



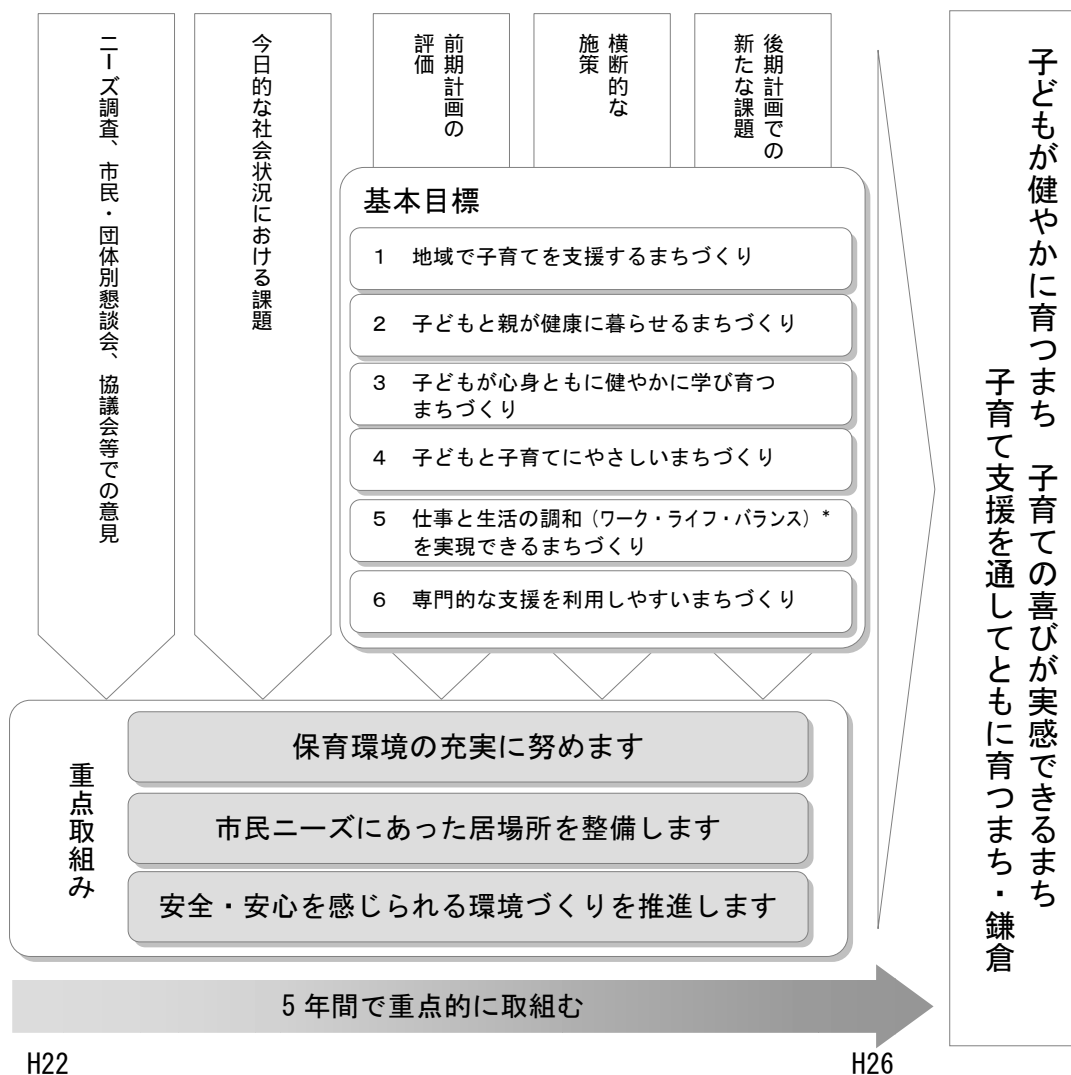
4 重点取組み

子育てをめぐる様々な問題を解決するため、基本目標及び主要施策（5 施策の体系参照）を設定し、次世代育成支援の取組みを進めていきますが、多岐にわたる施策の中で、鎌倉市として、今後 5 年間に重点的に取り組むべきことを「重点取組み」として位置づけます。

重点取組みは、以下の視点を考慮して設定します。

- ニーズ調査、市民・団体別懇談会、協議会等での意見
- 今日的な社会状況における課題
- 前期計画の評価から、引き続き推進が必要とされたもの
- 一つの主要施策への取組みでは解決に至らないもの（横断的な施策）
- 後期計画における新たな課題

本計画では、「保育環境の充実に努めます」、「市民ニーズにあった居場所を整備します」、「安全・安心を感じられる環境づくりを推進します」の 3 つを重点取組みとして設定します。



(1) 保育環境の充実に努めます。



国は、平成 20 (2008) 年に「新待機児童*ゼロ作戦」を定め、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにするための取組みを推進しています。

本市においても、前期計画策定時には 16 か所であった保育所を 17 か所に増やすなど待機児童*対策に努めてきましたが、女性の就労率の上昇などによる入所希望者の増加により待機児童の解消には至っていません。また、子育て家庭の就労形態が多様化し、保育ニーズも、延長保育や低年齢児保育、一時預かりなど多様化しています。

「新待機児ゼロ作戦」における、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) * や保育サービスの質の確保等の視点を踏まえ、保育所以外での多様なサービスの提供方法を含めた検討を行い、待機児童*解消をはじめとする様々な保育環境の質の向上、量の充実に努めます。

(2) 市民ニーズにあった居場所を整備します。



核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭の孤立化が懸念されています。また、市民・団体別懇談会では「妊娠中に孤独を感じる」といった意見もあり、妊娠期から地域や他の子育て家庭との関わりを持つことが重要です。

さらに、子どもの成長過程においても、さまざまな人とのふれあいや、鎌倉の特徴を生かした自然や歴史・文化などに触れる機会の確保が大切です。

本市では、子育て支援センターやつどいの広場、子ども会館や青少年会館など、子育て家庭や子どもの居場所づくりを進めてまいりました。しかしながら、施設が使いづらい、設備が不十分、施設があることを知らなかったとする人もいて、有効に利用されていない現状があります。

既存の公園や施設などを活用し、親や子、親子など、いろいろな対象に対するさまざまな種類の居場所づくりを行うとともに、利用者の視点から、使いやすい仕組みや、きっかけとなる仕掛け作りに取組みます。

(3) 安心・安全を感じられる環境づくりを推進します。

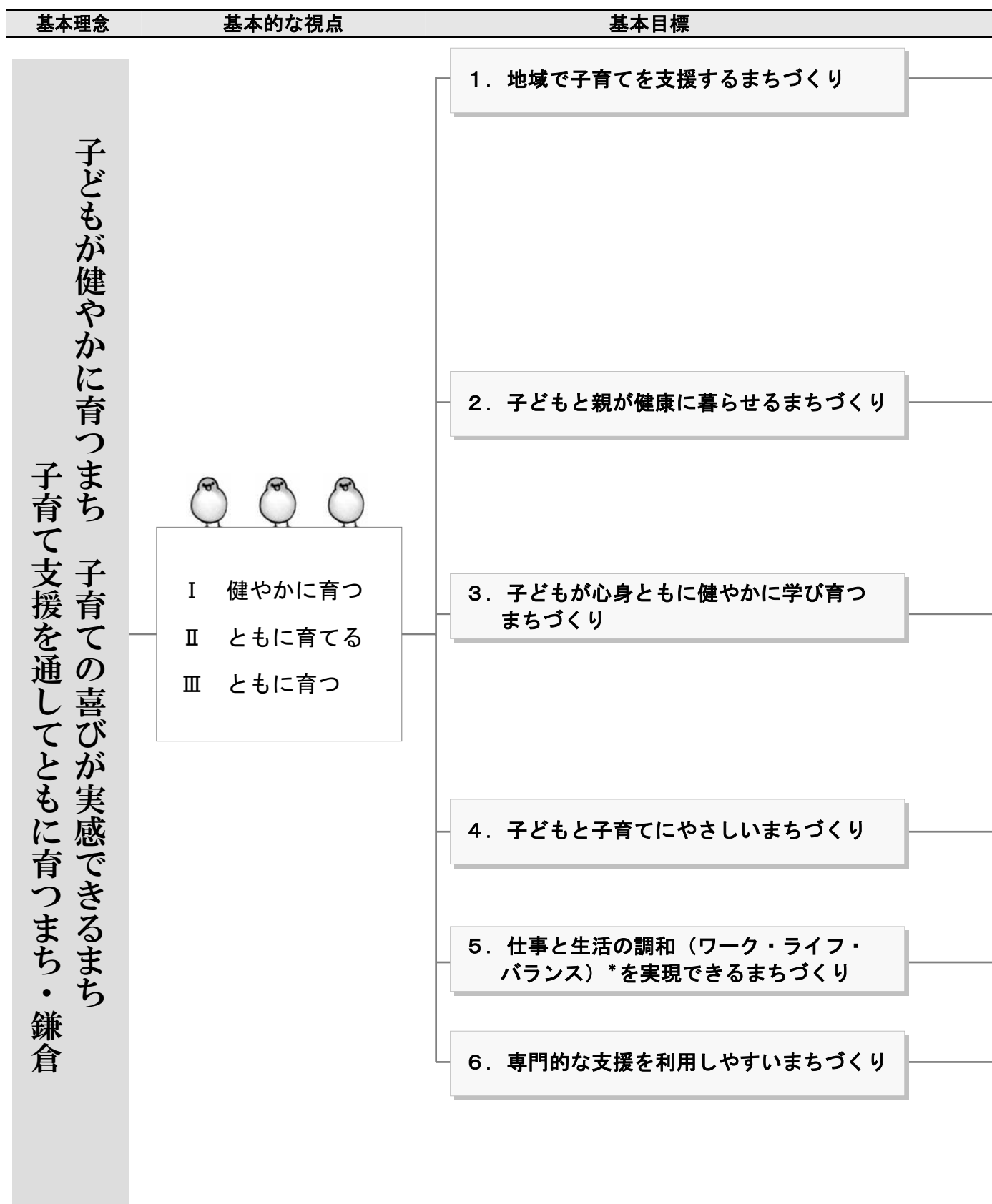


近年、子どもが被害者として巻き込まれる事件が多発し、また、凶悪性の強い事件の報道が目につくようになりました。幸い本市では、各地域で自主防犯活動団体による防犯パトロールや登下校時見守り活動が行われ、また、防犯アドバイザーの配置やこども安全パトロールなど、防犯体制の充実に努めるなどして、県内でも本市の犯罪発生率は低くなっていますが、幼小期に犯罪被害に遭った場合は、心理的トラウマなど生涯にわたる多大な影響が生じる可能性があります。

また、市内で出産できる施設が少なくなっている中で、安心して生み育てる環境を整備するため、平成 21 年 2 月に鎌倉市医師会立の産科診療所「ティアラかまくら」が開設され、その後の運営を支援しています。

様々な面でさらなる安全・安心を感じられる環境づくりの推進が求められており、今後もその取組みの充実に努めます。

5 施策の体系



主要施策		施策の方向
1-1	情報提供の充実	ライフステージに応じた情報提供の充実、父親に対する情報提供の充実、あらゆる手段や機会を通じた情報発信 など
1-2	相談体制の充実	相談事業における連携の強化、身近で気軽に相談できる仕組みづくり
1-3	地域における子育て支援サービスの充実	地域でお互いに助け合う仕組みづくり、親子で集え、地域で交流できる機会の充実、様々な支援サービスの充実
1-4	保育サービスの充実 ※	多様化する保育ニーズへの対応、保育の質の向上
1-5	子育て支援のネットワーク体制の充実	関係機関等の連携強化・協働、庁内における関係各課の連携強化
1-6	経済的支援の充実	子育て家庭に対する経済的な支援
2-1	子どもと親の健康の確保	利用者の視点に立った健診等の実施、妊娠婦期における育児不安の軽減
2-2	食育*の推進	計画に基づく食育*の推進
2-3	思春期保健対策の充実	喫煙や飲酒、薬物乱用の防止、健康づくりや性に関する正しい知識の普及
2-4	安心して生み育てられる医療体制の充実 ※	小児医療体制の充実、産科医療体制の充実
3-1	次代の親の育成	乳幼児等との世代間交流の仕組みづくり、男女共同参画に関する意識啓発
3-2	学校の教育環境の充実	基礎学力の向上、地域特性を生かした教育環境の整備、障害のある生徒に対する教育環境の充実 など
3-3	家庭や地域の子育て力の向上	地域での見守り体制の強化、世代間交流の仕組みづくり、地域の人との交流の機会の充実 など
3-4	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	子どもが健全に育つ環境づくりの充実、情報モラル教育の充実
4-1	良好な生活環境の整備	ユニバーサルデザイン*・バリアフリー*化の推進、市営住宅の確保、憩いの場、遊び場の整備 など
4-2	安全・安心まちづくりの推進 ※	地域における見守り活動等への支援の充実、防犯・防災に関するネットワークづくり など
4-3	子どもや親子の居場所づくりの推進 ※	子どもの居場所づくり、親子で集える場所の充実、子育て中の気持ちを共感しあえる機会の提供
5-1	多様な働き方のできる環境の整備	ワーク・ライフ・バランスに向けた意識改革の推進、ライフステージに応じた就労支援 など
5-2	仕事と子育ての両立の推進 ※	仕事と家庭における男女平等な責任の両立、保育サービスの充実
6-1	児童虐待等の防止対策と支援の充実	児童虐待の早期発見・早期対応、相談窓口や児童虐待防止ネットワークの充実 など
6-2	ひとり親家庭への支援の充実	母子・父子家庭への適切な支援
6-3	障害のある子どもとその家族への支援の充実	障害のある子どもに対する預かりサービスの充実、発達障害*のある子どもへの支援 など

※印は P22 重点取組みを推進するための施策です（重点施策）

第4章 施策の推進方策

1 基本目標別の施策展開

基本目標1 地域で子育てを支援するまちづくり

主要施策1-1 情報提供の充実

現状と課題

核家族化の進行により、家庭の中で経験から得られた子育ての知恵が、祖父母から父母へ、父母から子へ継承されるケースは少なくなっています。

また、マスメディアやインターネットを通じて子育てについての大量な情報が氾濫し、子育て中の親が子育てに必要な情報を見失いやすい状況にあります。

こうした中、本市では、「かまくら子育てナビきらきら」を発行するなど子育てに関する情報提供の充実に努めています。

ニーズ調査の結果によると、子育てを楽しく行うために必要なサービスについて、「子育てに関する総合的な情報提供」が就学前児童の保護者で29.1%、就学児童の保護者では35.4%となっており、子育てに関する総合的かつ利用しやすい情報提供の充実が求められています。

協議会、市民・団体別懇談会等においては、妊娠・出産期や乳幼児期などのライフステージを通じた切れ目のない情報提供が求められています。さらに、妊娠・出産期に母親が孤独感や不安感を感じる人が多いので、父親が協力して子育てに取り組むための情報提供も重要です。

情報は、誰もが身近な場所で収集できることが重要であり、今後もあらゆる手法や機会を通じて、情報提供を行う仕組みを充実する必要があります。

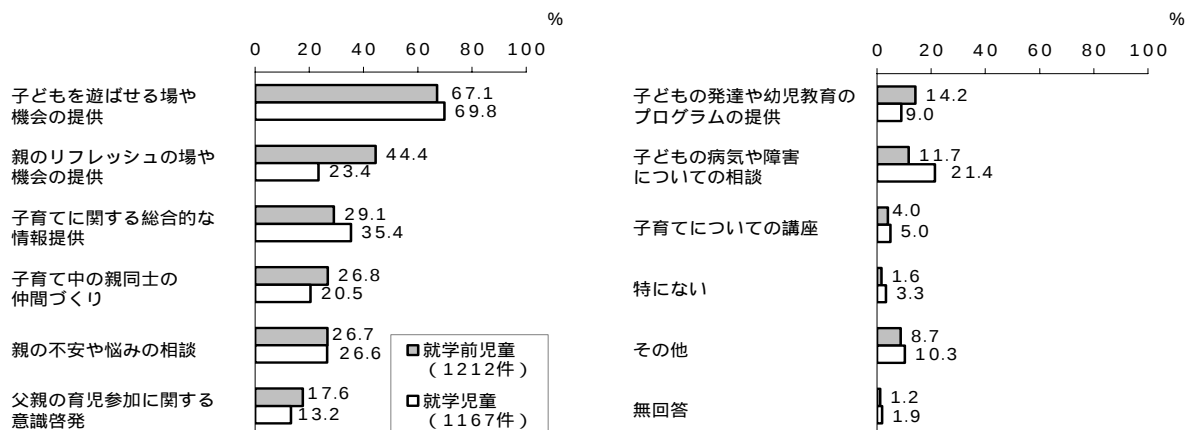


図 子育てを楽しく行うために必要なサービス

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

- ライフステージに応じた情報提供があるとよい。妊娠期から児童・成年期までのトータルの情報がほしい。
- 父親に対して冊子などで妊娠・出産に関する知識を周知することが重要。
- いろいろな場所で情報を直接得られることが重要。妊娠期はギリギリまで働いている人がいるためスーパー等に情報提供があるとよい。
- 後からこういうサービスがあったのか、などと気づくのではなく、必要としている当事者にサービスを行えるように情報提供することが大切。
- 多くの事業を実施しており、それについての情報を周知することを徹底していかなければいけない。

施策の方向性

ライフステージに応じた情報提供の充実
 父親に対する情報提供の充実
 あらゆる手段や機会を通じた情報発信
 （身近な場所で情報収集ができる仕組みづくり）
 情報が必要な人に確実に届く仕組みづくり
 行政内における子育て支援情報の共有



具体事業一覧

事業名		事業内容	方向性	実施主体
1-1-1	かまくら子育てメディアスポットの運営	市役所内のかまくら子育てメディアスポットやホームページにて、「子育て支援コンシェルジュ」による子育て支援情報の収集・提供を行います。 また、子育て支援団体や地域活動の情報発信などに協力していきます。	事業の継続	こどもみらい課
1-1-2	「かまくら子育てナビきらきら」の発行	妊娠中から就学前までの子どもの子育てに役立つよう子育て支援情報誌を発行します。	配布場所の拡大 利用者が身近な場所で受け取れる環境をつくる [20年度 64 か所]	こどもみらい課
1-1-3	父子健康手帳	父親に対し、妊娠・出産・育児に関する知識の周知や情報提供を行い、育児支援を図ります。	交付数の拡充 [20年度 316 冊]	市民健康課

主要施策 1－2 相談体制の充実

現状と課題

子育て家庭と地域の人々との交流の機会が少なくなる中で、孤立し、家庭の中でひとりで子育てに悩む親が増加しています。

本市では、子育て中の親が気軽に子育ての悩みや不安を話し合ったり、相談できる場の提供に努めています。

ニーズ調査の結果では、子育てをされていて分からなくなることがある人（「よくある」「時々ある」を合わせた割合）は、就学前児童の保護者で 58.7%となっており、多くの親が子育て中に不安を感じていることが伺われます。

子育ての不安に関する内容は様々で、不安を感じていることを解消していくことが重要であり、身近で気軽に相談できる仕組みづくりを充実するとともに、関係機関との連携を強化するなど相談体制をより一層、充実する必要があります。

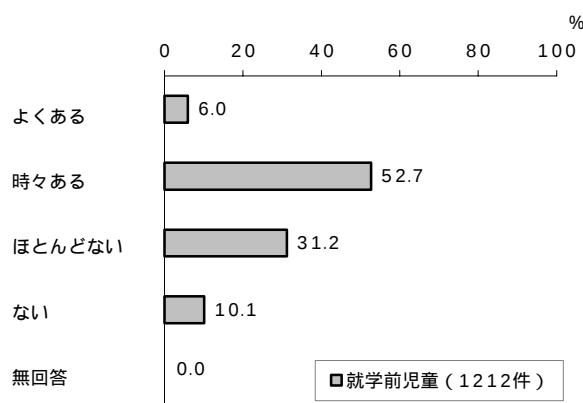


図 子育てをされていて分からなくなることがあるか

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

- 地域で子育て支援を続けることで信頼関係ができ、きめ細かいケアができる。
- 母親と子どもだけだと煮詰まっている人は、仲間ができると安心する。
- 引きこもっている人をいかに救うかということが重要。

施策の方向性

子育てに共感できる機会の提供

相談事業における連携の強化

身近で気軽に相談できる仕組みづくり



具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体
1-2-1 地域子育て相談体制	親たちが子育ての悩みなどを気軽に相談できるよう、子育て支援センター・保育所を活用し、相談体制の充実に努めます。 保育所では、地域子育て支援の一環として電話等での育児相談を受付けています。	子育て支援センターは未実施地域での整備を検討 [20年度3カ所] 全認可保育所で実施 [20年度全公立保育所・7私立保育所で実施]	こども相談課 保育課
1-2-2 「こどもと家庭の相談室」の実施 (重複掲載 6-1-4)	子どもと家庭の福祉並びに児童虐待に関する第一義的相談窓口として幅広い相談の受付を行います。 相談・通告への対応に当たっては、児童相談所を始めとする関係機関との連携のもとに取組みます。 また、相談員が子育て支援センター等に出向いて、保護者から直接育児などの相談が受けられるような出張相談に取組みます。	事業の拡充	こども相談課
1-2-3 各種相談体制の充実及び連携	各種相談事業を充実し、各相談窓口と関係機関との連携を図ります。	・親子健康相談 2-1-3 参照 ・思春期相談体制の充実 2-3-1 参照 ・教育相談事業の充実 3-2-4 参照 ・相談体制の推進 6-3-1 参照 ・障害児者への相談支援体制の推進 6-3-21 参照 ・相談支援事業 6-3-23 参照	関係各課
1-2-4 育児相談及び講演会	幼稚園において、幼児教育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言、その他必要な援助を行います。	事業の継続	私立幼稚園
1-2-5 地域の民生委員児童委員*、主任児童委員*の活動	地域には厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員児童委員*が、市民の立場で子育ての相談、情報提供などの支援を行っています。 主任児童委員*は、親子で遊べる場、子育ての仲間づくりの場を設けるなど、地域の中の身近な相談相手として活動しています。	事業の継続	鎌倉市民生委員児童委員協議会

主要施策 1－3 地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

近年、子育てにおける孤立感や、子育てに対する負担感の増大により親の育児不安が指摘されており、共働き家庭のみならず、すべての子育て家庭を対象とする支援の充実が求められています。

こうした中、本市では、子育て支援センターやファミリーサポートセンター事業を通じて地域における子育て支援サービスの充実に努めています。

また、民生委員児童委員*や主任児童委員*、NPO*や地域の子育て支援グループの活動も活発に行われています。

協議会、市民・団体別懇談会等においては、子育て家庭が地域で孤立しないよう、声かけや見守りを行い、地域の中で子育てを支えていくことが重要であるといった意見もあり、地域において、お互いに助け合っていける仕組みづくりが求められています。

また、出産前から子育ては始まっており、妊娠期から地域で交流できる機会の充実が重要です。

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

- 妊娠中に赤ちゃんとおふれあえたり、子育てサロンに行く機会があるといい。
- お母さん同士など地域でのコミュニケーションの場が減っている。
- 同じ年齢の子どもがいる親同士の交流はあるが、それ以外だとあまりない。年齢が少し上の子どものいる親と交流すると参考になることが多く、そういった機会が地域で持てると良い。
- 一時預かりを時々利用しているが、急に預かってほしい時にいっぱい、利用できないことがある。
- ファミリーサポートセンター事業は高齢者や子育てが一段落したお母さんに支援会員として参加してもらうなど、地域で支え合う制度にしていくといい。
- ファミリーサポートセンター利用料がもっと安くなるか、無料に近い状態で利用できれば、保育園入所を待機している人も助かると思う。

施策の方向性

地域でお互いに助け合う仕組みづくり

親子で集え、地域で交流できる機会の充実

様々な支援サービスの充実（すべての子育て家庭への支援）



具体事業一覧

事業名		事業内容	方向性	実施主体
1-3-1	子ども会館 (重複掲載 4-3-1)	地域の子どもの健全な遊び場を提供し、心身の健やかな育成を図ります。	一日あたり平均来館者数 10%アップ [20 年度一日あたり平均来館者数 247 人]	青少年課
1-3-2	子育て支援センターの充実 (重複掲載 3-3-2・4-3-2)	子育て家庭に対してアドバイザーが子育ての情報提供や、育児相談に応じます。フリースペースの子育てひろばも設置します。	未実施地域での整備を検討 [20 年度 3 地域に設置]	こども相談課
1-3-3	保育所における地域育児センター活動	多様化する子育てニーズに対応するため、子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供など、子育て家庭を総合的に支援する地域育児センター活動を行います。	事業の継続	保育課
1-3-4	つどいの広場 (重複掲載 4-3-3)	子育て支援センターのない地域に、乳幼児(特に 0～3 歳)を持つ子育て中の親子の交流、つどいの場を提供します。	1 地域 2 箇所 (支援センター開設のため) [20 年度 2 地域 4 箇所]	こどもみらい課
1-3-5	市主催事業における託児サービス	乳幼児のいる親が、市の主催する事業へ参加できるよう託児サービスを推進します。	事業の継続	各課
1-3-6	ファミリーサポートセンター事業 (重複掲載 5-2-3)	仕事と育児の両立等のため、育児支援や家事支援を必要とする市民が、育児支援・家事支援を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリーサポートセンター事業を推進します。	事業の継続	こども相談課
1-3-7	在宅子育て家庭支援	妊娠中の者、在宅で就学前の子どものを養育している保護者、又は小学生までの子育てをしている家庭で同一世帯の家族が病気になる等育児又は家事の援助が必要な保護者が、ファミリーサポートセンター又は子育て支援事業者を利用した場合、利用料の一部を助成します。	事業の継続	こども相談課
1-3-8	空き店舗を活用した保育サービス等提供施設の設置支援	商店街の賑わいの創出・活性化及び保育サービス等の提供の促進を図るため、空き店舗を活用したコミュニティ施設の設置時に要する改装費・賃借料等の支援を図ります。	事業の継続	産業振興課
1-3-9	一時預かり事業 (重複掲載 1-4-6)	家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間において、一時的に預かり保育を行います。また、保育所以外での実施も検討します。	事業の継続	保育課
1-3-10	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合などに、児童養護施設等で一時的に養育・保護します。	3 施設での受け入れを継続	こども相談課
1-3-11	トワイライトステイ事業	保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭で児童を養育することが困難になった場合などに、児童を児童養護施設等で保護し、生活指導、食事の提供等を行います。	1 か所で実施 [20 年度未実施]	こども相談課
1-3-12	子育て支援行事等の開催	子育て中の親子が共に集える遊び場や「親子で楽しめるもの」、「親自身のリフレッシュとなるもの」、「子育てに役立つもの」の講座等を開催します。	事業の継続	こどもみらい課

事業名		事業内容	方向性	実施主体
1-3-13	子育て親子講座	子ども会館を会場に、主に乳幼児を持つ子育て中の親子を対象として、しつけ、遊びや食育*など子育てに役立つ講座等を開催します。	一講座あたり参加者数の10%アップ [20年度19人]	青少年課
1-3-14	保育所のホール等を活用した地域での子育て支援	保育所の地域における子育て支援事業の一つとして、深沢こどもセンター内のほいくえんホールを、市内の子育て支援グループに無料で開放します。 なお、大船保育園の多目的室についても、同様に開放します。	事業の継続	保育課
1-3-15	地域開放	幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を推進することや各種の子育て支援サービスを行います。	事業の継続	私立幼稚園
1-3-16	幼稚園における学童保育	放課後児童の健全育成に関して、幼稚園も地域の社会資源の積極的な活用を検討しつつ、対策が必要な児童のすべてを受け入れる体制の整備を目指した事業に取り組んでいます。	検討 [20年度0園 ※預かり保育の実施時間に合わせ、卒園児や園児の兄・姉に限り実施3園]	私立幼稚園
1-3-17	青空自主保育	子どもが自然の中で遊びのびのびと遊ぶことを目的に、保育者と当番の親が引率して鎌倉の海や山に出かけています。	事業の継続	にこにこ会 (就園前の子どもを持つ親)
1-3-18	青空自主保育	鎌倉の豊かな自然の中で、子育て親育ちができるような環境を作りたいと願う親たちによる、野外活動を主とした青空ようちえんです。	事業の継続	やんちゃお(5,6歳児の親)
1-3-19	子育て支援の分かち合い	地域の人たちと一緒に一人ひとりできることで「心豊かな子育て、親育ち支援」の輪を広げます。	事業の継続	NPO法人かまくらキッズ・ママ
1-3-20	子育て支援グループの連携と交流 一日冒険遊び場・講座等の子育て支援行事の開催等	子育て中の母親のリフレッシュや交流を図り、自分を見つめ直す機会としての講座を企画・運営しています。「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに日頃、触れる機会のない工具や火などを使って遊ぶ冒険遊び場を開催。常設化を目指しています。	事業の継続 一日冒険遊び場については、常設化に向けて拡充	かまくら子育て支援グループ懇談会
1-3-21	子育てサロン(重複掲載4-3-9)	児童の健全育成のために、主任児童委員*が中心となり、未就学児を対象に小地域でサロン活動を行っています。	事業の継続	地区社会福祉協議会 地区民生委員児童委員協議会
1-3-22	里山冒険遊び場	谷戸の散策、農作業の手伝い、どろんこの遊び、生き物とのふれあい、草花あそびなど。年齢制限なく、大人から子どもまで一緒になって里山体験をしながら自然に親しんでもらいます。また、かまくら子育て支援グループ懇談会と共同で一日冒険遊び場の開催もしています。	事業の継続	NPO法人山崎・谷戸の会



主要施策 1－4 保育サービスの充実

現状と課題

近年は女性の就労率の上昇や育児休業*制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また、土曜日、日曜日の勤務、パートタイム労働等、勤務形態も多様化しており、それにともない保育ニーズも多様化しています。

本市では、平成 16 年度以降、認可保育所の分園設置や定員数の拡充に努めるとともに認定保育施設への支援、延長保育事業や休日保育事業、病後児保育事業など、通常保育の他多様な保育サービスを行ってきました。

今後も保育ニーズは増加することが考えられますが、限られた財源の中で、ニーズを的確に把握しながら事業の見直しや精査を行い、きめ細かな保育サービスを提供していく必要があります。

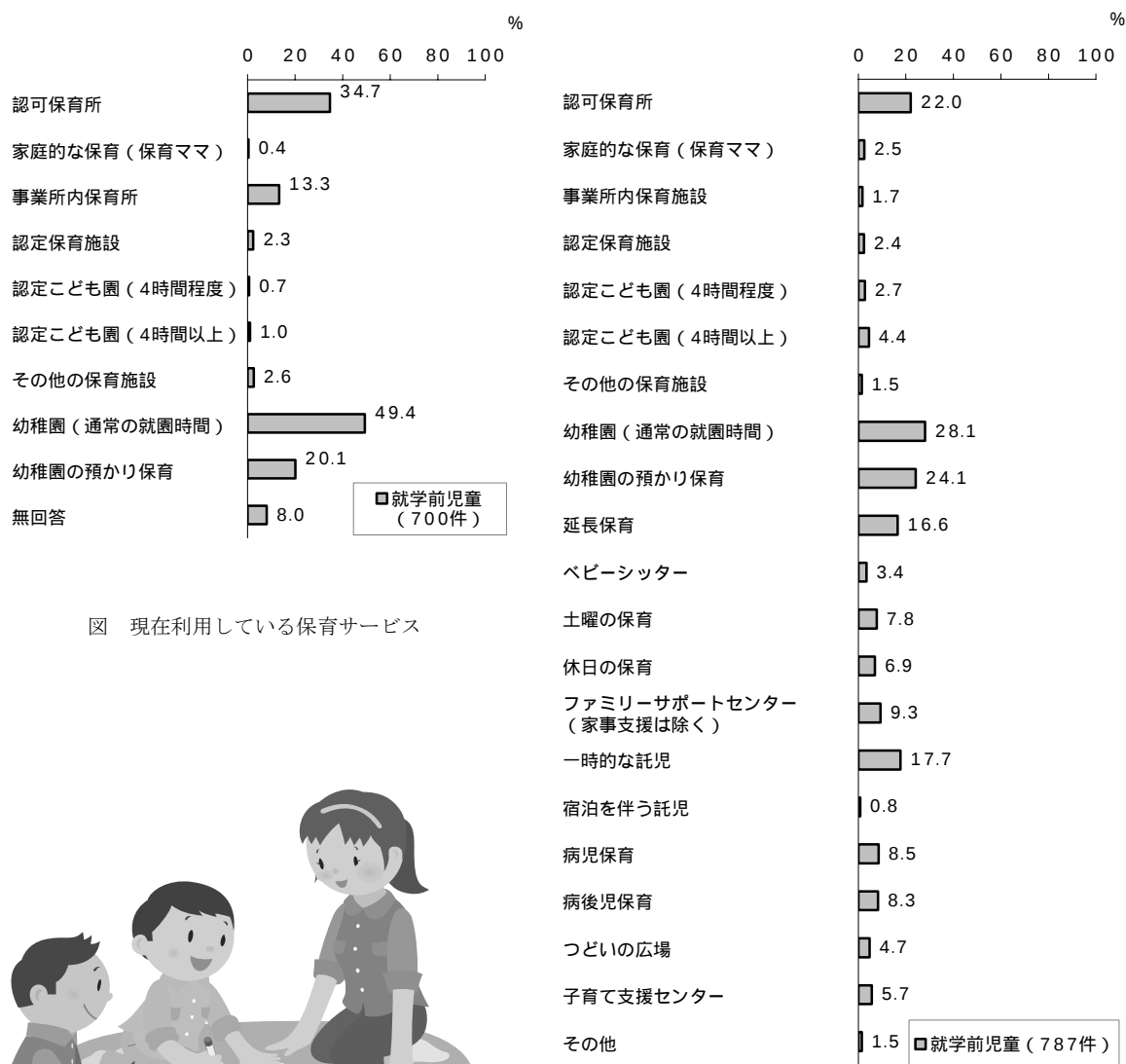


図 現在利用している保育サービス

図 今後利用したい保育サービス

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

- 鎌倉市は居住環境がいいということで引っ越してくる保護者がいるが、実際には保育園には待機児が多くて入れないため、出産をためらう場合がある。
- 保育園の数が足りない。保育園の待機児童*問題について対策を講じていただきたい。
- 延長保育を充実してほしい。都心まで 90 分かかる地域のため、フルタイムで働くためには 20 時まででは必須。

施策の方向性

多様化する保育ニーズへの対応
保育の質の向上



具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体
1-4-1 通常保育事業	保護者が就労をしているなど、児童福祉法に定められている「保育に欠ける児童」を入所させる施設で、児童福祉法に基づく児童福祉施設最低基準を満たす施設として知事等の認可を受けた保育所や市町村が認定した認定保育施設で実施します。	認可保育所受入数1,827名 [20年度認可保育所定員数1,506人受入数1,602人]	保育課
1-4-2 延長保育事業	就労形態の多様化や、勤務時間の長時間化に対応できるよう、保育時間の延長及び延長保育実施保育所の拡大を図ります。	全認可保育所での実施を継続	保育課
1-4-3 夜間保育事業	就労形態の多様化や、勤務時間の長時間化に対応できるよう、夜間保育の検討をします。	検討 [20年度未実施]	保育課
1-4-4 休日保育事業	就労形態の多様化による様々な保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。 また、需要の状況を把握しながら、実施保育所の拡大等を検討します。	事業の継続	保育課
1-4-5 病後児保育事業	病気回復期の乳幼児を一時的に預かる事業を推進します。(施設型)	事業の継続	保育課
1-4-6 一時預かり事業 (重複掲載 1-3-9)	家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間において、一時的に預かり保育を行います。また、保育所以外での実施も検討します。	事業の継続	保育課
1-4-7 特定保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴い、平均週2、3日程度(1か月当たりおおむね64時間以上)、または、午前か午後のみ、必要に応じて、一定の日数や時間に行う保育を推進します。一時預かりとあわせて対応します。	事業の継続	保育課
1-4-8 低年齢児保育	産後休暇明け・育児休業*明けでの乳児保育の需要に応えるため、低年齢児保育を実施します。	公立2保育所・私立8保育所での実施を継続	保育課

事業名		事業内容	方向性	実施主体
1-4-9	統合保育 (障害児保育) (重複掲載 6-3-10)	障害のある子どもの発達の状態に応じて、保育所での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながらともに育っていけるよう、統合保育の推進に努めます。	事業の継続	保育課
1-4-10	保育園児の健康管理	保育園児の健全な身体の育成のために、定期的に身体測定・健康診断等を行い、発育・発達の状況を把握し、健康増進に努めます。 また、保健衛生担当嘱託員を配置し、各保育所を巡回します。	全認可保育所での実施を継続	保育課
1-4-11	送迎保育ステーション	駅前等利便性の高い場所にステーションを整備し、一時預かりと保育所への送迎サービスを実施するとともに、送迎先保育所の閉所後の延長保育の実施を検討します。	検討 [20 年度未実施]	こども みらい課 保育課
1-4-12	保育サービス評価	保育所の提供するサービスについて、自己評価に加えて、利用者の認識・把握と第三者機関による評価の実施を検討します。 私立保育所についても取組みを要請していきます。	順次実施 [20 年度未実施]	保育課
1-4-13	子どもの家 (重複掲載 5-2-4)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に、子どもの家を利用して、適切な遊び場及び生活の場を提供し、ガイドラインの遵守に努めつつ健全な育成を図ります。	待機児童*数 0 人の維持と環境の整備	青少年課
1-4-14	障害児のための子どもの家の受入れ (重複掲載 6-3-11)	ノーマライゼーション*の観点から、障害のある児童の子どもへの家への受入れについて環境を整えます。	事業の継続	青少年課
1-4-15	公立保育所の拠点化	公立保育所は、拠点園としての機能を充実させていきます。	事業の継続	こども みらい課 保育課
1-4-16	保育施設の整備・活用	保育の安全確保及び市民ニーズの多様化に対応するため、老朽化した保育施設の改築等の整備を図ります。 また、既存施設の有効利用と改築に合わせ、保育スペースの確保を図ります。	事業の継続	こども みらい課 保育課
1-4-17	家庭的保育	保育需要に対応するため、保育の経験や技能を有する人が保育を行う制度の拡充を図ります。	家庭的保育者の登録 6 人 利用者 18 人 [20 年度未実施]	保育課
1-4-18	公共施設等を活用した保育サービスの提供	待機児童*解消のため、公共施設等既存施設を活用した保育サービスの提供について検討します。	検討 [20 年度未実施]	保育課 こども みらい課
1-4-19	預かり保育	幼稚園に就園している幼児につき、当該幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後に教育活動を行います。	事業の継続	私立幼稚園
1-4-20	幼稚園児の健康管理	幼稚園児の健全な身体の育成のために、定期健康診断及び尿・ギョウ虫検査等を実施します。	事業の継続	私立幼稚園

主要施策 1-5 子育て支援のネットワーク体制の充実

現状と課題

家庭や地域を取り巻く社会状況の様々な変化とともに、人々の意識やライフスタイルが変化し、これまでの地域の中での「つながり」が希薄になっています。子育ての不安感や負担感が解消されない原因としては、その「つながり」が希薄になっていることも要因として考えられます。

こうした中、本市では、子育てに関係する団体等のネットワークの構築に努めてきましたが、まだ不十分な点もあり、さらなる関係機関等の連携・協働が求められています。

また、既存のネットワークを強化するとともに、庁内における関係各課の連携を強化し、子育て支援のネットワーク体制を充実することが重要です。

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

- 引きこもっている人をいかに救うかということが重要。
- 子育てサークルに参加するが、運営に回りたいがらない。リーダーがいると良い。
- 参加者が「お客様」というようなサービスではなく、親同士が友達になれるようにするのが良いのではないか。

施策の方向性

関係機関等の連携強化・協働

庁内における関係各課の連携強化



具体事業一覧

事業名		事業内容	方向性	実施主体
1-5-1	ネットワークの促進	子ども関連のすべての機関・団体が、子どもの健全育成に向けて、より一層連携を強化して行動できるよう協働関係を促進します。	事業の継続	こどもみらい課
1-5-2	地域福祉活動	地域の会館等を活用し、身近な小グループでの子育てを推進するため、保育所、社会福祉協議会、主任児童委員*や育児ボランティア等との連携を図ります。	事業の継続 保育所では検討[20年度保育所では未実施]	市民健康課 保育課

主要施策 1－6 経済的支援の充実

現状と課題

近年の長引く不況による、失業率の上昇や収入の減少から、子育てに係る経済的負担の家計に占める割合が増えてきています。

本市では、小児医療費の助成や幼稚園就園奨励費補助金の交付など、対象者の拡大や支給額の増額などを行い、経済的支援に努めてまいりました。

ニーズ調査の結果では、理想より持つつもりの子どもの人数が少ない理由について、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」は就学前児童の保護者で 80.6%、就学児童の保護者で 69.8%と高くなっており、今後に限られた財源の中ではありますが、経済的支援が必要な家庭に対して、継続して行う必要があります。

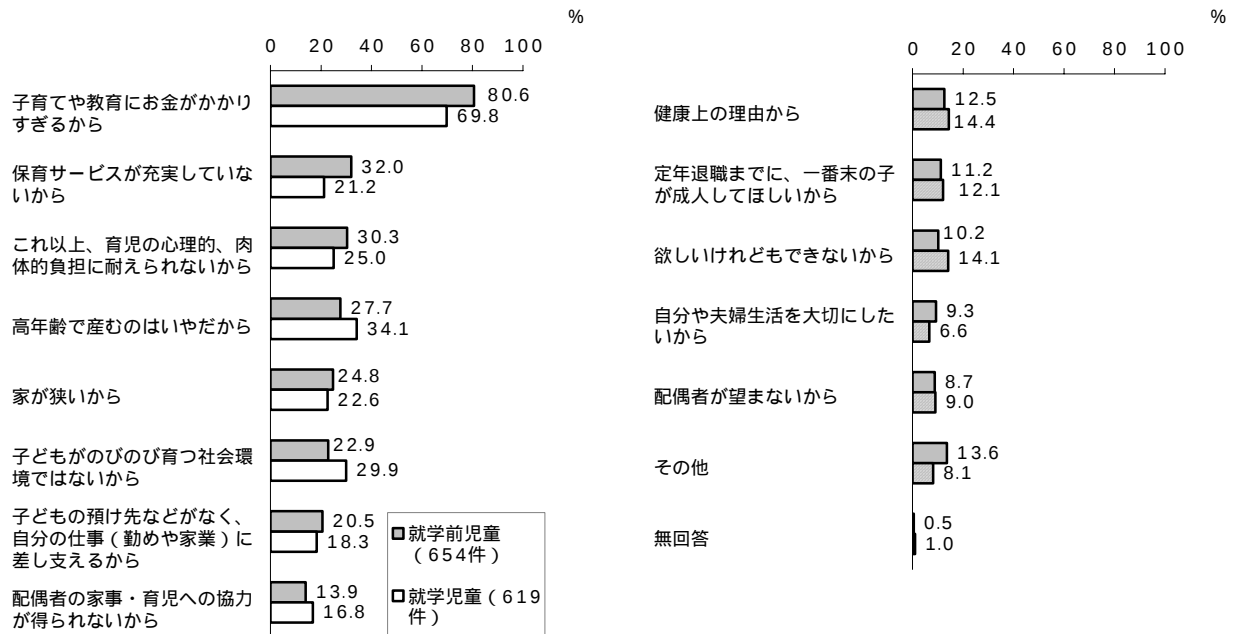


図 理想より持つつもりの子どもの人数が少ない理由

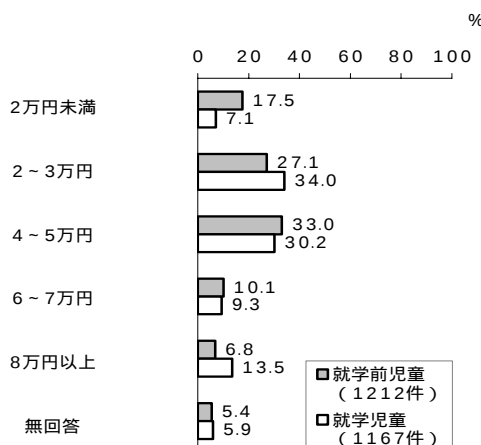


図 子育てにかかる1か月の費用

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

- 経済的支援を充実して欲しい。お金がかかれば、もっと子育てできる。
- 中学・高校とますます学費など経済的負担が大きくなる時期に、少しでもその負担を少なくしてもらいたい。

施策の方向性

- 支援が必要な子育て家庭に対する支援



具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体
1-6-1 私立幼稚園等就園奨励費補助金の交付	入園料及び保育料の減免を行う私立幼稚園等の設置者に対して、補助金を交付します。	国の方向性を考慮して交付を継続	こどもみらい課
1-6-2 ひとり親家庭の家賃の助成 (重複掲載 6-2-6)	ひとり親家庭に家賃の一部を助成することにより、その生活の安定と自立の支援を行います。	事業の継続	こども相談課
1-6-3 小児医療費助成	0歳～小学6年生の入・通院と、中学生の入院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。(ただし、小中学生については所得制限あり)	小学6年生まで所得制限を廃止	保険年金課
1-6-4 ひとり親家庭の医療費の助成 (重複掲載 6-2-9)	18歳に達した後の最初の3月31日までの児童と、その養育者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。	事業の継続	保険年金課
1-6-5 障害者医療費助成 (重複掲載 6-3-6)	一定程度以上の障害がある障害者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。	事業の継続	保険年金課
1-6-6 就学援助	経済的な理由により就学困難な市立小中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品、学校給食費等の一部を援助します。 また、市立小中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者に対して学用品、学校給食費等を援助します。	基準の維持 [20年度前年度所得が生活扶助基準額等の1.5倍未満までの世帯を対象に扶助]	学務課
1-6-7 子ども手当	児童手当法に基づき、小学6年生以下の児童に手当を支給します。	事業の継続	こども相談課
1-6-8 児童扶養手当 (重複掲載 6-2-7)	児童扶養手当法に基づき、母子家庭等に手当を支給します。	事業の継続	こども相談課
1-6-9 特別児童扶養手当 (重複掲載 6-3-7)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、一定の障害のある児童(20歳未満)の父又は母若しくは養育者に手当を支給します。	事業の継続	こども相談課

事業名		事業内容	方向性	実施主体
1-6-10	ひとり親家庭等 児童の大学進学 支度金 (重複掲載 6-2-8)	ひとり親家庭等の子どもが大学等に進学するに当たり、支度金を交付します。	事業の継続	こども 相談課
1-6-11	遺児卒業祝金贈 呈	遺児が中学校を卒業するに当たり、その保護者に卒業祝金を交付します。	事業の継続	こども 相談課
1-6-12	知的障害児通園 施設利用支援 (重複掲載 6-3-22)	国の施策動向を注視しつつ、あおぞら園知的障害児通園施設利用児童の施設利用料を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	事業の継続	発達支援室



基本目標2 子どもと親が健康に暮らせるまちづくり

主要施策2-1 子どもと親の健康の確保

現状と課題

女性にとって妊娠・出産は、短期間での心身の大きな変化に加えて、出産後すぐに始まる「子育て」という責任を担うことなどから、不安や悩みを生じやすい時期でもあります。このため、安全で快適な出産に向けた健康管理への支援、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減や、子育てについての知識・技術の習得や体験する機会の提供など、母親・父親になるための準備が重要となります。

こうした中、本市では、妊婦及び乳幼児健康診査や親子健康相談などを通じて、子どもと親の健康の確保に努めています。

今後も健診や予防接種等において、受診率の向上を図るとともに、妊娠、出産、育児において母子を中心とした家族全体の心身の健康づくりを行うことが重要です。

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

- 兄弟姉妹がいる場合、健診が学校や幼稚園から帰る前に終了するよう、配慮してほしい。
- 1歳半健診や3歳半健診で、早くに障害のある子へ手を差し伸べてほしい。
- インフルエンザの対応など、感染症に対する整備が必要。
- 育児不安の母親に対する救済手段があると良い。

施策の方向性

利用者の視点に立った健診等の実施

妊産婦期における育児不安の軽減



具体事業一覧

事業名		事業内容	方向性	実施主体
2-1-1	親子健康教育	妊産婦、乳幼児の健康を保持増進できるように支援を行います。	事業の継続	市民健康課
2-1-2	妊婦及び乳幼児健康診査	定期健康診査により、妊婦や乳幼児の健康の保持・増進を図るとともに発達問題等の早期発見と予防に努めます。 また、子育て情報の提供により、育児中の親の孤立化を防ぎます。	受診率の維持 [20 年度 受診率 妊婦健康診査 87.8%(9,066 人) 4 ヶ月健康診査 95.2%(1,180 人) お誕生前健康診査 84.7%(1,203 人) 1歳6か月児健康診査 89.5%(1,179 人) 3歳児健康診査 86.4%(1,112 人) 2歳児歯科健康診査 64.6%(883 人) 精密健康診査43 人]	市民健康課
2-1-3	親子健康相談	育児、栄養、運動、歯など、健康なライフスタイルの確立と親子への支援を図るため、いつでも気軽に相談できるよう各地域で実施します。	市内 5 地区での事業の継続	市民健康課
2-1-4	家庭訪問	家庭訪問によって、妊娠、出産、育児の不安の解消を図り、健康の保持・増進に努めます。	事業の継続	市民健康課
2-1-5	予防接種	感染性疾病を未然に予防し、子ども一人ひとりの健やかな成長を図るため、予防接種の適切な実施に努めます。	接種率の拡充 [20 年度接種率 2 期 86.92% 3 期 79.78% 4 期 69.50%]	市民健康課
2-1-6	健診後のフォロー体制づくり	健診後のフォロー教室の実施により、発達等、心配のある乳幼児への専門的アドバイス、及び適切な対応を図ります。	事業の継続	市民健康課 発達支援室
2-1-7	不妊相談の周知	県で実施している特定不妊治療費助成事業や不妊専門相談センターについて、市民健康課窓口及び健康相談の場等において周知しています。	周知の継続	市民健康課
2-1-8	上級・普通救命講習	毎月第 2 日曜日(9:00~12:00)に普通救命講習会(心肺蘇生法、AED、止血法など)、また定期的に上級救命講習会(9:00~17:00 内容は普通救命講習会に傷病者管理法、搬送法等を加えたもの)を開催しています。乳幼児の突然の事故に対する指導も要望にあわせ実施します。	事業の継続	鎌倉消防署 大船消防署
2-1-9	感染症予防の啓発	感染症予防のため、流行が予測される感染症について、ホームページ、広報、パンフレット等で予防啓発に努めます。	事業の継続	市民健康課

主要施策２－２ 食育*の推進

現状と課題

食は生活の基本であり、朝食欠食や不規則な食事等、食生活の乱れは、子どもの心や体の健やかな成長を妨げる大きな原因となります。そのため、子ども一人ひとりが食の大切さや正しい食習慣を身に付けることが大切であり、食育*を通じて豊かな人間性を育み、良好な家族関係を築くことが期待されています。

ニーズ調査の結果では、子どもの朝食の状況について、「ほぼ毎日食べる」は就学児童で96.1%と前回調査に比べ2.4ポイント増加しており、今後も平成20年3月に策定した食育*推進計画に基づき食育を推進していくことが重要です。

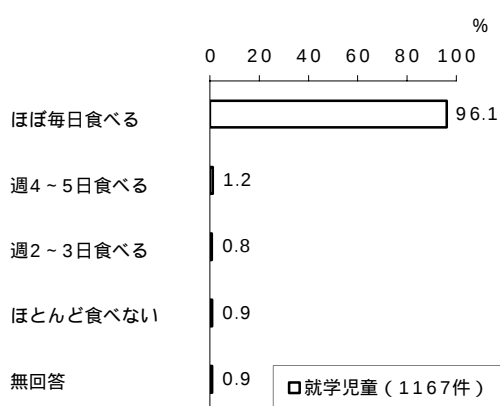


図 朝食の摂取状況 (今回調査)

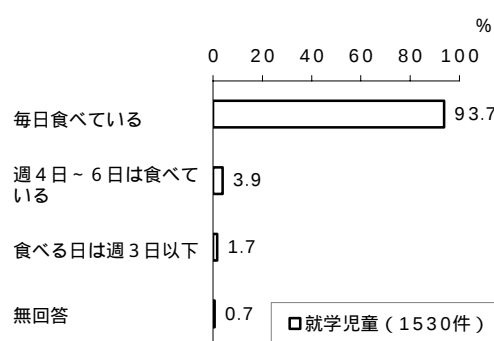


図 朝食の摂取状況 (前回調査)

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

- 食べ物を通して学ぶことは、ちゃんと「生きる」ことにつながると思う。
- 子どもに限らず、男女問わず、料理や家事をしない大人にも食育*は必要。
- 講座は、よりたくさんの親子が参加でき、子どもが季節のものに興味を持てるような企画だとよい。

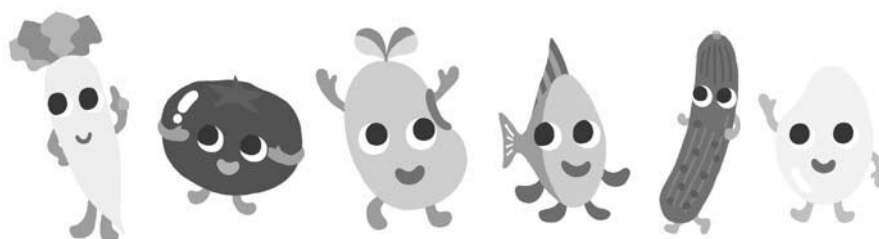
施策の方向性

- 計画に基づく食育*の推進



具体事業一覧

事業名		事業内容	方向性	実施主体
2-2-1	学校における食育*の推進	学校の教育活動全体を通して行う健康教育の一環として、児童生徒に食に関する知識を教えるだけでなく、望ましい食習慣の形成に結びつく実践力を育成します。 また、家庭や地域と連携し、食生活・栄養に関する正しい知識の普及や、給食だよりなどの発行により、食生活に関する情報発信に努めます。	事業の継続	学務課
2-2-2	親と子の食生活体験学習の開催	地域における「食」について食文化面から先駆的に活動している講師（フードコーディネーター）と栄養士等により親子で「食育*」を実習体験する講座「小さなコックさんあつまれ」を開催します。	事業の継続	市民健康課
2-2-3	離乳食教室の開催	乳児を持つ親に対する離乳食の進め方の指導や調理実習等を開催します。	年間 12 回開催の継続	市民健康課
2-2-4	栄養相談・栄養指導の実施	乳幼児だけではなく、家族全体をとらえ、状況に合わせた栄養相談・指導を実施します。	事業の継続	市民健康課
2-2-5	乳幼児健診の場を通じた情報提供	乳幼児健診や育児教室等において、保護者を対象に基礎的な食生活に関する資料・情報の提供を行います。	事業の継続	市民健康課
2-2-6	保育所における食育*の推進	保育所の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と良い食習慣を形成します。 また、保育士と栄養士が連携し、乳幼児の現状を把握した上で「保育園年（月）齢別食育*計画」に沿った食育を推進します。	全公立保育所での実施を継続	保育課
2-2-7	かまくら食育*クラブ員の活動支援	市の食育*を推進するための食育ボランティアである「かまくら食育クラブ員」を育成し、そのグループ活動を支援します。	支援の継続	市民健康課
2-2-8	成長・発達にあわせたはたらきかけ	保育所における年齢別の食事、保育の問題点をまとめ、各年齢に応じた食事指導、家庭への食についてははたらきかけを明確にします。冊子「発達・育児にあわせたはたらきかけ」に沿って、子どもの成長、年齢にふさわしい食事指導を保育の活動と連携しながら行います。	全公立保育所での実施を継続	保育課
2-2-9	食育*の啓発	食への関心を高めることを目的に、食に関する情報と学習の場を提供するため、「食に関する講座」をまとめた冊子や広報において関連課の講座等の周知を図ります。	事業の継続	市民健康課



鎌倉市食育推進計画 ダイジェスト版キャラクター

主要施策２－３ 思春期保健対策の充実

現状と課題

ここ数年、性に関する問題を始め、薬物乱用、喫煙、飲酒等の低年齢化が進んでおり、こうした問題行動は年々増加傾向にあります。

また、思春期といわれる時期は、子どもから大人への過渡期であり、身体の著しい成長に比べ精神的・社会的に未熟であり、様々な問題が生じやすい時期といえます。

本市では、薬物乱用防止啓発活動を小中学校で実施し、スクールカウンセラー*の配置やメンタルフレンド*の導入など、思春期相談体制を充実させるとともに、思春期の子どもを持つ親に対する支援を行うなど、思春期保健対策に努めています。

今後も、思春期から青年期に向け、男女一人ひとりが、自らの心身の健康を意識し、自分とともに「ひと」をも大切にできるような教育・啓発を行っていくことが重要です。

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

- カウンセラーや市民の方でも、思春期の悩みを聞いてくれる人が、身近にいると良い。
- 最近の性犯罪をみると、もっと人の温もりのある性教育が必要ではないかと思う。
- 小学校にもスクールカウンセラー*を配置してほしい。

施策の方向性

喫煙や飲酒、薬物乱用の防止、健康づくりや性に関する正しい知識の普及
精神的な悩みを抱える子どもに対する相談・支援体制の充実



具体事業一覧

事業名		事業内容	方向性	実施主体
2-3-1	思春期相談体制の充実	学童期・思春期における心の問題について、子どもと保護者の相談に的確に対応できるよう、関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。また、市立中学校全校にスクールカウンセラー*を、市立小学校全校に心のふれあい相談員を配置します。その他に、不登校状態等で自宅にひきこもりがちな児童生徒に対して、メンタルフレンド*を派遣します。 (要事前面接)	事業の継続	教育センター
2-3-2	親に対する思春期理解への支援	思春期を迎える子どもを持つ保護者を対象とした専門家による講演会等を開催します。 また、中学校において、生活指導担当教諭等から子どもの思春期について話をします。	事業の継続	市民健康課 教育指導課
2-3-3	学校における思春期教育の充実	小学校では、体育の保健分野で思春期の体の変化の学習、道徳における指導等、中学校では保健体育科の保健分野で思春期の体の発達や特別活動での心身の健康・安全にかかわる指導等を行います。 また、喫煙・飲酒・薬物乱用の心身への影響の啓発を行います。	薬物乱用防止教室の内容を拡充	教育指導課
2-3-4	児童・生徒理解研修会の実施	教員として必要な児童・生徒の理解、教育相談の理論や技法を習得し、教育活動に生かせる実践力の向上を図ります。	事業の継続	教育センター



主要施策２－４ 安心して生み育てられる医療体制の充実

現状と課題

子どもの健やかな発育、発達を促すためには、必要な時にいつでも診てもらえたり、相談できたりする小児医療体制を確立することが大切です。医療機関は、病気の診断や治療のみならず、子どもの発育状態の確認や、健康や子育ての相談、感染症の予防等、家庭や地域で幅広い活動が期待されています。

また、医療の進歩などにより、妊産婦や新生児の死亡率は世界で最も低く、高い母子保健医療水準を維持していますが、より一層安全・安心な妊娠・出産を支援することが必要です。

本市では、小児救急医療体制の充実や産科診療所開設への支援などにより安心して生み育てられる医療体制の充実に努めています。

ニーズ調査の結果では、かかりつけ医の有無について、「いる」が就学前児童で 91.7%、就学児童で 79.2%と高くなっており、今後も医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携し、小児医療体制の強化を図る必要があります。

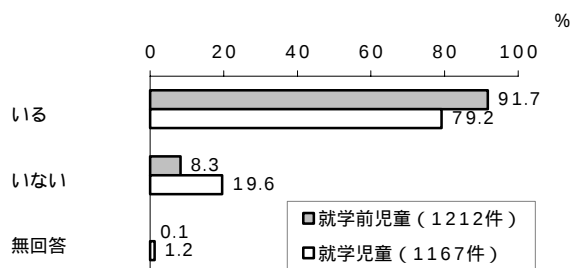


図 かかりつけ医の有無

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

- 子どもを生む所や小児科があまりにも少なすぎると思う。産科はまだ足りないと思う。
- 安心して生めるところが少ない。みんな市外で出産をしているという状況。生みたいのに生めないという部分が、まず第一に解消されると違ってくる。

施策の方向性

小児医療体制の充実

産科医療体制の充実

具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体
2-4-1 小児救急医療体制の推進	関係機関との協議による小児救急医療体制を充実します。 また、広域的に小児救急に取り組むとともに、環境整備を図り、小児救急医療水準の維持向上を目指します。	事業の継続	市民健康課
2-4-2 小児緊急医療支援	休日夜間急患診療所の土・日・休日の夜間には、小児科に対応できる医師を配置します。	土、日、休日の夜間 配置率の拡充 [20年度 51.7%]	市民健康課
2-4-3 かかりつけ医の確立	子ども一人ひとりの様々な健康問題が早期かつ包括的な対応を受けられるよう、保護者（予定者を含む）に「すくすく手帳」の配布や家庭訪問を行うことにより、かかりつけ医の確立等に関しての啓発に努めます。	事業の継続	市民健康課
2-4-4 産科診療所運営への支援	鎌倉市医師会立の産科診療所「ティアラかまくら」の運営を支援し、市内で安心して子どもを出産し、育てられる環境を整備します。	年間 360 分娩	市民健康課



基本目標3 子どもが心身ともに健やかに学び育つ まちづくり

主要施策3-1 次代の親の育成

現状と課題

地域社会でのつながりが薄れる中で、少子化、核家族化の影響により、家族で過ごす機会や、兄弟姉妹といった子ども同士が集団で過ごす機会が減少し、人間関係をつくる力が弱くなり、社会性不足や規範意識が希薄になっていることが指摘されています。

本市では、乳幼児等との交流の機会を充実させ、将来親世代となる子どもたちに家庭の大切さや子どもを生み育てる喜びを伝えていくことが大切と考えます。

今後も、乳幼児とふれあう機会の充実を図り、母性や父性を育むとともに、学校生活の中で、異性への理解や人格の尊重などについても、教科書や机上の学習だけでなく、体験を通して学ぶことに努め、子どもの頃からの男女共同参画意識を醸成することが必要です。

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

- 鎌倉という環境のいい所に住んでいるので、幼稚園だけではなく商店街や自然などを経験させたり、社会の中で受け入れてくれる場所があれば、子ども達の社会性につながっていくのではないかと。
- 以前は、自然に年上の子が年下の面倒をみて、カッコいいお兄さん、お姉さんという立場ができていたが、今はそういった機会が少なくなっている。

施策の方向性

乳幼児等との世代間交流の仕組みづくり

男女共同参画に関する意識啓発



具体事業一覧

事業名		事業内容	方向性	実施主体
3-1-1	学習情報の収集と提供 (重複掲載 3-3-13)	市民の多様な学習ニーズに対応するため、幅広い学習情報の収集と提供を行います。	生涯学習誌「鎌倉萌」の発行毎月10,000部を継続	生涯学習課
3-1-2	性(命)の尊重、男女平等についての啓発	男女が正しく性を理解・尊重しあうこと、お互いが協力して家庭生活・社会生活を築くための支援をします。	事業の継続	人権・男女共同参画課
3-1-3	小学生と保育園児・幼稚園児の交流 (重複掲載 3-2-9)	生活科の授業、総合的な学習の時間や小学校の行事等(運動会、各学校で行われる子どもまつり等)を通して、小学生と保育園児や幼稚園児の交流を推進します。 また、就学を控えた園児と同じ地域の小学1年生が、一緒に活動し交流を行います。	市立小学校全校での交流実施を継続	教育センター 教育指導課 保育課
3-1-4	中学生と保育園児・幼稚園児の交流 (重複掲載 3-2-10)	市立中学校の生徒が、保育所や幼稚園で「職場体験学習」や家庭科の学習の中で「保育実習」を行います。	市立中学校全校での実施を継続	教育指導課 保育課
3-1-5	道徳教育での啓発	主として他の人とのかかわりに関するこの中で、「男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する」ことについて、教科書や机上の学習だけでなく、体験を通して学ぶことに努めます。	内容を拡充	教育指導課
3-1-6	特別活動での啓発	学級活動の中で、「男女相互の理解と協力」について、教科書や机上の学習だけでなく、体験を通して学ぶことに努めます。	事業の継続	教育指導課



主要施策 3－2 学校の教育環境の充実

現状と課題

家庭に次ぐ子どもの人間形成の場として学校や幼稚園の果たす役割は大きく、学校教育では子どもたちが環境の変化に柔軟に対応できるように、自ら学び考え、主体的に行動できる「生きる力」を育むことが重要です。

本市では、世代間交流や国際社会、情報化社会に対応するための事業を推進し、学校の教育環境の充実に努めています。

今後も、本市の自然豊かな地域特性を生かした自然体験やボランティア活動などの体験学習を積極的に進め、生命の尊重、他人への思いやりや自然を大切にする心を培う教育を推進する必要があります。

また、障害のある児童・生徒が、その障害の内容や個性に応じた適切な教育が受けられるように、教育環境の充実が必要です。

さらに近年、いじめや不登校等の問題も深刻化しており、学校における相談体制の充実が求められています。

現在多くの中学校区では、小・中学校が連携した取り組みが行われていますが、今後さらに発展・充実させて、小・中学校9年間を見通した系統的な学習指導や一貫した指導・支援を行う必要があります。子どもの育ちと学びの連続性を保障することを目指した小中一貫教育を推進していきます。

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

- 小学校や中学校の義務教育の中で、もっとしっかりと基礎学力をつけてほしい。
- 進学のためだけでなく、自分の将来の目標に向かえる学習内容の充実を考えて頂きたい。

施策の方向性

基礎学力の向上

地域特性を生かした教育環境の整備

障害のある生徒に対する教育環境の充実

学校における相談体制の充実



具体事業一覧

事業名		事業内容	方向性	実施主体
3-2-1	環境教育の推進	環境と人間とのかかわりを学び、恵み豊かな環境やいのちを大切にする心を育む環境教育の充実に努めます。	事業の継続	環境政策課
3-2-2	学校評議員制度	各学校が保護者や地域の方々の意見を広く聴き、地域に開かれた、また信頼される学校づくりを推進します。	設置率の維持 [20年度 100%]	教育指導課
3-2-3	世代間交流	小中学校では、総合的な学習の時間等で、地域の保育所、幼稚園、障害者施設、老人ホーム等へ訪問し交流を深めます。また、地域のお年寄りを学校に講師として招いて知識、経験を子どもたちに伝えていきます。 保育所では近隣の小学校、障害児施設や老人ホームなどを訪問し、交流を深めます。また、地域のお年寄りを招いての交流を図ります。	事業の継続	教育指導課 保育課
3-2-4	教育相談事業の充実	教育センター相談室において、乳児から青少年の相談並びにいじめ・不登校等の教育相談を行います。不登校児童・生徒のために、教育支援教室等を設置し、自立に向けた支援を行います。	事業の継続	教育センター
3-2-5	幼児教育に関する研究・研修	幼児教育の目的に応じた適切な指導及び幼児期から心の教育が行われるよう、その研究・研修活動支援の一層の充実に努めます。	幼児教育研究会・幼児教育研修会の継続	教育センター
3-2-6	心の教育の推進・道徳教育の充実	生命を大切にし、他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心を育てる教育を推進するため、道徳教育の充実に努めます。 また、道徳教育の推進のために作成した資料集を使った模範授業を公開します。	事業の継続 道徳教育資料集 vol.2 編纂	教育センター
3-2-7	国際社会への対応	外国人英語教師（ALT）を小学校にも派遣することにより、国際理解教育の充実に努めます。	事業の継続	教育指導課
3-2-8	情報化社会への対応	各教室でインターネット等が利用できるよう、校内LANの整備を進めるとともに、ITを活用した施策の充実に努めます。	事業の継続	教育指導課 教育センター
3-2-9	小学生と保育園児・幼稚園児の交流 (重複掲載 3-1-3)	生活科の授業、総合的な学習の時間や小学校の行事等（運動会、各学校で行われる子どもまつり等）を通して、小学生と保育園児や幼稚園児の交流を推進します。 また、就学を控えた園児と同じ地域の小学1年生が、一緒に活動し交流を行います。	市立小学校全校での実施を継続	教育センター 教育指導課 保育課
3-2-10	中学生と保育園児・幼稚園児の交流 (重複掲載 3-1-4)	市立中学校の生徒が、保育所や幼稚園で「職場体験学習」や家庭科の学習の中で「保育実習」を行います。	市立中学校前項での実施を継続	教育指導課 保育課
3-2-11	各種育成行事	子どもの健康維持・増進を図るため、各種の大会や教室を開催します。また、子どもたちの文化・芸術活動を活性化するため、活動成果を発表する場の提供に努めます。	事業の継続	教育指導課
3-2-12	安全で快適な学校教育環境の整備	学校施設整備計画「改訂版」の内容に沿った事業を推進します。	事業の継続	学校施設課

事業名		事業内容	方向性	実施主体
3-2-13	体験学習の推進	福祉や環境問題などについて、実際の体験を通じて学習するため、総合的な学習の時間等を使って、校外活動等を実施します。	市立小中学校全校での実施を継続	教育指導課
3-2-14	かまくら子ども議会の開催	子どもたちが、市議会の模擬体験を通じて、市民生活と行政との関わりや、鎌倉市が直面するさまざまな課題について考えるとともに、自らの言葉で市長等と質疑応答を行うことにより、議会制民主主義への理解を深めながら地方自治の仕組みについて学習することを目的として開催します。	小中学校隔年での実施を継続	教育指導課
3-2-15	個に応じた指導の充実	少人数指導やティーム・ティーチングなどを実施し、児童生徒一人ひとりの興味・関心、習熟の程度等に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。	事業の継続	教育指導課
3-2-16	読書活動の推進	朝のホームルームの時間等を活用して読書活動に取組みます。 また、「図書館専門員」「読書活動推進員」を小中学校へ派遣するなど、児童生徒の読書に親しむ環境づくりを進めます。	事業の継続	教育指導課
3-2-17	各種補助員・介助員の派遣	水泳、運動部活動、日本語指導等専門性の高い分野や、特別支援学級・普通学級に在籍する児童生徒の介助など、児童生徒の教育活動が円滑に進められるための各種補助員・介助員を派遣します。	事業の拡充 [20年度水泳補助指導員9人 運動部活動補助指導員3人3校 日本語指導等協力者8人、9校 学級支援員27人、16校 特別支援学級介助嘱託員等17人、7校 通常学級への介助嘱託員等4人、4校 スクールアシスタント5人、5校]	教育指導課
3-2-18	ごみの発生抑制及び減量化、資源化啓発	市内保育所、幼稚園や小中学校の児童生徒を対象にごみの発生抑制及び減量化、資源化のための啓発を行い、児童生徒はもとより、父母、家族までその意識を広める事業を行います。	事業の継続	資源循環課
3-2-19	幼児教育の振興	幼児教育の振興並びに充実のため、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深める事業を行います。	事業の継続	私立幼稚園
3-2-20	里山体験学習	小中学校の総合的な学習として受け入れ、年間通して農作業、谷戸保全作業、自然観察を指導します。また、単発的な谷戸保全作業体験をグループ・クラス・学年単位などで受け入れます。	事業の継続	NPO法人山崎・谷戸の会
3-2-21	幼稚園教諭の資質の向上	幼児教育の資質向上のため、定期的に行う教員研修に加え、免許更新制度導入に伴い、公的に認められた免許更新講習会を実施します。	事業の継続	私立幼稚園

主要施策 3-3 家庭や地域の子育て力の向上

現状と課題

家庭はすべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣を取得し、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなど「生きる力」を育成する上で重要な役割を持っています。しかし、核家族化、少子化、地域とのつながりの希薄化などにより、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、親の家庭教育に関する考え方にも変化が生じています。子どもにとって家庭は最初の集団で人間成長の基盤となることを再認識し、本来果たすべき役割を見つめ直していく必要があります。

また、子どもが地域の一員として育ち、社会人として自立していくために子どもや親子が地域の人々との交流を図ることが重要です。

本市では、育児教育やPTAとの協働によるセミナーの実施により、家庭や地域における子育て力の向上を図るとともに、青少年指導員や子育て支援団体等による子ども参画事業を展開して地域での子どもの参画活動を推進してまいりました。

今後も市内全域で日常的に地域活動等に子育て家庭や子どもたちが参画できる場や仕組みを充実する必要があります。

25歳～40歳の市民に実施したニーズ調査の結果では、子どもが健全に育つために大切なこととして、「親子のコミュニケーション」が94.5%、「地域の人の声かけや協力」が47.8%、また、地域の子育て支援で協力できることについては、「近所の子どもへの見守りや声かけ」が73.4%、となっており今後も家庭や地域での子育て力の向上に努める必要があります。

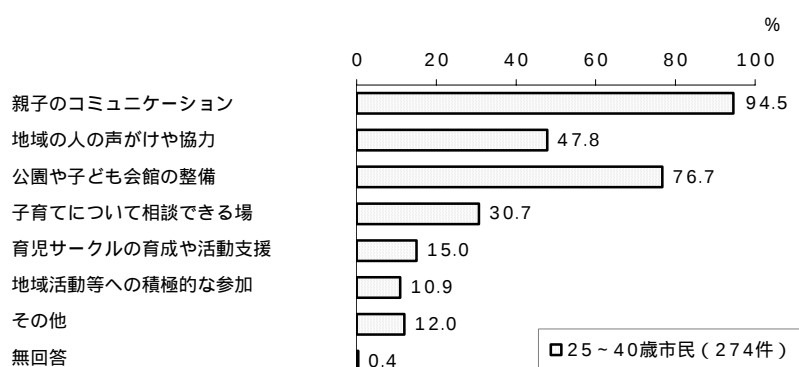


図 子どもが健全に育つために必要なこと

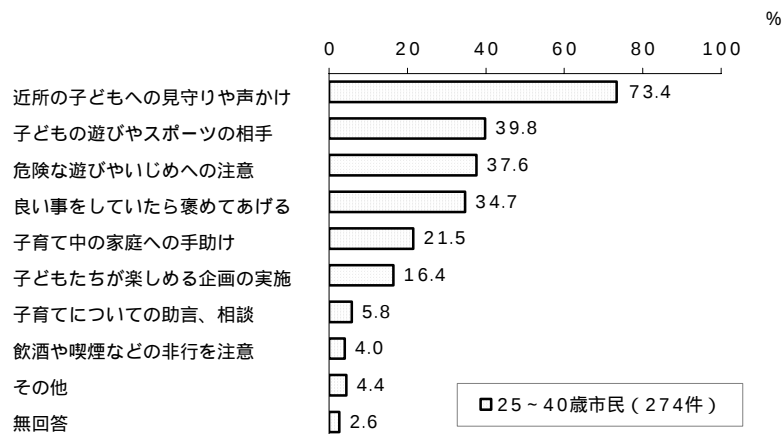


図 地域の子育て支援で協力できること

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

- 近所で助け合えるような仕組みができてほしい。
- 地域でのつながりができれば、見守りの目ができて安心。
- 子育ても介護も、自分に関係することだとみんなが考えられる社会になってほしい。
- 子育てに直接関連したものだけでなく、町内会での活動や地域のボランティアなどに子ども連れでも気軽に参加できるような雰囲気づくりが、地域全体で世代を超えて子育てをする環境をつくることにつながっていくと思う。

施策の方向性

- 地域での見守り体制の強化
- 世代間交流の仕組みづくり
- 地域の人との交流の機会の充実
- 子どもが主体となった地域活動の充実
- 既存の地域資源の活用
- 家庭での子育て力の向上



具体事業一覧

事業名		事業内容	方向性	実施主体
3-3-1	ブックスタート	6か月児育児教室において、絵本の入ったブックスタートパックを贈呈し、絵本の読み聞かせの仕方などのアドバイスを行います。	受取率の向上 [20年度94.9%]	中央図書館
3-3-2	子育て支援センターの充実 (重複掲載 1-3-2・4-3-2)	子育て家庭に対してアドバイザーが子育ての情報提供や、育児相談に応じます。フリースペースの子育てひろばも設置します。	未実施地域での整備を検討 [20年度3地域に設置]	こども相談課
3-3-3	生涯学習施設の提供	学校学習施設の一般開放を行います。また、市内の企業等が保有する施設などの利用について、調査・検討します。	事業の継続	生涯学習課
3-3-4	育児教室	親が子どもの発達段階に応じた家庭教育の方法を身に付けられるよう、専門の講師による講座等を開催します。また、育児経験に乏しい親たちの、育児への不安や悩みを解消するため、子育て教室・講座の開設に努めます。	講演会18回、6か月児育児教室48回、1歳児歯科育児教室24回の継続	市民健康課
3-3-5	両親学級	妊娠及び出産後の母体の保護・日常生活の注意・育児の楽しさと一緒に学習します。	3日間コース12回の実施を継続	市民健康課
3-3-6	地域での子どもの参画活動	各種団体等の活動を通して、子ども同士や子どもと地域の人々の交流が図られるよう、各種の活動に対し積極的な支援に努めます。 また、新たなニーズへの対応、出張講座の検討をします。	事業の継続	青少年課
3-3-7	子どものスポーツの育成	子どものスポーツを通じた体力の向上と仲間づくりのため、関係団体等の支援を図ります。 企業や関連団体と連携をとることにより子供のスポーツ参加のきっかけづくりの場を広げ、あらゆるスポーツを体験できる環境づくりを推進します。	事業の継続	スポーツ課
3-3-8	子ども会館・子どもの家における健全育成	地域社会の中で、児童の遊び場の拠点として、異年齢集団での遊びや仲間づくりのための居場所づくりに努めます。	一日あたり平均来館者数10%アップ [20年度247人]	青少年課
3-3-9	学校開放の推進	子どもの地域活動の場として、校庭、体育館等、学校体育施設の開放を進めていきます。	市内公立小中学校全校での実施を継続	スポーツ課
3-3-10	青少年指導者の活動支援	子どもの地域活動を支える青少年指導者の活動を支援します。	青少年指導員連絡協議会への補助金交付を継続	青少年課
3-3-11	小学生リーダー・ジュニアリーダーの育成	集団活動や野外活動における基本的な知識と技術を身に付け、地域における青少年活動のリーダーとなれる人材を育成します。	研修会の実施を継続	青少年課
3-3-12	若者たちが育ち合う場の創設 (重複掲載 4-3-4)	若者たちが気軽に相談でき、育ち合い、自主運営を目指せる場づくりを進めます。	検討 [20年度未実施]	青少年課 こどもみらい課
3-3-13	学習情報の収集と提供 (重複掲載 3-1-1)	市民の多様な学習ニーズに対応するため、幅広い学習情報の収集と提供を行います。	生涯学習誌「鎌倉萌」の発行毎月10,000部を継続	生涯学習課

事業名		事業内容	方向性	実施主体
3-3-14	各種育成事業	子どもたちの心豊かな育成に向けて、地域社会全体が協働して取り組む活動を支えます。	子ども会・育成団体への支援、おはなし会、おひざにだっこのおはなしかい、一日図書館員、学童保育・子育てサークルへの訪問サービス、基礎体力づくり教室の継続	青少年課 中央図書館 スポーツ課 生涯学習課
3-3-15	総合型地域スポーツクラブの育成	地域で多種目、多世代、多様な技能レベルに応じたスポーツを楽しむことのできるクラブの支援を図ります。	設立団体2 [20年度 設立団体1 準備団体1]	スポーツ課
3-3-16	保育所の地域子育て支援	全公立保育所にて園庭開放、行事参加や子育て相談など地域の子育てを支援する活動を進めます。	支援内容の充実	保育課
3-3-17	放課後子ども教室 (重複掲載 4-3-5)	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を利用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。	事業の継続	生涯学習課
3-3-18	放課後子どもプラン (重複掲載 4-3-6)	「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室推進事業」を連携して行うもので、すべての子どもを対象として、放課後の安全で健やかな居場所づくりをめざします。	事業の継続	生涯学習課 青少年課
3-3-19	スポーツ活動の促進	子どもたちに様々なスポーツを紹介し体験することにより、自分にあった運動を見つけられるよう生涯スポーツの推進を図ります。 また、スポーツ活動を通して体力向上に役立て健やかに成長することを目的に、子どもの体力調査を実施します。 自分の体力がわかる体力測定の実施、自分にあった運動を見つけるために様々なスポーツ体験ができる環境づくりを進めます。	体力テストや体験教室の継続	スポーツ課
3-3-20	多世代交流地域共同拠点の創設 (重複掲載 4-3-7)	地域資源の活用等により一般家庭の開放も含め、多世代が交流しあえる地域の拠点づくりを支援します。	事業の検討	福祉政策課 こども みらい課
3-3-21	「市長への手紙（子ども版）」の設置	子どもの夢や希望を市政に生かすことを目的に、「市長への手紙（子ども版）」を全市立小中学校、全子ども会館・子どもの家及び青少年会館に設置します。	事業の継続	市民相談課 こども みらい課 教育指導課 青少年課
3-3-22	青少年健全育成活動	青少年の健全育成のため、各地域で青少年団体への活動支援や文化・レクリエーション活動を実施します。	事業の継続	鎌倉市青少年指導員連絡協議会
3-3-23	家庭と地域の教育力活性化セミナー	家庭と地域の教育力をより高めるために、様々なテーマ（青少年の心理、生命の大切さ、食育*、安全・安心等）で講演会や講習会を開催します。	事業の継続 地域との連携を推進	鎌倉市PTA連絡協議会

事業名		事業内容	方向性	実施主体
3-3-24	鎌倉てらこや事業	地域子どもたちが主体的に生き、活動できる拠点をつくり、成熟した地域社会を創造します。 子どもたちの魂を輝かせるために、自然、歴史、伝統、文化、宗教的な環境の下で、遊び、学び合い、感動体験を培います。 親たちは、子どもとともに学び、自らを育み、自立したよき大人に生まれ変わることを目指します。	事業内容の拡充	NPO法人鎌倉てらこや
3-3-25	一日深沢プレーパーク	子どもたちの健全育成と地域の大人たちの交流を目的とした「冒険遊び場」活動を行います。	事業の継続 プレーパークの常設化に向け拡充	鎌倉あそび塾
3-3-26	青少年の体験学習活動	青少年の福祉に対する理解と福祉意識の向上のために、中学生以上の青少年を対象に福祉施設の体験を実施しています。体験で学ぶ「福祉の心」「ボランティア精神」を培います。	事業の継続	鎌倉市社会福祉協議会
3-3-27	助成事業	児童の健全育成のために、小学生を対象としたスポーツ団体に助成金を交付しています。	事業の継続	鎌倉市社会福祉協議会
3-3-28	てらハウス事業	商業ビルの空き店舗に、子ども・保護者・学生ボランティア・地域ボランティアが集い、“本気”で学び、遊び、語り合う居場所をつくります。そのようにして過ごす時間から子ども自身が「やりたい」と思うことを発見し、スタッフの力添えを得ながら自らの力で実現することを目指します。	事業内容の拡充	NPO法人鎌倉てらこや
3-3-29	お泊り里山体験	昔ながらの農作業、自炊など里山体験をします。谷戸の収穫物を味わい、山崎地区の昔の暮らしの話を聞きながら里山の暮らしを体験します。	事業の継続	NPO法人山崎・谷戸の会



主要施策３－４ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

子どもを取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、性や薬物、暴力等、有害な情報が子どもでも身近なところで簡単に入手できる環境にあり、子どもにかかわる様々な犯罪を起こす引き金としても懸念されています。

本市では、青少年健全育成に関する啓発や街頭補導活動を実施し、子どもを取り巻く有害環境対策を進めています。

ニーズ調査の結果では、テレビやゲームなどの残虐性や暴力描写について、「気になる」と「どちらかといえば気になる」を合わせた割合は、就学児童で48.8%となっており、今後も子どもを取り巻く有害環境対策を推進する必要があります。

また、携帯電話の普及は、子どもが有害環境に触れる機会を増やし、情報モラル教育の充実も重要です。

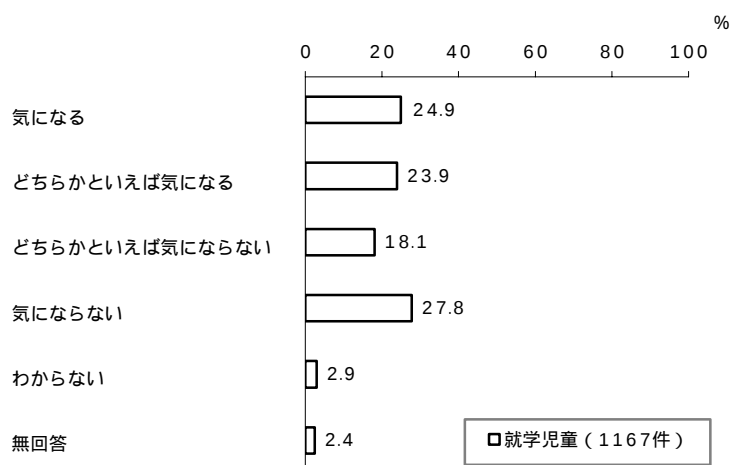


図 テレビやゲームなどの残虐性や暴力描写について



協議会、市民・団体別懇談会等の意見

- 子どもは大人を見て育つ。水着で歩いたりせず、地域の人や観光客に対しモラルのある行動をしてほしい。
- ＡＶや漫画など、中途半端な性情報があふれ、異性との接し方についての情報がない。

施策の方向性

子どもが健全に育つ環境づくりの充実

情報モラル教育の充実

具体事業一覧

事業名		事業内容	方向性	実施主体
3-4-1	青少年健全育成に関する啓発	青少年健全育成に向け、各団体・生徒などによる街頭キャンペーンを年２回実施します。	事業の継続	青少年課
3-4-2	街頭補導活動の推進	街頭補導活動等による青少年の問題行動の早期発見と未然防止に努めます。	事業の継続	青少年課
3-4-3	社会環境実態調査及び有害図書類区分陳列等調査の実施	カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶の社会環境実態調査及び書店・古書店の有害図書類区分陳列等の実態調査を行います。結果を神奈川県で集約し、関係業界団体に改善を要請します。また、店舗等への指導を検討します。	事業の継続	青少年課
3-4-4	学校と警察の連携の強化 (重複掲載 4-2-4)	各学校と警察の連携により、学校・警察連絡協議会を設置し、不審者・変質者等の情報の連絡体制を整え、児童・生徒・学生の健全育成に努め、子どもを犯罪等の被害から守ります。	事業の継続	教育指導課



基本目標 4 子どもと子育てにやさしいまちづくり

主要施策 4-1 良好な生活環境の整備

現状と課題

障害のある人や高齢者だけでなく、子どもとその家族が利用しやすい良好な住環境を整備することが重要です。

本市では、公共施設や交通機関などのバリアフリー*化を促進し、子どもと子育て家族が生活しやすいまちづくりを進めています。

すべての市民が利用しやすい住環境の整備を進めるとともに、子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう支援する必要があります。

さらに、ニーズ調査の結果や協議会、市民・団体別懇談会等では、子どもの遊び場や居場所を求める意見が多く、公園や広場等の整備を今後も進めていく必要があります。

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

- 子育て中の若い世代が安い料金を暮らせる様にしてほしい。
- 小さい公園でも、日陰やベンチがあれば人が集まり交流ができるのではないかな。
- 周りから見えない公園はこわい。
- エスカレーター、エレベーターの設置が進んでいない。

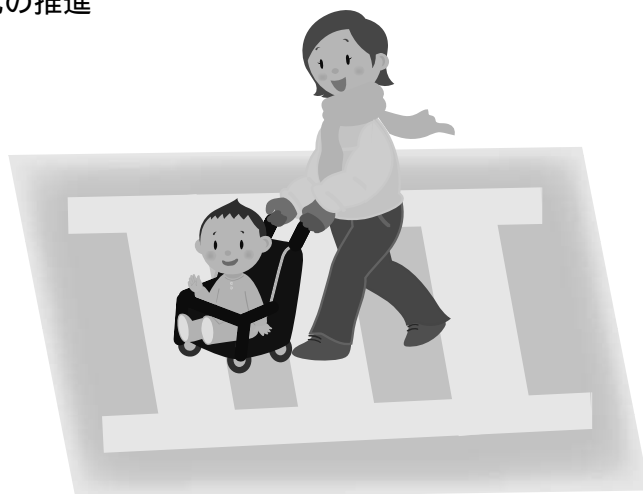
施策の方向性

ユニバーサルデザイン*・バリアフリー*化の推進

市営住宅の確保

憩いの場、遊び場の整備

幅広い世代が住みやすいまちづくり



具体事業一覧

事業名		事業内容	方向性	実施主体
4-1-1	歩道の整備	子どもや高齢者など、すべての歩行者の安全性向上のため、歩道の拡幅や段差解消、点字ブロックの敷設などの整備をします。 また、あんしん歩行エリア内の交通事故及び死傷者が減少するための対策を実施します。	事業の継続	道路整備課
4-1-2	生活道路の整備促進	歩行空間の確保等による歩行者及び自転車利用者の交通安全対策を実施します。	事業の継続	道路整備課
4-1-3	交通環境の検討	平成 14 年に設置した市民参画による「鎌倉市交通政策研究会」において、前研究会から出された 20 の施策や新たな施策の検討を行います。	事業の継続	交通政策課
4-1-4	庁舎内のバリアフリー*化の推進	庁舎内のトイレのバリアフリー*化（洋式化など）を老朽化した設備の改修時に併せて、順次進めていきます。 特に子ども連れで利用するトイレには、ベビーベッド、チャイルドキープなどを設置していきます。	事業の継続	管財課
4-1-5	公園・緑地の整備促進 (重複掲載 4-3-8)	自然環境の保全、活用を基調に、健康づくり、ふれあいや憩いの場づくりとして、公園・緑地を整備・充実します。 また、子どもたちが戸外でのびのびと運動や遊びができるよう、街区公園、児童遊園等の身近な場所への設置に向け取組みます。	緑の基本計画平成 27 年中間年次に向け推進	公園海浜課
4-1-6	緑地の確保	緑の基本計画に基づき、身近な生活空間での緑の充実を図るため、特別緑地保全地区の指定を行うなどにより、良好な都市環境を支える緑地を確保します。	事業の継続	みどり課
4-1-7	駅施設の整備	公共交通事業者と連携して、駅施設のバリアフリー*化を推進します。	事業の継続	交通政策課
4-1-8	住宅施策の推進	若年ファミリー層を中心とした若年世代の定住促進のための住宅施策について、調査・研究します。	事業の継続	建築住宅課
4-1-9	まちづくり活動の支援	市民参画のまちづくりを進めるため、まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画の策定などを支援し、幅広い世代が住みやすいまちづくりを推進します。	自主まちづくり計画を策定している団体数の拡大 [20 年度 11 団体]	まちづくり政策課
4-1-10	市営住宅の整備促進	市営住宅の総合的整備計画の策定に向けた市営住宅建替え計画の中で、子育て世代に配慮した保育施設等との併設について検討します。	事業の継続	建築住宅課



主要施策４－２ 安全・安心まちづくりの推進

現状と課題

安心して子育てをするためには、子どもを連れて気軽に外出できる安全で快適な住環境の整備とともに、犯罪や事故を未然に防ぐための仕組みづくりが重要です。

本市では、スクールゾーンの整備や公園灯の設置を行うとともに、自主防犯パトロール活動の推進や交通安全教室の充実など、市民や関係団体と連携した防犯事業を実施しています。

しかし、ニーズ調査結果では、子育てをしていて特に困ること、困ったことについて、就学前児童の保護者で「安心して子どもを遊ばせられる場所がない」が49.3%、「子どもが安全に通れる道路がない」が43.6%、「暗い通りが多く、犯罪被害にあわないか心配」が34.7%と、保護者の不安感が高く、今後も、住環境の整備を進めるとともに、地域において防犯に対する意識を高め、安心して暮らすことができる仕組みづくりが求められています。

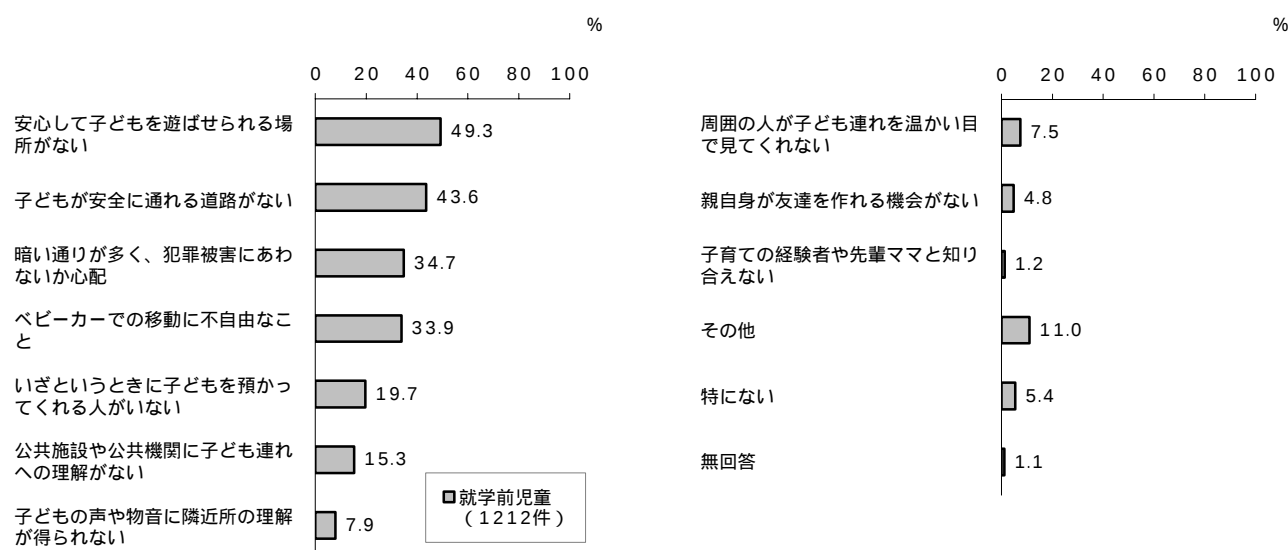


図 子育てをしていて特に困ること、困ったこと

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

- 危険な箇所などを示した安心・安全マップのようなものがあれば、事前に気をつけられるので安心。
- 青色パトロールは子どもたちも認識しており、これからもずっと続けて欲しい。

施策の方向性

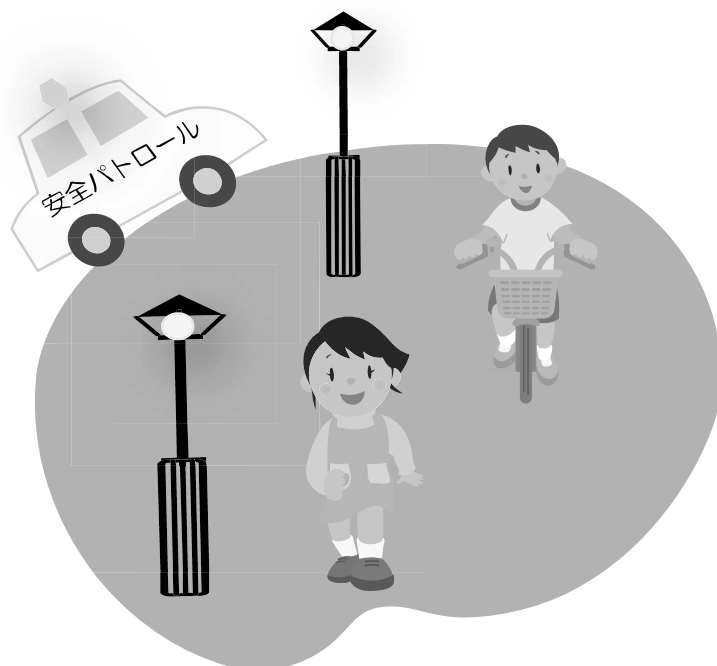
地域における見守り活動等への支援の充実
防犯・防災に関するネットワークづくり
安全・安心に関する情報提供・啓発の充実
犯罪や事故を未然に防ぐ取り組みの充実



具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体
4-2-1 防犯灯管理費補助金の交付	市内の自治・町内会等が設置及び維持管理している防犯灯に要する経費に対して補助金を交付します。	事業の継続	安全安心推進課
4-2-2 防犯対策の充実	都市公園、児童遊園に公園灯を設置し、管理を行います。	事業の継続	公園海浜課
4-2-3 自主防犯パトロール活動の推進	地域と関係機関が連携したパトロール活動の推進を図ります。	自主防犯活動に取り組む自治・町内会を140団体に拡大 [20年度 112団体]	安全安心推進課
4-2-4 学校と警察の連携の強化 (重複掲載 3-4-4)	各学校と警察との連携により、学校・警察連絡協議会を設置し、不審者・変質者等の情報の連絡体制を整え、児童・生徒・学生の健全育成に努め、子どもを犯罪等の被害から守ります。	事業の継続	教育指導課
4-2-5 児童安全指導の開催	市立小学校3年生に対し、子どもの暴力防止プログラムを実施します。	事業の継続	教育指導課
4-2-6 防犯教室の開催	各学校・子ども会館・子どもの家・保育所等において、不審者侵入を想定した防犯教室や避難訓練を実施します。	事業の継続	教育指導課 安全安心推進課 青少年課 保育課
4-2-7 関係機関、団体との協議会の開催	定期的な情報の共有化、防犯対策の協議等を行うため、市民、防犯関係団体、企業、学校、幼稚園、PTAなどで構成する協議会を開催します。	事業の継続	安全安心推進課
4-2-8 防犯体制の充実	防犯アドバイザーを2名配置し、防犯講習会、立ち寄り警戒、子どもの見守り活動等を行います。 また、社会情勢に臨機応変に対応し、犯罪を未然に防ぐ取組をします。	事業の継続 社会情勢に応じ、活動内容を充実	安全安心推進課
4-2-9 防犯に関する普及啓発活動の実施	市民、企業、関係団体等との連携、協力の下、防犯に関する普及啓発活動を行います。	事業の継続	安全安心推進課
4-2-10 事件・事故等緊急対応のポイントの作成・配布	学校の安全管理を図るため、事件・事故等緊急対応のポイントを作成し、小中学校に配布します。 各学校でも危機管理マニュアルを作成し、事故防止に努めます。	事業の継続	教育指導課

事業名		事業内容	方向性	実施主体
4-2-11	保護者と地域の連携による防犯活動の推進	保護者や市民、学校、警察などが連携し、「子ども 110 番の家の設置」や「パトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進します。	事業の継続	安全安心推進課 教育指導課
4-2-12	防犯ブザーの配布	小中学生が不審者等から身を守るため、市内在住在学の児童生徒に防犯ブザーを配布します。	事業の継続	教育指導課
4-2-13	学校警備員の配置	児童の登下校時の安全確保と校内への不審者の侵入を未然に防ぐため、市立小学校 16 校に学校警備員を配置します。	市立小学校全校への配置を継続	学校施設課
4-2-14	こども安全パトロール員の巡回	青色パトロールカーにより、子育て支援施設の巡回やその周辺のパトロールを行います。日常的にパトロールすることにより、犯罪を抑制します。	事業の継続	こどもみらい課
4-2-15	交通安全教室の開催	子どもを交通事故から守るために、交通安全に関する講話、道路の正しい歩き方教室、自転車の安全な乗り方等の交通安全教育を実施し、基本的なルールの習得を図ります。	事業の継続	交通政策課 教育指導課 保育課
4-2-16	スクールゾーンの安全対策	スクールゾーンにおける交通安全対策を図るため、スクールゾーン等交通安全対策協議会を設置し、スクールゾーン・通学路の交通安全対策を実施します。	事業の継続	交通政策課
4-2-17	幼稚園の安全対策	幼稚園において園児が安心して教育を受けることができるよう、各幼稚園が安全管理システムの整備並びに家庭や地域の関係機関・団体と連携し安全な施設の整備事業を行います。	実施園の拡大 [20 年度 11 園]	私立幼稚園
4-2-18	幼稚園におけるメールシステムの活用	幼稚園の安全対策及び健康管理のため、幼稚園同士の横の連携を深め、事件や事故、感染症情報などについてメールシステムを使って迅速に連絡を取り合います。	事業の継続	私立幼稚園



主要施策4－3 子どもや親子の居場所づくりの推進

現状と課題

少子化や都市化の進行により、子ども同士や親子が地域の人や自然と触れ合う機会が減少しています。こうした状況は、子ども自身にゆとりがなくなり、仲間意識が希薄になり人格形成にも大きな影響を与えています。また、子育て家庭の孤立化にもつながり、地域での交流の機会や場所の提供が必要とされています。

本市では、遊びの場として、公園や青少年広場・子どもの広場、子ども会館や青少年会館の整備を行ってきました。また、つどいの広場事業や民生委員児童委員*による子育てサロンなど、子どもや親子の居場所づくりに努めてまいりました。

しかし、協議会・市民・団体別懇談会等では、「公園や公共の施設が活用されていない」、「子どもが学校以外で集える場所がない」、「親同士で話すことで安心して子育てできるため、そのような機会を設けてほしい」、「子育て中のお母さんのリフレッシュの場となるようなイベントを開催してほしい」といった声が聞かれます。

今後も、施設などの整備やルールの見直し、子どもや親子の集うきっかけや機会の提供を積極的に行っていく必要があります。

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

- 公園でボール遊びは禁止になっているが小さい子がいる場合は気をつけましょうという形にすると良い
- 公園の数は多いが、使いづらい公園が多い。
- 中学生等は子ども会館に行きづらい。
- 異世代交流、情報交換の場がほしい。

施策の方向性

子どもの居場所づくり

親子で集える場所の充実

子育て中の気持ちを共感しあえる機会の提供



具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体
4-3-1 子ども会館 (重複掲載 1-3-1)	心身の健やかな育成のため地域の子どもに健全な遊び場及び居場所を提供します。	一日あたり平均来館者数 10%アップ [20 年度一日あたり平均来館者数 247 人]	青少年課
4-3-2 子育て支援センターの充実 (重複掲載 1-3-2・3-3-2)	子育て家庭に対してアドバイザーが子育ての情報提供や、育児相談に応じます。フリースペースの子育てひろばも設置します。	未実施地域での整備を検討 [20 年度 3 地域に設置]	こども相談課
4-3-3 つどいの広場 (重複掲載 1-3-4)	子育て支援センターのない地域に、乳幼児(特に 0～3 歳)を持つ子育て中の親子の交流、つどいの場を提供します。	1 地域 2 箇所 (支援センター開設のため) [20 年度 2 地域 4 箇所]	こどもみらい課
4-3-4 若者たちが育ち合う場の創設 (重複掲載 3-3-12)	若者たちが気軽に相談でき、育ち合い、自主運営を目指せる場づくりを進めます。	検討 [20 年度未実施]	青少年課 こどもみらい課
4-3-5 放課後子ども教室 (重複掲載 3-3-17)	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を利用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。	事業の継続	生涯学習課
4-3-6 放課後子どもプラン (重複掲載 3-3-18)	「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室推進事業」を連携して行うもので、すべての子どもを対象として、放課後の安全で健やかな居場所づくりをめざします。	事業の継続	生涯学習課 青少年課
4-3-7 多世代交流地域共同拠点の創設 (重複掲載 3-3-20)	地域資源の活用等により一般家庭の開放も含め、多世代が交流しあえる地域の拠点づくりを支援します。	事業の検討	福祉政策課 こどもみらい課
4-3-8 公園・緑地の整備促進 (重複掲載 4-1-5)	自然環境の保全、活用を基調に、健康づくり、ふれあいや憩いの場づくりとして、公園・緑地を整備・充実します。 また、子どもたちが戸外でのびのびと運動や遊びができるよう、街区公園、児童遊園等の身近な場所への設置に向け取組みます。	緑の基本計画平成 27 年中間年次に向け推進	公園海浜課
4-3-9 子育てサロン (重複掲載 1-3-21)	児童の健全育成のために、主任児童委員*が中心となり、未就学児を対象に小地域でサロン活動を行っています。	事業の継続	地区社会福祉協議会 地区民生委員児童委員協議会



基本目標 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）* を実現できるまちづくり

主要施策 5－1 多様な働き方のできる環境の整備

現状と課題

男女がともに子育てと仕事を両立できるよう、多様な働き方の選択が可能になる労働条件の整備や働き方の見直しが求められており、引き続き、労働者、事業主、地域住民等、広く社会全体の意識改革を進めることが重要です。

市役所自らが、ワーク・ライフ・バランス*の推進に努め、さらなる意識啓発を進めていきます。

ニーズ調査の結果では、就学前児童の保護者における育児休業*制度の利用状況は「母親が利用した」が16.9%、「父親が利用した」が0.2%となっており、母親と父親で利用状況に大きな差が出ています。そのため、ワーク・ライフ・バランス*社会の形成について、男女双方への働きかけや意識改革を行う必要があります。

さらに、現在就労していない母親の就労希望の有無については、「すぐに働きたい」、「子どもが大きくなったら働きたい」が就学前児童の母親で合計67.4%、就学児童の母親で59.4%となっており、子育て中の母親が就労をするため、女性の再チャレンジ支援など、就労支援を充実する必要があります。

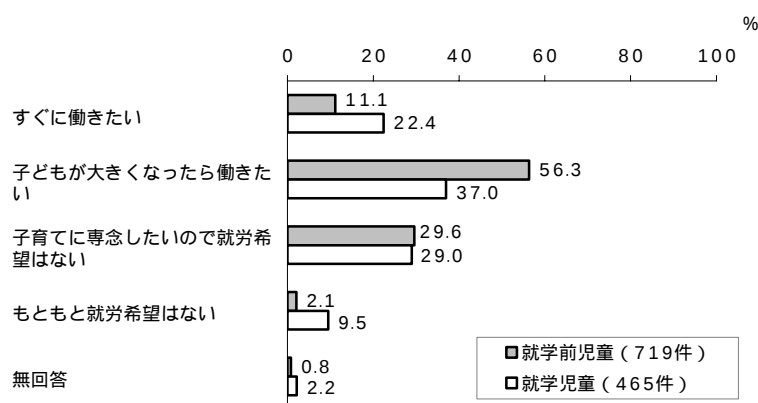


図 母親の就労希望の有無



協議会、市民・団体別懇談会等の意見

- 家庭より仕事にウェイトを占めてしまう父親が相当多いのではないかと感じている。
- 仕事をとにかくガムシャラにやることによって評価されるような、そういった風潮がある。考えそのものを変えていかなければ難しい。
- 子育てが一段落してから働ける社会になってほしい。

施策の方向性

ワーク・ライフ・バランス*に向けた意識改革の推進

ライフステージに応じた就労支援

市役所におけるワーク・ライフ・バランス*の率先した推進

具体事業一覧

事業名		事業内容	方向性	実施主体
5-1-1	育児休業*制度の普及・啓発活動	育児休業*制度の普及・啓発を図り、男女共に育児休業制度を活用できる環境づくりに努めます。	事業の継続	人権・男女共同参画課
5-1-2	就労環境改善への支援	就労環境の改善を図るため、雇用機会の拡大、労働条件の向上、育児休業*制度の普及などについて、啓発活動を行います。	事業の継続	市民活動課
5-1-3	就労情報の提供	公共職業安定所などの関係機関と連携を図りながら、就労情報の提供に努めます。	鎌倉市に特化した求人情報の提供 毎月2回の更新を継続	市民活動課
5-1-4	育児休業*対策に要する費用への資金融資環境の整備	育児休業*に必要となる資金について、鎌倉市と金融機関が提携して行う生活資金融資の対象とすることにより経済面での支援を行います。	事業の継続	市民活動課
5-1-5	「鎌倉市職員子育てサポートプラン」の推進	鎌倉市に勤務する職員が安心して子育てできるように、職員生活と家庭生活を両立できる環境づくりや、職員の意識啓発を図ります。	事業の継続	職員課

主要施策5－2 仕事と子育ての両立の推進

現状と課題

子育て中の親を取り巻く課題の1つとして、仕事を持つ多くの人が仕事を中心とした生活を送ることにより、家族とともに過ごす時間を自由にとることができないといった状況が指摘されています。こうした状況が、仕事と子育ての両立をより困難なものにしています。しかし、近年の社会状況の変化による家族観やライフスタイルの多様化に伴い、仕事と生活の調和*の実現については、国のワーク・ライフ・バランス*憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針において、労使を始め国民が積極的に取組むことや、国や地方公共団体が支援することを定めるなど、社会全体の運動として広げていく動きが生まれました。

本市では、「かまくら 21 男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組みを行うとともに、仕事と子育ての両立を推進するため、保育サービスの充実に努めています。

近年、男性の子育てへの参画は増加しているものの、引続き、男女がともに子育てと仕事を両立できる社会の実現が求められています。また、男性も女性も自らの意思で職場や家庭、地域において活躍できる機会は増えており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*の推進が期待されています。

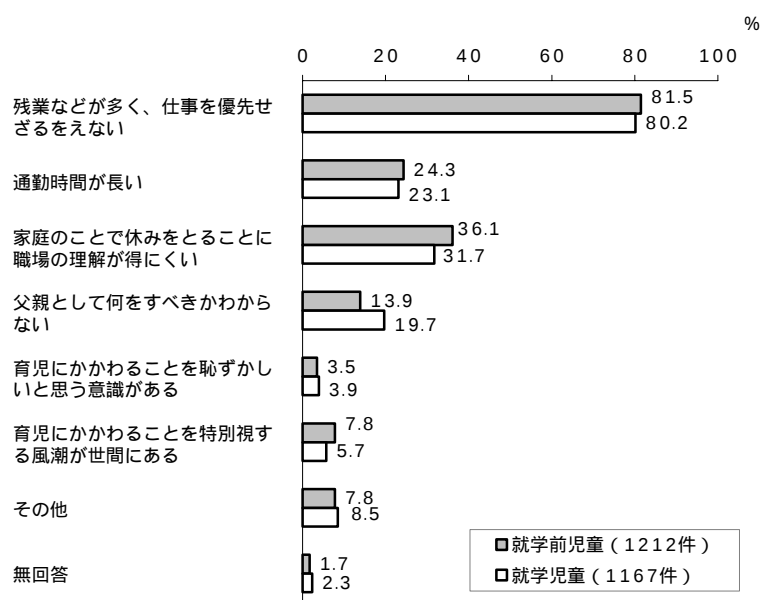


図 父親が子育てにかかわりづらい理由



協議会、市民・団体別懇談会等の意見

- 実際の今の保育園は子どもの送り迎えとか行事には半数は父親が協力している。特に、朝の出勤前に父親が子どもを連れてきて、そのまま会社に行くというケースが非常に増えている。
- 出産前に父親が、必ず母親と出産のための講座を受けることが必要。

施策の方向性

仕事と家庭における男女平等な責任の両立
保育サービスの充実



具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体
5-2-1 男女共同参画社会づくり	男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現のため、「かまくら 21 男女共同参画プラン」に基づき、施策の展開を図ります。	事業の継続	人権・男女共同参画課
5-2-2 父親への育児支援	父親が育児の知識や技術を身に付ける機会を提供するため、各種教室、講座を開催します。 また、父親の参加しやすい環境づくりに努めます。	父親の参加率の向上 [20 年度 両親学級 39.6% 親子ふれあいセミナー 6.1%]	市民健康課
5-2-3 ファミリーサポートセンター事業 (重複掲載 1-3-6)	仕事と育児の両立等のため、育児支援や家事支援を必要とする市民が、育児支援・家事支援を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリーサポートセンター事業を推進します。	事業の継続	こども相談課
5-2-4 子どもの家 (重複掲載 1-4-13)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に、子どもの家を利用して、適切な遊び場及び生活の場を提供し、ガイドラインの遵守に努めつつ健全な育成を図ります。	待機児童*数 0 人の維持と環境の整備	青少年課
5-2-5 各種保育サービス (重複掲載 主要施策 1-4)	通常保育、延長保育、一時預かりなど各種保育サービスの充実を図ります。	1-4 参照	保育課

基本目標 6 専門的な支援を利用しやすいまちづくり

主要施策 6－1 児童虐待等の防止対策と支援の充実

現状と課題

近年、少子化の進行や地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫などを背景に、母親の多くは、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において、様々な不安を抱え、悩み続けているといわれています。さらに、親自身の精神的な問題や生活上のストレスなどの様々な要因が複雑に絡み合い、わが子を虐待してしまう親の増加が大きな問題となっています。虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすことになり、迅速かつ適切な対応が求められています。

ニーズ調査の結果では、自分は子どもを虐待していると思う（よくある、時々あるの割合）については就学前児童の保護者で 20.9%と、前回調査に比べ増加しています。そのため、誰もが虐待につながる潜在的な意識を持っているという前提にたった対応が重要であり、未然防止対策のさらなる充実とともに、虐待が潜在化していることも多いため、児童虐待などの被害にあった子どもを見過ごさず、早期発見と早期対応に努める必要があります。

また、身近に虐待が疑われる家庭がある場合でも、心情的に通報等をためらうこともあり、早期発見・早期対応につなげるため、虐待に関する相談窓口や通報の仕組みを明確化するとともに、相談窓口や児童虐待防止ネットワークのより一層の充実を図る必要があります。

本市では、児童虐待防止のネットワークである、鎌倉市要保護児童対策地域協議会を組織するなど、児童虐待等の防止に努めています。

さらに、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対するフォロー体制の充実を図る必要があります。

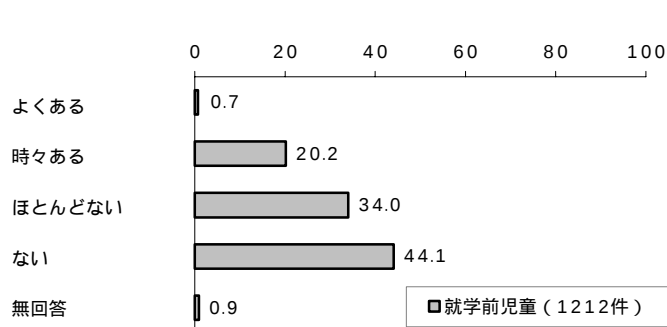


図 子どもを虐待していると思うことがあるか



協議会、市民・団体別懇談会等の意見

- 虐待として相談してよいケースか判断ができない。
- 親が虐待を認めないケースが多い（虐待しているという意識がない）。
- 幼児虐待が多いので大人にも命の大切さを教える場所があると良いと思う。

施策の方向性

児童虐待の早期発見・早期対応

相談窓口や児童虐待防止ネットワークの充実

児童虐待の被害を受けた子どもや保護者へのフォロー体制の充実

具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体
6-1-1 「子どもの権利条約*」の周知	子どもの人権の擁護を進めるために、「子どもの権利条約*」の周知・啓発を図ります。また、市内公立小中学校全校に人権啓発パンフレットを配布します。	事業の継続	人権・男女共同参画課
6-1-2 児童虐待防止の啓発	児童虐待の早期発見や未然防止を図るため、関係機関の連携を強化し、啓発活動に努めます。また、小中学校の児童・生徒に「子どもの人権 SOS ミニレター」及び「子どもの人権 110 番周知カード」を配布し、児童虐待防止を啓発します。	事業の継続	こども相談課 人権・男女共同参画課 教育指導課
6-1-3 虐待の早期発見と予防	健康相談、健康診査、家庭訪問等、親と子に接するあらゆる場面において、育児不安の軽減、虐待予防に向けた支援を行い、親自身の育児力の向上を図ります。	乳児全戸訪問事業 訪問率 92% [20 年度 83.4%]	市民健康課
6-1-4 「こどもと家庭の相談室」の実施 (重複掲載 1-2-2)	子どもと家庭の福祉並びに児童虐待に関する第一義的相談窓口として幅広い相談の受付を行います。 相談・通告への対応に当たっては、児童相談所を始めとする関係機関との連携のもとに取組めます。	事業の継続	こども相談課
6-1-5 児童虐待防止ネットワーク組織	児童虐待問題に対応するため、福祉・保健・医療・教育・警察など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応を図ります。	事業の継続	こども相談課
6-1-6 養育支援訪問	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前に、訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を目指します。	事業の継続	市民健康課 こども相談課

主要施策6-2 ひとり親家庭への支援の充実

現状と課題

離婚などにより、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭では、家事・育児の負担が大きく、家庭でも様々な問題を抱えているほか、不安を抱えるケースが少なくありません。

本市では、ひとり親家庭相談や各種手当等の支援を行うとともに、自立のための支援事業を行っています。

今後も、支援が必要なひとり親家庭に対し、適切な支援を行うことが重要です。

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

○学費も多くかかり、ひとり親家庭に対して、安心して子育てをしていけるような状態をつくってほしい。

○父子家庭に対する社会・福祉の制度が少なすぎると思う。

施策の方向性

○母子・父子家庭への適切な支援



具体事業一覧

事業名		事業内容	方向性	実施主体
6-2-1	ひとり親家庭相談※	ひとり親家庭の自立や求職等の悩みを解決するため、母子自立支援員等による相談を実施します。また母子自立支援員等の資質の向上により相談内容の充実を図ります。	事業の継続	こども相談課
6-2-2	ひとり親家庭への貸付制度※	ひとり親家庭の自立した生活に向けて必要ときに生活資金等の貸付けを実施し、経済面での支援を進めます。	事業の継続	こども相談課
6-2-3	家事支援の実施※	何らかの理由で、一時的に日常生活に支障が生じているひとり親家庭に対して、家庭生活支援員を派遣します。	事業の継続	こども相談課
6-2-4	ひとり親家庭の団体活動の支援※	ひとり親家庭が精神的に孤立せず、自立に向けてお互いを支え合う団体活動を積極的に支援します。	事業の継続	こども相談課

事業名		事業内容	方向性	実施主体
6-2-5	緊急保護体制の確保※	保護の必要な母子を、関係機関との連携により、母子生活支援施設等に一時的に保護し、自立支援を行います。 また、児童養護施設において、緊急に一時的な保護の必要な母子に対し、ショートステイ事業を実施します。	事業の継続	こども相談課
6-2-6	ひとり親家庭の家賃の助成※ (重複掲載 1-6-2)	ひとり親家庭に家賃の一部を助成することにより、その生活の安定と自立の支援を行います。	事業の継続	こども相談課
6-2-7	児童扶養手当 (重複掲載 1-6-8)	児童扶養手当法に基づき、母子家庭等に手当を支給します。	事業の継続	こども相談課
6-2-8	ひとり親家庭等児童の大学進学支度金※ (重複掲載 1-6-10)	ひとり親家庭等の子どもが大学等に進学するにあたり、支度金を交付します。	事業の継続	こども相談課
6-2-9	ひとり親家庭の医療費の助成※ (重複掲載 1-6-4)	18歳に達した後の最初の3月31日までの児童と、その養育者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費（入院時食事代を除く）の全額を助成します。	事業の継続	保険年金課
6-2-10	自立支援教育訓練給付金	指定された教育訓練講座を受講・修了した母子家庭の母に対し、給付金を支給します。	事業の継続	こども相談課
6-2-11	高等技能訓練促進費	母子家庭の母の就職に有利な資格の取得を促進し、生活の負担の軽減を図るため、受講期間の一定期間について、高等技能訓練促進費を支給します。	事業の継続	こども相談課
・※印については、母子・父子家庭共に利用対象の事業です。（母子・父子家庭で利用条件の異なる場合あり。6-2-5については、ショートステイのみ父子家庭も利用対象）※印のない事業については、利用対象が母子家庭のみの事業です。				



主要施策 6-3 障害のある子どもとその家族への支援の充実

現状と課題

ノーマライゼーション*の理念が地域社会で定着する中で、障害の有無にかかわらず、幼児期から子ども同士が交流し、積極的な社会活動を行えるよう、幼少のころから地域とのつながりをもち続けることが重要です。

さらに、障害がある子どもや発達に遅れのある子どもの自立や社会参加に向け、障害の早期発見、早期療育の推進に努め、乳幼児期から社会人への移行期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援体制の充実が求められています。

本市では、相談体制の充実などにより、障害の早期発見、早期療育に努め、障害のある子どもやその家庭への支援を行っています。

今後も引き続き、障害の早期発見、早期療育に努め、一時預かりや各種手当など、障害の種別や程度に応じたサービスの充実を図る必要があります。また、発達障害*などについて市民の理解啓発に取り組めます。

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

- 自分の生活圏から離れてショートステイを受けると不安がってしまう。本人の生活リズムを変えないためにも市内での受け入れをしてほしい。
- 地域での遊び場所がないので、市外の特別支援学校*に通っていると、全く地域の人との交流する機会が持てない。
- つどいの広場と市民健康課との連携がとれているため、早めに療育につなげることが可能。
- 発達障害*がある子に対してのサポートをもっと充実させてほしい。
- 障害に合わせた支援が必要。
- 行政から市民活動団体への支援を充実させてほしい。

施策の方向性

障害のある子どもに対する預かりサービスの充実

発達障害*のある子どもへの支援

障害の種別や程度に応じた支援

障害の早期発見のための体制の強化

地域での交流機会の充実

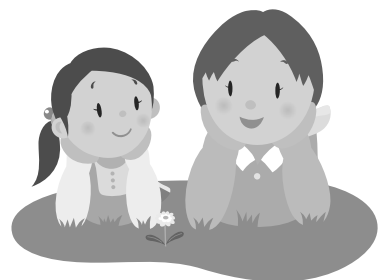
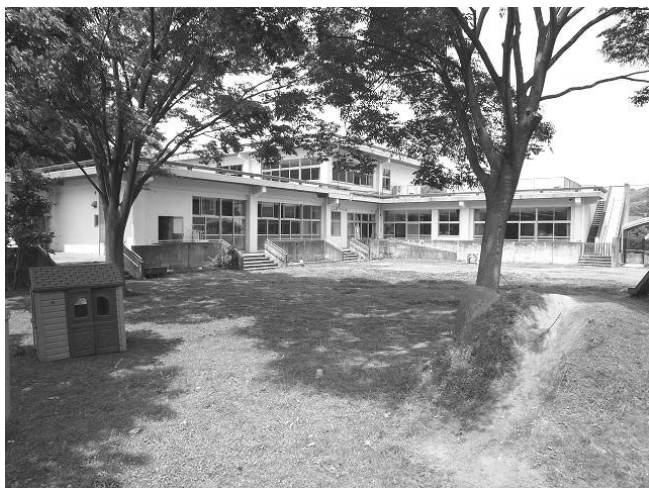


具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体
6-3-1 相談体制の推進	特別な支援を必要とする子どもとその家族を対象に理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士・小児神経科医師・児童指導員・保育士などが関係機関と連携を図りながら相談・支援を行います。	事業の継続	発達支援室
6-3-2 療育関係の施設の整備	改修計画を含めた施設の在り方を検討しつつ、より充実したバリアフリー*化等のニーズに沿って、老朽化した施設の整備を行います。	事業の継続	発達支援室
6-3-3 統合保育の推進	特別な支援を必要とする子どもの発達の状態に応じて幼稚園及び保育所での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながらともに育っていけるよう、関係機関と連携し統合保育の推進に努めます。また、幼稚園での受け入れに対する補助金を交付して特別な支援を必要とする子どもの受入れ体制を支援します。	巡回相談・特別支援保育運営費補助金交付の継続	発達支援室
6-3-4 発達支援指導	言語機能、運動発達、知的発達などに支援が必要な子どもに対する言語指導、リハビリ指導、発達指導の充実に努めます。	事業の継続	発達支援室
6-3-5 知的障害児通園支援	発達（知的発達や運動発達）につまづきのある、概ね2歳からの幼児を対象に、集団生活や遊びを通して、基本的生活習慣や情緒、社会性等の発達を援助するとともに、保護者に対しても必要な支援を行います。	事業の継続	発達支援室
6-3-6 障害者医療費助成 (重複掲載 1-6-5)	一定程度以上の障害がある障害者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費（入院時食事代を除く）の全額を助成します。	事業の継続	保険年金課
6-3-7 特別児童扶養手当 (重複掲載 1-6-9)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、一定の障害のある児童(20歳未満)の父又は母若しくは養育者に手当を支給します。	事業の継続	こども相談課
6-3-8 就学相談	特別な支援を必要とする児童一人ひとりの個性や能力を最大限伸ばし、社会や地域で自立して生きる力をつけられるよう就学相談の充実に努めます。	事業の継続	教育指導課
6-3-9 特別支援教育	特別な支援を必要とする児童一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、個々のニーズに応じた教育の充実に努めます。	事業内容の拡充	教育指導課
6-3-10 保育所での統合保育 (重複掲載 1-4-9)	障害のある子どもの発達の状態に応じて、保育所での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながらともに育っていけるよう、統合保育の推進に努めます。	事業の継続	保育課
6-3-11 障害児のための子どもの家の受入れ (重複掲載 1-4-14)	ノーマライゼーション*の観点から、障害のある児童の子どもたちの家への受入れについて環境を整えます。	事業の継続	青少年課
6-3-12 市民啓発	子どもの発達・発育に対する理解と意識の向上を図るため、研修会や講演会の開催などを通じ、市民への理解・啓発に努めます。	事業の継続	発達支援室

事業名		事業内容	方向性	実施主体
6-3-13	児童居宅生活支援費	障害者自立支援法に基づき、居宅生活支援の福祉サービス（ホームヘルプ、ガイドヘルプ、デイサービス、短期入所）を必要とする障害児（18歳未満）がサービスを利用した場合に、その費用を支給します。（利用者は費用のうち1割を負担。ただし上限額あり）	事業の継続	障害者福祉課
6-3-14	障害児福祉手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、在宅の重度障害児（20歳未満）に手当を支給します。	事業の継続	障害者福祉課
6-3-15	障害者福祉手当	在宅の重度障害児者と一部の中度障害児者に対し手当を支給します。	事業の継続	障害者福祉課
6-3-16	障害者福祉タクシー利用料、バス共通カード購入費、福祉有償運送料金、自動車燃料費助成	在宅の重度障害児者に対し、障害者福祉タクシー利用券、バス共通カード購入券又は福祉有償運送料金助成券、障害者福祉自動車燃料費助成券を交付します。	事業の継続	障害者福祉課
6-3-17	障害児放課後・余暇支援	障害のある子どものいる家族の一時的介護負担軽減と、障害のある子どもが放課後等の活動を行う事業の充実に努めます。 毎月定例で、ミュージックタイム、プール活動などの余暇活動を行う団体への補助金交付及び指定管理による事業運営委託を行います。	2施設での実施を継続 未整備地域での検討	発達支援室 鎌倉市障害児等放課後・余暇支援の会（社福） ほしづきの里
6-3-18	補装具・日常生活用具の交付	障害児の身体の機能を補い、日常生活を容易にするため、補装具・日常生活用具を交付します。	事業の継続	障害者福祉課
6-3-19	発達支援システムネットワークの推進	関係各課及び機関を横断的に組織化し、市内に居住する発達障害*を含む特別な支援を必要とする子どもとその家族に対し、ライフステージに対応する一貫した継続的支援を実施します。	事業の継続	発達支援室 教育指導課
6-3-20	5歳児すこやか相談	発達障害*を含む特別な支援が必要な子どもの早期発見と支援を目的とする「5歳児すこやか相談」を実施するとともに発達障害の理解を図るため、市民啓発に努めます。	市内全ての保育所及び幼稚園での実施 [20年度 市内保育所2ヶ所、 幼稚園1園で実施]	発達支援室
6-3-21	障害児者への相談支援体制の推進	障害児者への総合的な行政サービスを提供するため、関係機関と連携し、生涯を通じて一貫した支援を行っていきます。	発達支援室や相談支援事業所との連携を継続	障害者福祉課
6-3-22	知的障害児通園施設利用支援 (重複掲載 1-6-12)	国の施策動向を注視しつつ、おおぞら園知的障害児通園施設利用児童の施設利用料を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	事業の継続	発達支援室
6-3-23	相談支援	障害者自立支援法に基づき、社会福祉法人及びNPO法人*等の相談支援事業者と連携し、身近な地域で、障害のある子どもの保護者などのそれぞれの状況に合わせた相談に応じます。	市内3ヶ所での実施を継続	障害者福祉課
6-3-24	要保護幼児へのきめ細かな対応	言語・行動・知能等の未発達な園児が増加しています。このような園児の早期発見、早期対応の必要に応じてカウンセラーの拡充事業を行います。	検討	私立幼稚園

事業名		事業内容	方向性	実施主体
6-3-25	統合保育	障害児を受け入れて障害児へのサポートと障害に対する認識と理解を深めます。	実施園の拡大 [20年度 20園]	私立幼稚園
6-3-26	音楽で遊ぼう	障害児者対象の音楽療法を実施（講師は有料で専門家に依頼）します。毎月第1・第3日曜日に午前9時30分から午後2時30分。	事業の継続	鎌倉市手をつなぐ育成会
6-3-27	作って遊ぼうぐるんぱ	障害児を対象に、工作や粘土などを楽しみながらの余暇活動を支援します。毎月第1日曜日午前中。	事業の継続	鎌倉市手をつなぐ育成会
6-3-28	施設見学	障害児者の保護者を対象に、障害児施設の見学を年1回行います。	事業の継続	鎌倉市手をつなぐ育成会
6-3-29	障害福祉相談員による相談	県から委嘱を受けた相談員による各種相談を行います。毎月第2木曜日、その他必要なとき	事業の継続	※相談員の所属団体 鎌倉市手をつなぐ育成会 鎌倉市身体障害者福祉協会 鎌倉市肢体不自由児者父母の会
6-3-30	プールであそぼう	障害児者を対象に専任の指導者、ボランティアがついて、こもれび温水プールで活動しています。平成17年7月開始。毎月1回。午前10時から成人、11時から児童で実施。	継続を希望	鎌倉市手をつなぐ育成会
6-3-31	かまくらハイジの会	障害児とその家族、ボランティアと一緒に鎌倉近辺の公園で遊んだりハイキングをしたりしています。	未定	鎌倉市手をつなぐ育成会
6-3-32	なみっ鼓	福祉センタープレイルームで障害児を対象に、講師を依頼して親子で和太鼓の練習をします。月1回実施。	事業の継続	鎌倉市手をつなぐ育成会
6-3-33	チャレンジャー	小学生対象の作業療法グループ。少人数で、作業療法の先生と楽しく遊びながら体の発達を促す活動をしています。毎月第3日曜日。	未定	鎌倉市手をつなぐ育成会



2 ライフステージに合わせた施策展開

ライフステージ（妊娠出産期、乳幼児期、学童期、思春期）に沿った各施策や事業を総合的、計画的に展開します。

具体事業		妊娠出産期	乳幼児期 (0～5 歳)	学童期 (6～11 歳)	思春期 (12～18 歳)	重複 掲載
基本目標 1 地域で子育てを支援するまちづくり						
主要施策 1－1 情報提供の充実						
1-1-1	かまくら子育てメディアスポットの運営					
1-1-2	「かまくら子育てナビきらきら」の発行					
1-1-3	父子健康手帳					
主要施策 1－2 相談体制の充実						
1-2-1	地域子育て相談体制					
1-2-2	「こどもと家庭の相談室」の実施					6-1-4
1-2-3	各種相談体制の充実及び連携					
1-2-4	育児相談及び講演会					
1-2-5	地域の民生委員児童委員*、主任児童委員*の活動					
主要施策 1－3 地域における子育て支援サービスの充実						
1-3-1	子ども会館					4-3-1
1-3-2	子育て支援センターの充実					3-3-2 4-3-2
1-3-3	保育所における地域育児センター活動					
1-3-4	つどいの広場					4-3-3
1-3-5	市主催事業における託児サービス					
1-3-6	ファミリーサポートセンター事業					5-2-3
1-3-7	在宅子育て家庭支援					
1-3-8	空き店舗を活用した保育サービス等提供施設の設置支援					
1-3-9	一時預かり事業					1-4-6
1-3-10	短期入所生活援助（ショートステイ）事業					
1-3-11	トワイライトステイ事業					
1-3-12	子育て支援行事等の開催					
1-3-13	子育て親子講座					
1-3-14	保育所のホール等を活用した地域での子育て支援					
1-3-15	地域開放					
1-3-16	幼稚園における学童保育					
1-3-17	青空自主保育					
1-3-18	青空自主保育					
1-3-19	子育て支援の分かち合い					
1-3-20	子育て支援グループの連携と交流 一日冒険遊び場・講座等の子育て支援行事の開催等					
1-3-21	子育てサロン					4-3-9
1-3-22	里山冒険遊び場					
主要施策 1－4 保育サービスの充実						
1-4-1	通常保育事業					
1-4-2	延長保育事業					
1-4-3	夜間保育事業					
1-4-4	休日保育事業					
1-4-5	病後児保育事業			小学校3年生まで		
1-4-6	一時預かり事業					1-3-9
1-4-7	特定保育事業					

具休事業		妊娠出産期	乳幼児期 (0～5 歳)	学童期 (6～11 歳)	思春期 (12～18 歳)	重複 掲載
1-4-8	低年齢児保育		対象：6ヶ月未満			
1-4-9	統合保育（障害児保育）					6-3-10
1-4-10	保育園児の健康管理					
1-4-11	送迎保育ステーション					
1-4-12	保育サービス評価					
1-4-13	子どもの家					5-2-4
1-4-14	障害児のための子どもの家の受入れ					6-3-11
1-4-15	公立保育所の拠点化					
1-4-16	保育施設の整備・活用					
1-4-17	家庭的保育					
1-4-18	公共施設等を活用した保育サービスの提供					
1-4-19	預かり保育					
1-4-20	幼稚園児の健康管理					
主要施策 1－5 子育て支援のネットワーク体制の充実						
1-5-1	ネットワークの促進					
1-5-2	地域福祉活動					
主要施策 1－6 経済的支援の充実						
1-6-1	私立幼稚園等就園奨励費補助金の交付					
1-6-2	ひとり親家庭の家賃の助成					6-2-6
1-6-3	小児医療費助成				中学生まで	
1-6-4	ひとり親家庭の医療費の助成					6-2-9
1-6-5	障害者医療費助成					6-3-6
1-6-6	就学援助					
1-6-7	子ども手当					
1-6-8	児童扶養手当					6-2-7
1-6-9	特別児童扶養手当					6-3-7
1-6-10	ひとり親家庭等児童の大学進学支度金					6-2-8
1-6-11	遺児卒業祝金贈呈					
1-6-12	知的障害児通園施設利用支援					6-3-22
基本目標 2 子どもと親が健康に暮らせるまちづくり						
主要施策 2－1 子どもと親の健康の確保						
2-1-1	親子健康教育					
2-1-2	妊婦及び乳幼児健康診査					
2-1-3	親子健康相談					
2-1-4	家庭訪問					
2-1-5	予防接種					
2-1-6	健診後のフォロー体制づくり					
2-1-7	不妊相談の周知					
2-1-8	上級・普通救命講習					
2-1-9	感染症予防の啓発					
主要施策 2－2 食育*の推進						
2-2-1	学校における食育*の推進					
2-2-2	親と子の食生活体験学習の開催					
2-2-3	離乳食教室の開催					
2-2-4	栄養相談・栄養指導の実施					
2-2-5	乳幼児健診の場を通じた情報提供					
2-2-6	保育所における食育*の推進					
2-2-7	かまぐら食育*クラブ員の活動支援					
2-2-8	成長・発達にあわせたはたらきかけ					
2-2-9	食育*の啓発					

具休事業		妊娠出産期	乳幼児期 (0～5 歳)	学童期 (6～11 歳)	思春期 (12～18 歳)	重複 掲載
主要施策 2－3 思春期保健対策の充実						
2-3-1	思春期相談体制の充実					
2-3-2	親に対する思春期理解への支援					
2-3-3	学校における思春期教育の充実					
2-3-4	児童・生徒理解研修会の実施					
主要施策 2－4 安心して生み育てられる医療体制の充実						
2-4-1	小児救急医療体制の推進					
2-4-2	小児緊急医療支援					
2-4-3	かかりつけ医の確立					
2-4-4	産科診療所運営への支援					
基本目標 3 子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり						
主要施策 3－1 次代の親の育成						
3-1-1	学習情報の収集と提供					3-3-13
3-1-2	性（命）の尊重、男女平等についての啓発					
3-1-3	小学生と保育園児・幼稚園児の交流					3-2-9
3-1-4	中学生と保育園児・幼稚園児の交流					3-2-10
3-1-5	道徳教育での啓発					
3-1-6	特別活動での啓発					
主要施策 3－2 学校の教育環境の充実						
3-2-1	環境教育の推進					
3-2-2	学校評議員制度					
3-2-3	世代間交流					
3-2-4	教育相談事業の充実					
3-2-5	幼児教育に関する研究・研修					
3-2-6	心の教育の推進・道徳教育の充実					
3-2-7	国際社会への対応					
3-2-8	情報化社会への対応					
3-2-9	小学生と保育園児・幼稚園児の交流					3-1-3
3-2-10	中学生と保育園児・幼稚園児の交流					3-1-4
3-2-11	各種育成行事					
3-2-12	安全で快適な学校教育環境の整備					
3-2-13	体験学習の推進					
3-2-14	かまくら子ども議会の開催					
3-2-15	個に応じた指導の充実					
3-2-16	読書活動の推進					
3-2-17	各種補助員・介助員の派遣					
3-2-18	ごみの発生抑制及び減量化、資源化啓発					
3-2-19	幼児教育の振興					
3-2-20	里山体験学習					
3-2-21	幼稚園教諭の資質の向上					
主要施策 3－3 家庭や地域の子育て力の向上						
3-3-1	ブックスタート					
3-3-2	子育て支援センターの充実					1-3-2 4-3-2
3-3-3	生涯学習施設の提供					
3-3-4	育児教室					
3-3-5	両親学級					
3-3-6	地域での子どもの参画活動					
3-3-7	子どものスポーツの育成					
3-3-8	子ども会館・子どもの家における健全育成					

具休事業		妊娠出産期	乳幼児期 (0～5 歳)	学童期 (6～11 歳)	思春期 (12～18 歳)	重複 掲載
3-3-9	学校開放の推進					
3-3-10	青少年指導者の活動支援					
3-3-11	小学生リーダー・ジュニアリーダーの育成					
3-3-12	若者たちが育ち合う場の創設					4-3-4
3-3-13	学習情報の収集と提供					3-1-1
3-3-14	各種育成事業					
3-3-15	総合型地域スポーツクラブの育成					
3-3-16	保育所の地域子育て支援					
3-3-17	放課後子ども教室					4-3-5
3-3-18	放課後子どもプラン					4-3-6
3-3-19	スポーツ活動の促進					
3-3-20	多世代交流地域共同拠点の創設					4-3-7
3-3-21	「市長への手紙（子ども版）」の設置					
3-3-22	青少年健全育成活動					
3-3-23	家庭と地域の教育力活性化セミナー					
3-3-24	鎌倉てらこや事業					
3-3-25	一日深沢プレーパーク					
3-3-26	青少年の体験学習活動					
3-3-27	助成事業					
3-3-28	てらハウス事業					
3-3-29	お泊り里山体験					
主要施策 3－4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進						
3-4-1	青少年健全育成に関する啓発					
3-4-2	街頭補導活動の推進					
3-4-3	社会環境実態調査及び有害図書類区分 陳列等調査の実施					
3-4-4	学校と警察の連携の強化					4-2-4
基本目標 4 子どもと子育てにやさしいまちづくり						
主要施策 4－1 良好な生活環境の整備						
4-1-1	歩道の整備					
4-1-2	生活道路の整備促進					
4-1-3	交通環境の検討					
4-1-4	庁舎内のバリアフリー*化の推進					
4-1-5	公園・緑地の整備促進					4-3-8
4-1-6	緑地の確保					
4-1-7	駅施設の整備					
4-1-8	住宅施策の推進					
4-1-9	まちづくり活動の支援					
4-1-10	市営住宅の整備促進					
主要施策 4－2 安全・安心まちづくりの推進						
4-2-1	防犯灯管理費補助金の交付					
4-2-2	防犯対策の充実					
4-2-3	自主防犯パトロール活動の推進					
4-2-4	学校と警察の連携の強化					3-4-4
4-2-5	児童安全指導の開催					
4-2-6	防犯教室の開催					
4-2-7	関係機関、団体との協議会の開催					
4-2-8	防犯体制の充実					
4-2-9	防犯に関する普及啓発活動の実施					
4-2-10	事件・事故等緊急対応のポイントの作 成・配布					
4-2-11	保護者と地域の連携による防犯活動の 推進					
4-2-12	防犯ブザーの配布					

具休事業		妊娠出産期	乳幼児期 (0～5 歳)	学童期 (6～11 歳)	思春期 (12～18 歳)	重複 掲載
4-2-13	学校警備員の配置					
4-2-14	こども安全パトロール員の巡回					
4-2-15	交通安全教室の開催					
4-2-16	スクールゾーンの安全対策					
4-2-17	幼稚園の安全対策					
4-2-18	幼稚園におけるメールシステムの活用					
主要施策 4-3 子どもや親子の居場所づくりの推進						
4-3-1	子ども会館					1-3-1
4-3-2	子育て支援センターの充実					1-3-2 3-3-2
4-3-3	つどいの広場					1-3-4
4-3-4	若者たちが育ち合う場の創設					3-3-12
4-3-5	放課後子ども教室					3-3-17
4-3-6	放課後子どもプラン					3-3-18
4-3-7	多世代交流地域共同拠点の創設					3-3-20
4-3-8	公園・緑地の整備促進					4-1-5
4-3-9	子育てサロン					1-3-21
基本目標 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*を実現できるまちづくり						
主要施策 5-1 多様な働き方のできる環境の整備						
5-1-1	育児休業*制度の普及・啓発活動					
5-1-2	就労環境改善への支援					
5-1-3	就労情報の提供					
5-1-4	育児休業*対策に要する費用への資金 融資環境の整備					
5-1-5	「鎌倉市職員子育てサポートプラン」 の推進					
主要施策 5-2 仕事と子育ての両立の推進						
5-2-1	男女共同参画社会づくり					
5-2-2	父親への育児支援					
5-2-3	ファミリーサポートセンター事業					1-3-6
5-2-4	子どもの家					1-4-13
5-2-5	各種保育サービス					主要施策 1-4
基本目標 6 専門的な支援を利用しやすいまちづくり						
主要施策 6-1 児童虐待等の防止対策と支援の充実						
6-1-1	「子どもの権利条約*」の周知					
6-1-2	児童虐待防止の啓発					
6-1-3	虐待の早期発見と予防					
6-1-4	「こどもと家庭の相談室」の実施					1-2-2
6-1-5	児童虐待防止ネットワーク組織					
6-1-6	養育支援訪問					
主要施策 6-2 ひとり親家庭への支援の充実						
6-2-1	ひとり親家庭相談					
6-2-2	ひとり親家庭への貸付制度					
6-2-3	家事支援の実施					
6-2-4	ひとり親家庭の団体活動の支援					
6-2-5	緊急保護体制の確保					
6-2-6	ひとり親家庭の家賃の助成					1-6-2
6-2-7	児童扶養手当					1-6-8
6-2-8	ひとり親家庭等児童の大学進学支度 金					1-6-10
6-2-9	ひとり親家庭の医療費の助成					1-6-4

具体事業		妊娠出産期	乳幼児期 (0～5 歳)	学童期 (6～11 歳)	思春期 (12～18 歳)	重複 掲載
6-2-10	自立支援教育訓練給付金					
6-2-11	高等技能訓練促進費					
主要施策 6－3 障害のある子どもとその家族への支援の充実						
6-3-1	相談体制の推進					
6-3-2	療育関係の施設の整備					
6-3-3	統合保育の推進					
6-3-4	発達支援指導					
6-3-5	知的障害児通園支援					
6-3-6	障害者医療費助成					1-6-5
6-3-7	特別児童扶養手当					1-6-9
6-3-8	就学相談					
6-3-9	特別支援教育					
6-3-10	保育所での統合保育					1-4-9
6-3-11	障害児のための子どもの家の受入れ					1-4-14
6-3-12	市民啓発					
6-3-13	児童居宅生活支援費					
6-3-14	障害児福祉手当					
6-3-15	障害者福祉手当					
6-3-16	障害者福祉タクシー利用料、バス共通カード購入費、福祉有償運送料金、自動車燃料費助成					
6-3-17	障害児放課後・余暇支援					
6-3-18	補装具・日常生活用具の交付					
6-3-19	発達支援システムネットワークの推進					
6-3-20	5歳児すこやか相談					
6-3-21	障害児者への相談支援体制の推進					
6-3-22	知的障害児通園施設利用支援					1-6-12
6-3-23	相談支援					
6-3-24	要保護幼児へのきめ細かな対応					
6-3-25	統合保育					
6-3-26	音楽で遊ぼう					
6-3-27	作って遊ぼうぐるるんぱ					
6-3-28	施設見学					
6-3-29	障害福祉相談員による相談					
6-3-30	プールであそぼう					
6-3-31	かまくらハイジの会					
6-3-32	なみっ鼓					
6-3-33	チャレンジャー					

第5章 目標（計画重点指標）

1 特定事業の目標値

後期計画では、国が指定する特定事業について目標数値を各自治体で設定することが求められています。前期計画での状況やニーズ調査の結果を踏まえ、これらの各事業について具体的な目標事業量などを以下のように設定します。

（1）特定事業の目標値 ※事業内容については、カッコ内の具体事業参照

事業名	現状値 (平成21年4月1日)	目標値 (平成26年)
通常保育事業(*) (1-4-1)	認可保育所受入数 1,669人	認可保育所受入数 1,827人
特定保育事業 (1-4-7)	一時預かり事業にて対応	
延長保育事業 (1-4-2)	17か所	19か所
夜間保育事業 (1-4-3)	未実施	検討
トワイライトステイ事業 (1-3-11)	0か所	1か所
休日保育事業 (1-4-4)	2か所	2か所
病児・病後児保育事業 (1-4-5 鎌倉市では、病後児保育事業のみ)	1か所	1か所
放課後児童健全育成事業 (1-4-13・5-2-4 こどもの家)	16か所 定員数 655人	16か所 定員数 670人
地域子育て支援拠点事業 (1-3-2・3-3-2・4-3-2 子育て支援センター、 1-3-4・4-3-3 つどいの広場)	7か所	6か所
一時預かり事業 (1-3-9・1-4-6)	9か所	9か所
短期入所生活援助(ショートステイ)事業 (1-3-10)	3か所	3か所
ファミリーサポートセンター事業 (1-3-6・5-2-3)	1か所	1か所

*通常保育事業の目標受入数：ニーズ調査結果から、0歳～5歳の人口に対する現在通園している子の割合と今後通園を希望する子の割合を人口推計値に乗じて算出。なお、設定目標値は将来人口を見据え、「新待機児童*ゼロ作戦」最終年度（平成29年度）数値とする。

2 計画の目標

今後、計画全体や重点取り組みとしての進捗状況(アウトカム)を点検・評価するため、目標を以下のように設定します。

また、目標については、計画の最終年度である平成 26 年度にアンケート調査等を通じて、点検・評価を行います。

(1) 計画全体の目標

項 目	現 状 (平成 20 年度)	目 標 (平成 26 年度)
子育てをしている生活に対する満足度	73.4%	拡充
「子どもを産み育てること」に対し社会が評価していると感じる割合	16.6%	拡充
市の子育て支援策(子育て相談支援、保育園整備、小児医療費助成など)が充実していると感じる割合	16.8%	拡充

(2) 重点取り組みごとの目標

「保育環境の充実に努めます」

項 目	現 状 (平成 21 年度)	目 標 (平成 26 年度)
待機児童*数	44 人	ゼロ(*)
特定事業の目標値	P.85 参照	

*国の施策「新待機児童*ゼロ作戦(最終年:平成 29 年)」の達成に向けた「ゼロ」です。

「市民ニーズにあった居場所を整備します」

項 目	現 状 (平成 20 年度)	目 標 (平成 26 年度)
つどいの広場、子育て支援センターの利用状況	使っている 13.7%	拡大
子ども会館の一日あたり平均来館者数	247 人	10%アップ

「安全・安心を感じられる環境づくりを推進します」

項 目	現 状 (平成 20 年度)	目 標 (平成 26 年度)
土、日、休日の小児科医夜間配置率	51.7%	拡充
子どもが犯罪の被害にあったことがない率	91.6%	拡充



第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制の充実・強化

本計画は、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があるため、「鎌倉市次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会」により、関係部局間の有機的な連携や緊密な調整を行い、全庁的な取組みの充実を図ります。

また、後期行動計画を総合的かつ効果的に推進するため、「鎌倉市次世代育成支援対策協議会」による意見交換及び情報共有を行い、計画の推進体制を強化します。

なお、計画に掲げる取組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国、県との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を図ります。

2 市民や地域との協働による推進

計画の推進にあたって、関係部局間の相互連携はもとより、家庭、学校、地域、企業などがそれぞれの役割を担いながら連携を図り、幅広い分野にわたる子育て支援施策について、総合的な施策の展開に努めます。

また、多様化する市民ニーズにきめ細かく対応していくために、行政サービスにとどまらず、社会福祉協議会をはじめとする地域の団体、ボランティア、NPO*などの各種団体との関わりが重要となることから、連携と協力関係を築いていきます。

3 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、「鎌倉市次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会」を中心に施策の進捗状況について把握するとともに、「鎌倉市次世代育成支援対策協議会」では、各種施策の推進や新たな課題への対応などに向けて意見を聞き、今後の施策運営に役立てていきます。

また、市民ニーズへの的確な対応、社会情勢や国の動向の変化に適確かつ柔軟に対応するためにも、この計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。

P = P L A N (プラン)(この計画の具体的な事業など)

D = D O (ドゥ)(実行)

C = C H E C K (チェック)(点検・評価)

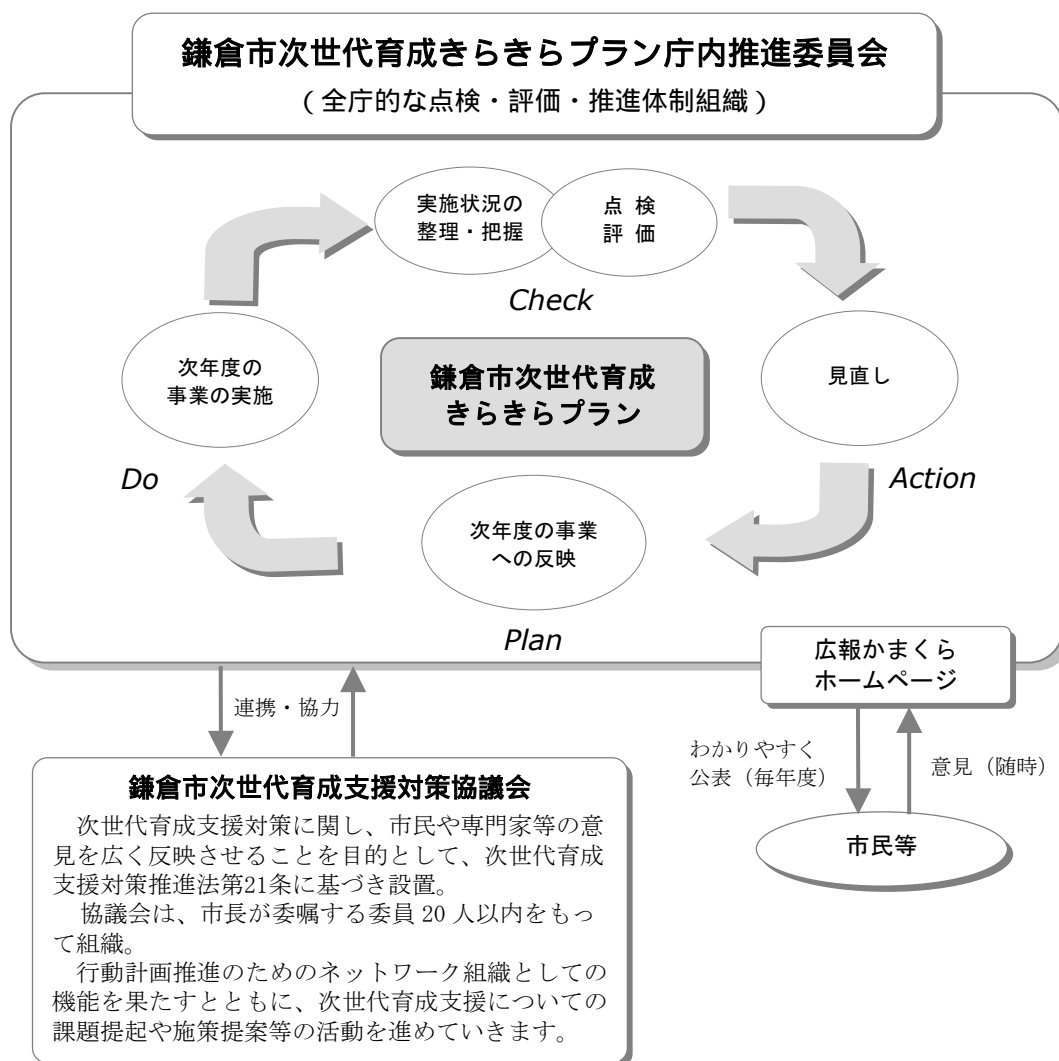
A = A C T I O N (アクション)(見直し)

このサイクルは、個々の事業ごとにP→D→C→Aと回り、再度、見直し後のPに戻り、具体的事業の改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。

なお、PDCAサイクルの適用は、基本的には具体的指標を設定している事業としていますが、必要に応じてこれら以外の事業についても評価を行うものとし、計画（事業）を進行管理しながら施策の全体の改善および向上へとつなげていきます。

また、毎年1回、計画の実施状況について点検し、結果を市民に公表するものとし、広報誌やホームページへの掲載などにより市民への周知を図ります。

さらに、平成26年度において、アンケート調査等により、計画・施策レベルの目標値の検証を行い、計画の評価を行います。



第7章 資 料

1 鎌倉市次世代育成支援対策協議会設置要綱

（設置及び目的）

第1条 市民が安心して子どもを生み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つことができる環境を整備するための次世代育成支援対策に関し、市民や専門家等の意見を広く反映させることを目的として、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条に基づき鎌倉市次世代育成支援対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、委嘱をした日から平成22年3月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

（会議の公開）

第6条 協議会の会議は公開とする。ただし、委員長が公開することを不適当と認めるときはこの限りでない。

（幹事）

第7条 協議会に、幹事20人以内を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、次世代育成支援対策について委員を補佐する。

（事務局）

第8条 協議会の事務局は、こどもみらい課、保育課、こども相談課及び市民健康課が担当する。

（次世代育成団体別懇談会）

第9条 市は、次世代育成についての意見を求めるため、事業主などが組織する地域協議会と次世代育成団体別懇談会を実施し、必要な連携を図っていくものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年8月1日施行）

この要綱は、決裁の日から施行する。

2 鎌倉市次世代育成支援対策協議会委員名簿

(任期：平成 19 年 6 月 22 日～平成 22 年 3 月 31 日)

選出団体等	役職等	氏 名
明治学院大学	教 授	松原 康雄
○神奈川県立保健福祉大学	教 授	新保 幸男
鎌倉商工会議所	青年部会長	中村 発雄 (H19.6.22～H20.3.31) 大島 智 (H20.7.4～H21.3.31) 石井 浩彦 (H21.6.4～H22.3.31)
鎌倉青年会議所	理 事	兵藤 忠洋
鎌倉市社会福祉協議会	常務理事	上林 忠 (H19.6.22～H20.3.31) 小川 研一 (H20.7.4～H22.3.31)
鎌倉保健福祉事務所	保健福祉部 保健福祉課長	山多 美代子 (H19.6.22～H20.3.31) 渡部 俊子 (H20.7.4～H22.3.31)
鎌倉市民生委員児童委員協議会	主任児童委員*	尾島 珠世
かまくら子育て支援グループ懇談会	代 表	平野 佳世子
鎌倉市手をつなぐ育成会	会 長	宮内 淑江
鎌倉市保育会	会 長	富田 英雄
鎌倉市保育園保護者連絡会	副会長	浅田 麻由 (H19.6.22～H20.3.31) 米須 杏子 (H20.7.4～H21.3.31) 鈴木 百恵 (H21.6.4～9.30) 多賀 由美子 (H21.10.9～10.31) 竹内 玲子 (H21.11.26～H22.3.31)

選出団体等	役職等	氏 名
鎌倉私立幼稚園協会	振興部長	森 研四郎 (H19.6.22～H20.3.31) 石井 秀卓 (H20.7.4～H22.3.31)
鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	役員	金子 雅子 (H19.6.22～H20.3.31) 東山 恭子 (H20.7.4～H21.3.31) 田中 恵美子 (H21.6.4～H22.3.31)
鎌倉市立小学校長会	校 長	鎌倉市立小坂小学校校長 山本 満 (H19.6.22～H20.3.31) 鎌倉市立第二小学校校長 兵藤 嘉子 (H20.7.4～H22.3.31)
鎌倉市 P T A 連絡協議会	副会長	田沼 由美子 (H19.6.22～H20.3.31) 金澤 真理 (H20.7.4～H21.3.31) 赤瀬川 由乃 (H21.6.4～H22.3.31)
鎌倉市青少年指導員連絡協議会	副会長	小坂 泰子
市民公募委員		鈴木 綾子
市民公募委員		岡田 智佳子

委員長 ○ 副委員長

3 後期計画策定の経過

年月日	審議会・委員会等審議内容等																				
平成 21 年 2 月 25 日 ～ 3 月 17 日	鎌倉市次世代育成支援に関するニーズ調査 <table><tr><th>調査対象</th><th>配布数</th><th>有効回収数</th><th>有効回収率</th></tr><tr><td>0 歳～2 歳児保護者</td><td>849 件</td><td>599 件</td><td>70.6%</td></tr><tr><td>3 歳～5 歳児保護者</td><td>901 件</td><td>613 件</td><td>68.0%</td></tr><tr><td>6 歳～12 歳児の保護者</td><td>1,750 件</td><td>1,167 件</td><td>66.7%</td></tr><tr><td>25 歳～40 歳市民</td><td>500 件</td><td>274 件</td><td>54.8%</td></tr></table>	調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率	0 歳～2 歳児保護者	849 件	599 件	70.6%	3 歳～5 歳児保護者	901 件	613 件	68.0%	6 歳～12 歳児の保護者	1,750 件	1,167 件	66.7%	25 歳～40 歳市民	500 件	274 件	54.8%
調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率																		
0 歳～2 歳児保護者	849 件	599 件	70.6%																		
3 歳～5 歳児保護者	901 件	613 件	68.0%																		
6 歳～12 歳児の保護者	1,750 件	1,167 件	66.7%																		
25 歳～40 歳市民	500 件	274 件	54.8%																		
平成 21 年 5 月 18 日	第 1 回鎌倉市次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会 ・ ニーズ調査の結果報告について ・ 後期計画策定について																				
平成 21 年 6 月 4 日	第 1 回鎌倉市次世代育成支援対策協議会 ・ ニーズ調査の結果報告について ・ 後期計画策定について																				
平成 21 年 7 月 21 日	第 2 回鎌倉市次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会 ・ 後期計画策定について																				
平成 21 年 7 月 27 日	第 2 回鎌倉市次世代育成支援対策協議会 ・ 後期計画策定について （ニーズ量、課題、スケジュール） ・ 市民懇談会、団体別懇談会について																				
平成 21 年 8 月 24 日 ～ 9 月 28 日	次世代育成団体別懇談会 かまくら子育てグループ懇談会 鎌倉市青少年指導員連絡協議会 鎌倉市私立幼稚園協会 鎌倉市私立幼稚園父母の会連合会 ピヨピヨ保育園保護者会 手をつなぐ育成会 主任児童委員*																				
平成 21 年 8 月 26 日 ～ 8 月 29 日	次世代育成支援かまくら市民懇談会 （深沢、玉縄、腰越、大船、鎌倉地域） ・ きらきらプラン後期計画策定について ・ 子育てを巡る様々な課題、要望、意見交換																				
平成 21 年 10 月 1 日	第 3 回鎌倉市次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会 ・ 施策別検証シートについて																				

年月日	審議会・委員会等審議内容等
平成 21 年 10 月 9 日	第 3 回鎌倉市次世代育成支援対策協議会 ・施策別検証シートについて ・緊急・重点課題、重点課題について ・評価指標について ・目標事業量について
平成 21 年 11 月 1 日 ～ 11 月 13 日	子どもの意見聴取 ジュニアリーダー 手広中学 1 年生 深沢高校ボランティア部
平成 21 年 11 月 18 日	第 4 回鎌倉市次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会 ・骨子（案）について ・重点施策について ・施策別方向性シートについて ・パブリックコメント*について
平成 21 年 11 月 26 日	第 4 回鎌倉市次世代育成支援対策協議会 ・骨子（案）について ・重点取組みについて ・施策別方向性について ・評価指標について
平成 22 年 1 月 12 日 ～ 2 月 10 日	パブリックコメント*の実施
平成 22 年 3 月 5 日	第 5 回鎌倉市次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会 ・素案に対する意見募集の結果について ・計画書変更点等について
平成 22 年 3 月 12 日	第 5 回鎌倉市次世代育成支援対策協議会 ・素案に対する意見募集の結果について ・計画書変更点等について

4 次世代育成支援対策推進法の概要

基 本 理 念

次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるよう配慮して行わなければならない。

責 務

国・県・市

相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努める。

国民

次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深める。
次世代育成支援対策への協力

事業主

雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努める。
次世代育成支援対策への協力

次世代育成支援対策地域協議会

次世代育成支援対策推進センター

推進に向けた協議

策定支援
雇用環境の整備に関する相談その他の援助

- 一般事業主（従業員101人以上の企業）は、行動計画策定指針に即して達成すべき目標、講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定。100人以下は努力義務。
- 特定事業主（国及び地方公共団体の機関）は、行動計画策定指針に即して、計画期間や目標、次世代育成支援対策の内容及びその実施時期を定めた行動計画を策定。

行動計画策定指針に即して達成すべき目標、講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定。

＜内容に関する7つの事項＞

- 1 地域における子育ての支援
- 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 5 職業生活と家庭生活との両立の推進等
- 6 子ども等の安全の確保
- 7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

計画の周知・実施状況の公表

5 国が定めた「行動計画策定指針」の概要

(1) 行動計画策定の背景及び趣旨

ア 行動計画策定の背景

- 次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定し、次世代育成支援対策の推進を図ってきた。
- 平成17年に初めて総人口が減少に転じ、出生数が106万人及び合計特殊出生率*が1.26と、ともに過去最低を記録。
- 平成18年6月に「新しい少子化対策について」を踏まえ、少子化対策の抜本的な拡充、強化を図ってきたところである。
- 平成18年12月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、2055年にあっても合計特殊出生率*は1.26と示され（出生中位・死亡中位推計）国民の結婚や出産・子育てに対する希望と現実の乖離に着目し、この乖離を生み出している要因が整理された。
- 平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、その中で、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされている。
- 平成19年12月に就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*憲章」及びその実現に向けた「仕事と生活の調和*推進のための行動指針」が取りまとめられた。
- 「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に向け、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための「児童福祉法等の一部を改正する法律案」平成20年12月3日に公布。さらに「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」において、税制改革による財源確保を図りながら、検討を速やかに進める。

イ 基本理念

- 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

ウ 行動計画の策定の目的

- 地方公共団体及び事業主は、行動計画策定指針に即して次世代育成支援対策のための10年間の集中的・計画的な取組を推進するため、それぞれ行動計画を策定し、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期等を定める。

(2) 行動計画の実施に関する基本的事項

ア 行動計画策定に当たっての基本的視点

子どもの視点
次代の親づくりという視点
サービス利用者の視点
社会全体による支援の視点
仕事と生活の調和^{*}の実現の視点
すべての子どもと家庭への支援の視点
地域における社会資源の効果的な活用の視点
サービスの質の視点
地域特性の視点

イ 行動計画の策定に当たって必要とされる手続

現状の分析
ニーズ調査の実施
多様な主体の参画と情報公開

ウ 他の計画との関係

鎌倉市総合計画との調和
鎌倉市地域福祉計画等との調和

(3) 行動計画の内容に関する事項

1 地域における子育ての支援

地域における子育て支援サービスの充実
保育サービスの充実
子育て支援のネットワークづくり
児童の健全育成
その他

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもや母親の健康の確保
食育^{*}の推進
思春期保健対策の充実
小児医療の充実

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の親の育成

子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

家庭や地域の教育力の向上

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

4 子育てを支援する生活環境の整備

良質な住宅の確保

良好な居住環境の確保

安全な道路交通環境の整備

安心して外出できる環境整備

安全・安心まちづくりの推進

5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

仕事と生活の調和^{*}の実現のための働き方の見直し

仕事と子育ての両立のための基盤整備

6 子ども等の安全の確保

子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

被害に遭った子どもの保護の推進

7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待防止対策の充実

母子家庭等の自立支援の推進

障害児施策の充実

6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*憲章

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものでありその充実があってこそ人生の生きがい喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む

など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに「家族団らんの時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもあり、多様な働き方が模索されている。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和*の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和*を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和*の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものである。

（明日への投資）

仕事と生活の調和*の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和*の実現に官民一体となって取り組んでいくため、本憲章を定める。

〔仕事と生活の調和*が実現した社会の姿〕

- 1 仕事と生活の調和*が実現した社会とは「国民一人ひとりがやりが、いや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され家族・友人などとの充実した時間自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様な柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

- 2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和*の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途「仕事と生活の調和*推進のための行動、指針」で定めることとする。

（企業と働く者）

- （１）企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

（国民）

- （２）国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和*の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

（国）

- （３）国民全体の仕事と生活の調和*の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

（地方公共団体）

- （４）仕事と生活の調和*の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

7 用語説明

英数字

NPO

「Nonprofit Organization」の略で「民間非営利組織」と訳す。政府や私企業とは独立した存在として、社会的な公益活動を行う組織や団体のこと。

NPO法人

特定非営利活動促進法により法人格を認証された民間非営利団体。法的には「特定非営利活動法人」という。

あ

育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6か月）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができる。事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。

また、育児休業の他に、一定の要件を満たしたなかで、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

か

合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に何人子どもを生むかを示す時に使われる出生率で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値。この数値が、おおむね2.08を下回ると、将来、人口が減少するとされている。

コーホート変化率法

年齢別・男女別の人口について、出生・死亡や転入・転出などの要因を分けずにそれぞれ5年間の人口増減率をもとに将来の人口を推計する方法。

子どもの権利条約

子ども（18歳未満のすべての人間）を人権の主体として認め、その保障を地球規模で各国において実現することを約束し合った条約。

さ

仕事と生活の調和

ワーク・ライフ・バランス参照

主任児童委員

児童福祉の活動を専任で行う民生委員児童委員*。関係機関と連携し、子育てに関する悩みの相談や、子育てに不安のある家庭の支援、子育てに関する情報提供等を行い、地域の子どもと子育て家庭を見守っている。また、主任児童委員が中心に運営する「子育てサロン」は、親子で気軽に参加することができ、子育て中の親の仲間づくりや息抜き場の場、相談の場となっている。

食育

一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を身につけるための学習などの取り組み。

スクールカウンセラー

いじめや不登校をはじめ問題や悩みを抱える児童生徒への支援として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために、学校に配置される臨床心理士などの専門家。

た

待機児童

保育所入所申し込みが市に提出され、かつ、入所要件に該当しているものであって、現に保育所に入所していない子どものこと。ただし、他に入所可能な保育所があるにも関わらず待機している場合は除く。

特別支援学校

盲・聾・養護学校の対象となっている 5 種の障害（盲・聾・知的障害・肢体不自由・病弱）及びこれらの重複障害に対応した教育を行う学校のこと。

障害のある子どもが幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けるとともに、学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識、技能の習得を目的としている。

な

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

は

発達障害

発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと定義されている。

パブリックコメント

市の基本的な政策などを策定するときに、事前に計画案を公表し、広く意見を求め、計画案に対する意見等を政策に反映するための一連の手続きを定めた制度のこと。

バリアフリー

スロープや手すりの設置、段差の解消等、高齢者や障害者等が移動しやすいよう配慮をすること。

ま

民生委員児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受けた福祉のボランティア。様々な支援を必要とする住民の相談に応じて、福祉の制度やサービスについて情報提供を行い、住民と関係機関とをつなぐパイプ役を担うとともに、関係機関と連携し、地域福祉の増進に努めている。また、すべての民生委員は児童員を兼ねており、主任児童委員*と連携し、子育て支援等の児童福祉の向上にも努めている。

メンタルフレンド

不登校状態等で自宅にひきこもりがちな児童生徒に対して、兄や姉に相当する世代の大学生・大学院生が家庭等に訪問し、対人関係の芽を育めるよう、話し相手・遊び相手として支援するもの。

や

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等に関わらず、すべての人々にとって使いやすいよう、あらかじめ配慮したデザインにしていこうという考え方のこと。

わ

ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

第7章の6に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)*憲章」を掲載。

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

鎌倉市次世代育成きらきらプラン（後期計画）

発行年月：平成22年3月

編集・発行：鎌倉市こどもみらい部こどもみらい課

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

電話 0467-23-3000（内線 2651）



Ryoh